



2024 年度

# 自己評価書

2026 年 3 月

一般社団法人 日本技術者教育認定機構  
(JABEE)

# 目 次

## I. はじめに

I-1. JABEE 設立の背景と事業概要

I-2. 2024 年度自己評価の経緯と実施方針

## II. 2024 年度自己評価サマリー

成果および課題と今後の対応方針

## III. 2024 年度自己評価詳細

第 1 章 前回自己評価での課題

第 2 章 2024 年度評価結果

2.1 機関評価

2.1.1 機関評価の方針

2.1.2 機関としての運営・活動の成果と課題

2.1.2.1 財務状況

2.1.2.1.1 事業状況と収益

2.1.2.1.2 認定審査事業の赤字

2.1.2.1.3 費用削減

2.1.2.1.4 新規事業への取り組み

2.1.2.1.5 受託業務

2.1.2.1.6 認定維持費制の導入

2.1.2.2 認知度の向上

2.1.2.2.1 広報活動

2.1.2.2.2 記念大会

2.1.2.2.3 日本工学教育協会共催ワークショップ

2.1.2.2.4 ステークホルダーの訪問等

2.1.2.3 認定プログラム数の減少

2.1.2.4 国際連携

2.1.2.4.1 国際協定への継続加盟

2.1.2.4.2 海外認定団体の認定プログラム修了生の実質的同等性

2.1.2.5 組織体制・運営の見直し

2.1.2.5.1 JABEE の組織体制

2.1.2.5.2 JABEE 事務局

2.1.2.5.3 国内関係機関との連携

2.1.2.5.4 海外関係機関との連携

2.1.3 機関評価のまとめ

2.1.3.1 機関としての運営・活動に関わる成果

- 2.1.3.2 機関としての運営・活動に関わる今後の課題
- 2.2 事業評価
  - 2.2.1 事業評価の方針
  - 2.2.2 認定・審査
    - 2.2.2.1 認定・審査の実績と状況
      - 2.2.2.1.1 認定プログラム数
      - 2.2.2.1.2 審査での指摘事項
      - 2.2.2.1.3 受審プログラムの意見と認定辞退
      - 2.2.2.1.4 修士課程プログラムの認定
      - 2.2.2.1.5 認定・審査に関わる成果と課題
    - 2.2.2.2 審査員及び研修
      - 2.2.2.2.1 審査員の状況
      - 2.2.2.2.2 審査員の研修
      - 2.2.2.2.3 審査員及び研修に関わる成果と課題
    - 2.2.2.3 規定文書の改定
      - 2.2.2.3.1 主な規定文書の改定
      - 2.2.2.3.2 審査のガイドライン
      - 2.2.2.3.3 2020年度～2024年度の規定文書について
      - 2.2.2.3.4 2025年度に向けた文書について
      - 2.2.2.3.5 規程文書の改定に関わる今後の課題
    - 2.2.2.4 審査ルール等の見直しと改定
      - 2.2.2.4.1 主なルールの改定（新型コロナウイルス感染症に対応可能なルールの改定）
      - 2.2.2.4.2 新型コロナウイルス感染症対応のための審査スケジュール見直し
      - 2.2.2.4.3 同一校複数プログラムの審査と一斉審査調整措置
      - 2.2.2.4.4 予備審査制度
      - 2.2.2.4.5 審査ルール等の見直しと改定に関わる成果と課題
    - 2.2.2.5 委員会活動
      - 2.2.2.5.1 主要な活動状況
      - 2.2.2.5.2 会議／委員会の個別実施内容
      - 2.2.2.5.3 委員会活動に関わる成果と課題
    - 2.2.2.6 受審校支援
  - 2.2.3 専門職大学院認証評価事業
    - 2.2.3.1 認証評価実施の経緯
    - 2.2.3.2 認証評価の実施体制
    - 2.2.3.3 認証評価に関わる成果と課題
  - 2.2.4 JABEEの認定・審査や技術者教育に関する普及活動
    - 2.2.4.1 実地審査への企業からのオブザーバー参加
    - 2.2.4.2 JABEE一日工教共催ワークショップ

- 2.2.4.3 技術者教育普及に関わる成果と課題
- 2.2.5 国際的連携・協力
  - 2.2.5.1 ワシントン協定
    - 協定継続審査対応
  - 2.2.5.2 ソウル協定
    - 協定継続審査対応
  - 2.2.5.3 キャンベラ協定
  - 2.2.5.4 インドネシア技術者教育認定団体（IABEE）設立支援
  - 2.2.5.5 海外認定団体支援
  - 2.2.5.6 国際的連携・協力に関わる成果と課題
- 2.2.6 国内関係先との連携・協力
  - 2.2.6.1 日本技術士会
    - IPD、CPD の対応
  - 2.2.6.2 国立高等専門学校機構
    - KIS 認定機関認証評価の導入と成果
  - 2.2.6.3 認証評価機関
    - 2.2.6.3.1 大学改革支援・学位授与機構
      - 機関別認証評価への JABEE 審査結果の活用化
    - 2.2.6.3.2 大学基準協会
  - 2.2.6.4 その他の関係先
  - 2.2.6.5 国内関係先との連携・協力に関わる成果と課題

### 第3章 2024年度自己評価での成果のまとめ

- 3.1 機関運営に関する成果
  - 3.1.1 定款及び組織運営規則に基づく組織運営とコンプライアンス対応
  - 3.1.2 事業改革
  - 3.1.3 広報・普及活動の強化
  - 3.1.4 国際交流の進展
  - 3.1.5 渉外・連携活動の成果
- 3.2 認定事業に関する成果
  - 3.2.1 新型コロナウイルス感染症対応の認定・審査
  - 3.2.2 審査員の育成と審査の質の向上
  - 3.2.3 認定基準と審査関連文書の継続的見直し
  - 3.2.4 プログラムの受審及び認定維持の負荷の軽減
  - 3.2.5 審査員の負荷軽減
  - 3.2.6 認証評価機関との連携
  - 3.2.7 専門職大学院認証評価機関としての活動
  - 3.2.8 国際協定への対応と国際協力

## 第4章 自己評価で明らかになった課題と今後の対応方針

### 4.1 財務

### 4.2 JABEE 委員会活動

### 4.3 国際連携

### 4.4 広報活動

### 4.5 技術者教育の普及活動

### 4.6 プログラム認定

#### 4.6.1 審査員の増強

#### 4.6.2 審査の質の向上

#### 4.6.3 認定基準及び認定枠組の見直し

#### 4.6.4 審査ルール等の見直し

### 4.7 認証評価

#### 4.7.1 専門職大学院認証評価

#### 4.7.2 KIS 認証評価

### 4.8 JABEE 事務局

## 第5章 付録（評価のための客観的データ）

### 5.1 アンケート評価の方針

### 5.2 認定プログラムへのアンケート結果

#### 5.2.1 認定受審の目的と効果

#### 5.2.2 JABEE の認定審査への意見・提案

#### 5.2.3 認定制度及び JABEE 活動全般に関する意見・提言等

### 5.3 審査員へのアンケート結果

#### 5.3.1 審査方法の改善についての意見

#### 5.3.2 受審プログラムの対応についての意見

#### 5.3.3 審査員の研修についての意見

#### 5.3.4 審査チームの編成についての意見

#### 5.3.5 その他の意見

### 5.4 認定継続辞退プログラムへのアンケート結果

### 5.5 JABEE 認定と技術士資格取得

#### 5.5.1 認定プログラム修了者の技術士資格取得状況

#### 5.5.2 認定に関する海外対応の事例

## I. はじめに

### I-1. JABEE 設立の背景と事業概要

一般社団法人日本技術者教育認定機構(以下 JABEE と表記する)の技術者教育認定は、わが国初の専門教育認定制度として、2001 年度にスタートした。人材の国際的流動化が進む中で、持てる力量を存分に発揮し、わが国の発展に貢献する技術者を育成するための仕組みの一つとして、産官学の協力のもとに生まれた制度である(ここでいう技術者には、将来の技術革新につながる研究の従事者も含む)。JABEE 設立の背景には、わが国の将来を担う技術者の育成に一部の有識者が大いなる危機感を持ち、国際的に通用する技術者教育の質保証の必要性を提言し、産官学各界から少なからぬ賛同を得たことがある。

この危機感とは、大学工学部に代表されるわが国の技術者や技術系研究者の育成システムがガラパゴス化し、グローバル化の中でこれまでの強みを失っていくのではないかという危惧であった。その後のわが国産業界の辿った道筋は、これが必ずしも杞憂ではなかったことを示している。

JABEE の認定制度では、教育機関に対し、持てるリソース(教育組織、施設、教員、入学生等)を最大限に活用して、学生に卒業時の目標として設定した知識、能力を身につけてもらうことを保証する教育システムを構築し、それを継続的に改善しながら実効的に運営することを求めている。教育機関のランク付けや権威付けを行うものではなく、そこで履修する学生が将来技術者として活躍するために必要な知識・能力を獲得できる教育がなされているかという観点から、教育システムの質を保証するものである。換言すれば、JABEE の認定制度は学生達のためのものであり、ひいては将来の日本のためのものである。限られたリソースと期間で有為な技術者をできるだけ多く育成することはわが国の喫緊の課題であるが、教育界にはその解の一つとして JABEE の認定に取り組まれることを、そして産業界にはそれを息長く支援していただくことを期待している。

わが国ではすべての大学(短期大学を含む)、大学院及び高等専門学校を対象に、2004 年度から学校教育法に基づいて「機関別認証評価」が実施されている。これは、設置認可の事後確認としての機能と位置付けられており、併せて文部科学省が認証した各評価組織の評価基準に基づいて教育機関が提供する教育の質と、その質を維持・向上させる組織的メカニズムを評価している。

これに対して、JABEE の認定は学校教育法には依拠せず、自らの意思で認定を申請した技術者教育プログラム(以下、「プログラム」と表記する)を JABEE の認定基準に基づいて審査し、基準を満たしていることを認定している。JABEE の認定は機関別認証評価とは異なり専門分野別の評価であるだけでなく、機関別認証評価が主として大学全体の運営や学生にどのような教育を行っているかを評価するのに対して、学科等の各教育プログラムにおける学生にどのような知識・能力を身につけさせているかを評価するものである。

「プログラム」をどのような形態にするかは教育機関に委ねられている。学科をプログ

ラムとするのが最も一般的であるが、そのほかに学科の中の一部（××コース等）をプログラムとする場合や、稀に学部全体をプログラムとする場合などいろいろなケースが存在する。教育機関が、目標やカリキュラムの実質的な内容から1つのプログラムとすべきだと判断したものを認定対象のプログラムとすることができる。

JABEE の認定の基本的な考え方は、アウトカムズの評価を基本としている。これは、プログラムが掲げる学生が身につけるべき知識・能力の到達目標（学習・教育到達目標＝ラーニング・アウトカムズ）の達成が保証されることが必須で、そのための手段である教育方法や達成度評価方法は JABEE からは特に指定せず、プログラムが決めるという考え方である。この考え方に基づいて、認定にあたってはプログラムに対して自由度が高く多様なアプローチを容認し、審査ではプログラムの個性や主体性を尊重している。審査の過程で問題が認められた場合は、学習・教育到達目標に掲げるアウトカムズの保証にどの程度関わる問題であるかが重要な判断基準となり、それに基づいてプログラムに改善の指摘を行う。

認定基準は、技術者を目指す学生が学部教育で身につけるべきであると国際的に合意された知識・能力の項目に基づいて、プログラムが設定した学習・教育到達目標を達成させるプロセスを規定したものである。ここで、国際的に合意された知識・能力の項目とは、技術者教育及び専門職資格の認定に関する国際組織である国際エンジニアリング連合（IEA）が示している下記の11の知識・能力項目（Graduate Attributes）で、JABEE はこれをもとにわが国の教育の特質も加味して9項目にまとめ、認定基準1.2に知識・能力観点の(a)から(i)として明記している。

- Engineering Knowledge
- Problem Analysis
- Design/ Development of solutions
- Investigation
- Tool Usage
- The Engineer and the World
- Ethics
- Individual and Collaborative Team work
- Communication
- Project Management and Finance
- Lifelong learning

認定基準は大きく4つの大項目から構成され、それぞれの基準項目では以下のことを求めている。

基準1：プログラムが保証する修了生が身につける知識・能力として、JABEE が示す9項目全てが達成されることを前提に、学習・教育到達目標が設定されていること。

基準2：プログラムは学生が学習・教育到達目標を達成するためのカリキュラムを編成し、それに基づく教育活動は、学則、シラバス、パンフレット等で公表している内容に照らして適切に実施されていること。

基準3：プログラムの修了生全員が、すべての学習・教育到達目標を社会の要請する水準以上で達成していること。

基準4：教育を改善するための仕組みが存在し、継続的に機能していること。

JABEE の認定・審査は、正会員である専門学協会の協力を得て、16 の分野別審査委員会及び JABEE 認定・審査調整委員会による審議・調整に基づき実施される。審査を実施する「審査チーム」のメンバーは、プログラムが申請した認定分野に対応した学協会（以下、単に「分野」という）が主催する分野別審査委員会が推薦し、認定・審査調整委員会の承認を経て決定する。審査チームによる審査を経て提出された審査結果は、分野別審査委員会における分野としての審議・調整の後、認定・審査調整委員会において全体の審議・調整を行い「最終審査報告書」としてまとめられる。それに基づき、認定の可否が認定会議において決定され、理事会により承認されて最終決定となる。

認定プログラムの修了生は、国内では技術士の第一次試験が免除されている。その他の実利的な面では、一部の学協会の資格試験の免除等に勘案されているものの、まだ JABEE 認定の活用事例としては少ないのが実情である。わが国の人材育成のための新しい仕組みとして、さらに多くの分野等で活用されていくことが望まれる。

海外に目を向けると、金やモノばかりでなく、技術や人材の国境を越えた移動が進む中で、教育も国際的な相互承認と競争が進行しており、20 世紀の後半から技術の専門職能資格の相互承認と、技術者教育の相互承認が連携した形で検討され、将来の全面的相互承認を目指して協定が結ばれている。技術者教育認定の国際的相互承認は、1989 年にワシントン協定の設立によって始まり、2024 年現在で環太平洋圏を中心に 25 の国・地域の技術者教育認定団体が加盟している。ワシントン協定への加盟は 1 国 1 団体に限られ、かつ非政府系団体であることが条件となっている。

ワシントン協定は、加盟各国が他国の加盟団体が認定したプログラムの修了生に対し、自国のプログラム修了生と同等の技術者資格を付与できるようにすることを目指している。その前提として、各国の認定団体における認定のシステムと質が実質的に同等であることが必要であるため、「教育の質保証の同等性の相互承認」が協定の趣旨となっている。この目標に沿って、まだ一部ではあるが、他国への留学生を国費留学生とする場合、その留学先をワシントン協定加盟団体が認定したプログラムに限る国も出てきている。

JABEE はワシントン協定への加盟後も、2008 年には JABEE が設立に加わった情報系専門教育に関するソウル協定に、さらに 2019 年には建築設計・計画系教育に関するキャンベラ協定に加盟している。

JABEE の事業は、設立以来上記の認定・審査に関わる事業を中心に遂行されているが、2010 年からは文部科学省により認証された委託機関として専門職大学院の分野別認証評価も行っているほか、2022 年から国立高専機構 KIS(Kosen International Standard: 国立高専教育国際標準)認定機関の認証評価も開始している。また、国際協力機構 (JICA) からの委託による、海外の技術者教育認定機関の設立支援なども 2014 年から 2023 年にかけて行った。

## I-2. 2024 年度自己評価の経緯と実施方針

### 自己評価の経緯

JABEE は、定款に定める事業及び認定機関として必要な事項について自ら点検・評価を行い、結果を公表し、さらに第三者による検証を求めることを組織運営規則第 8 章で定めている。この規定に従い、第 1 回目の自己評価を 2006 年度に実施し、その後、第 2 回目の自己評価を 2013 年度、第 3 回目を 2019 年度に実施した。2019 年度の自己評価では、作成した自己評価書に基づいて 2021 年 3 月に外部の有識者からなる委員により構成された外部評価委員会を開催し、貴重な意見・助言をいただいた。

第 4 回目の自己評価は、2025 年度社員総会（2025 年 6 月 4 日）における事業計画にて、2025 年度に実施することが承認され、第 3 回自己評価と同様に会長をリーダーとするプロジェクト体制を組んで実施した。

### 実施方針

#### (1) 点検・評価対象

前回（2019 年度）自己評価と同様に、組織・運営（「機関評価」）、認定・審査等の事業（「事業評価」）に大別するとともに、認定事業に関する外部関係者の意見やアンケート等による認定・審査その他に関する関係者の客観的データも加味して点検・評価する。

#### (2) 点検・評価の実施方法

前回自己評価での課題を踏まえて 2019 年度以降の活動結果を点検・評価し、課題の改善状況と活動成果、及び今後の課題を明確にする。点検・評価は、事業報告、委員会活動報告、審査関係資料等を精査するほか、その他の JABEE 活動に関する公表資料も参照する。

#### (3) 外部評価及び公表

自己評価結果について外部評価を実施し、その結果も含めて自己評価書を公表する。なお、自己評価書は JABEE Web サイトにおける公表のみとする。

### 実施方法

機関評価は、前回自己評価結果を整理して参照しながら、JABEE が高等教育機関の技術者教育プログラムの認定実施機関として組織・体制・財務及び運営が健全、かつ適正であるかを評価した。

事業評価は、同様に前回自己評価結果を整理して参照しながら、JABEE の組織目的である認定審査事業及び専門職大学院認証評価事業に加え、それらの事業をより高いレベルで遂行するための普及活動、国際協定や海外関係機関との連携・協力、及び国内関係機関との連携等について点検・評価した。

評価のための客観的データについては、前回の自己評価で挙げられた課題のその後の状

況を点検することを主旨として、主に認定プログラム及び審査員へのアンケート結果を評価・解析した。さらに、認定の継続を辞退したプログラムに関して、辞退に至った原因に関する調査も行った。また、認定プログラムの修了生に与えられている技術士第一次試験の免除特権や、国際協定に基づく国際的同等性がどのような効果を生んでいるのかについても調査した。

## II. 2024 年度 自己評価サマリー

### 成果および課題と今後の対応方針

本「II.サマリー」項は、次項「III. 2024 年度自己評価詳細」において詳細に記述された成果および今回の自己評価において明らかになった課題と今後の対応方針について、要点を把握しやすくするためにサマリーとしてまとめたものである。

#### 成果

##### (1) 認定事業の継続と社会への貢献

JABEE は設立以来 25 年間にわたり、高等教育機関の技術者教育プログラムの認定・審査を継続的に実施してきた。わが国において教育認定制度に対する理解が十分に浸透していない状況下でありながら、法的拘束力を持たない第三者認定として、唯一の技術者教育認定機関として累計 500 を超えるプログラムを認定し、技術者教育の質保証に大きく寄与してきた。

さらに、インドネシアにおける技術者教育認定団体の立ち上げを支援するとともに、国際エンジニアリング連合傘下のワシントン協定の活動にも積極的に参画し、国際的な教育認定制度の発展と普及にも貢献している。また、日本技術士会との連携を深め、技術者資格制度との接続や専門職能の社会的地位向上にも寄与している。

##### (2) JABEE 事業改革の推進

わが国では教育認定制度への理解が依然として十分に得られず、2001 年に開始した認定・審査事業も、2009 年度の 413 件をピークに認定プログラム数は減少を続け、事業収支は毎年赤字が続き、2030 年頃には事業継続が困難になると予測されるに至った。

この危機を受け、2021 年度の理事会において事業改革構想を提案し、事務局の固定費や審査費用の削減に取り組むとともに、審査料・認定維持料の見直しを行ない、新たに認定維持費制を導入することで、認定事業の持続可能性を確保する体制を整えてきた。

また、これまでの認定・審査に関する知見を活かし、国立高専の KIS 認証評価を「第三の柱」として 2022 年に立ち上げた。加えて、インドネシアプロジェクトの経験を踏まえ、海外の技術者教育認定団体の立ち上げ支援や、技術者教育認定に関する新規事業の獲得にも取り組んでいる。

##### (3) 新型コロナウイルス感染症禍における認定・審査対応

2020 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により例年通りのスケジュール（申請された審査年度の末までに審査を完了）による認定・審査が実施できなかったほか、審査以外の活動に関しても様々な制約を受けることになった。このような状況で、審査スケジュールの変更、原則オンライン審査での実施、同一教育機関の複数プログラムに対する特別措置等の対策により、関係機関や関係者に影響が及ばないことを最優先に認定事業を遂行することができた。

#### (4) JABEE 規程類、認定基準及び審査関連文書の継続的整備と見直し

2019 年度に審査に関わる受審側と審査側の双方の負担を軽減させることを主眼として、7 年ぶりに認定基準及びその関連文書を改定した。その後も審査の質の向上や負担軽減のための審査方法の見直し、説明の追加や誤解を生みやすい文章表現の修正等の改善を毎年継続的に実施している。2020 年度から 2024 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響に対応するため、暫定的に審査スケジュールの変更や実地審査の原則オンライン化、同一教育機関の複数プログラムに対する特別措置等をガイドラインとして整備した。さらに、2025 年度以降のコロナ禍後の審査に対して、コロナ禍で培ったオンライン化のノウハウを活かした審査を行えるように、関連規定類を見直した。

#### (5) 審査員の育成、審査の質の向上及び負担軽減

2020 年度から 2024 年度の審査員研修会では、コロナ禍に対応するため、対面の研修会を行わず、オンラインによる研修方式を確立した。認定基準の考え方や審査の手順に関するテクニカルな部分は 2017 年度から開始した Web 講習に任せ、オンラインによる研修では、各審査団、審査チーム毎に課題を行うグループワークと審査の進め方、留意事項や注意事項を全審査員に説明する集合制の研修会を行った。また、前期と後期の 2 回に分けた審査に対応して、研修会も同様に 2 回に分けて開催した。また、審査員アンケートの意見を鑑み、2025 年度以降のコロナ禍後の審査員研修に対して、対面の研修会にオンラインからの参加も可能な仕組みの導入を試行した。

#### (6) 広報活動の推進

JABEE における我が国の社会的認知度は依然として低い状況にあり、その存在を社会に知らせるための広報に関する様々な活動を行ってきた。従来は、メールマガジンを主とした情報発信を行っていたが、2022 年 7 月より SNS (X : エックス) での発信を開始した。2024 年度までに 300 件以上の投稿を行い、1 投稿当り最大閲覧数が 2 万件超に達するまで引き上げることが出来た。

また、Web サイト刷新や技術者教育に関するワークショップの開催 (日本工学教育協会との共催) などを継続して行った。特にパンフレットについては、年 1 回の更新に加え、新規に技術士取得の啓発用パンフレットの制作をおこない積極的に JABEE 活動を PR した。

#### (7) 専門職大学院の認証評価

JABEE は技術者教育プログラムの質保証を目的に設立されたが、その実績に基づき 2008 年度に、文部科学省からの呼びかけで情報・創造技術・組込み技術・原子力分野の産業技術系専門職大学院の質保証のための認証評価機関としての検討を行い、2010 年度から認証評価を開始した。2024 年度までに 4 つの専門職大学院に対して 3 巡目の認証評価を実施した。(2022 年度に認証評価対象の専門職大学院のうち 1 校が 2 専攻から 1 専攻に組織改編されたため、評価対象が 5 専攻から 4 専攻となった。)

また、文部科学省の認定を受けた 14 の評価機関が連携・協議するための認証評価機関連絡協議会にも積極的に参加した。

## (8) 国際協定への対応と国際協力

2005年にワシントン協定（エンジニアリング系）へ加盟した後、2009年にソウル協定（情報専門系）へ加盟し、2019年にはキャンベラ協定（建築設計・計画系）にも加盟した。ワシントン協定では2012年、2017年、2024年に継続加盟審査を受け、高評価で加盟の継続が認められた。ソウル協定においても2016年と2023年に継続加盟審査を受け、問題なく加盟の継続が認められた。

また、インドネシアでの教育認定団体立ち上げ及びワシントン協定加盟への支援に対しては、JICAだけでなくワシントン協定内でも高く評価されており、JABEEの協定内での発言力も高まってきている。

## 今回の自己評価において明らかになった課題と今後の対応方針

### (1) 財務改善と収益基盤の強化

審査料および認定維持料の見直しについては、プログラムにおける毎年の支払額が均等となるよう、2025年度から認定維持費制度を導入した。これにより、中長期的な財務見通しを立てやすくなり、認定制度の安定的な運営および継続的な質保証活動を行うための基盤が強化された。一方、認定プログラム数の減少は、JABEEの収入減少に直結するものであり、財務基盤の観点からも重大な課題で、既存の認定プログラムに対して認定を継続してもらうための方策を講じることが急務となっている。

今後は財務改善と収益基盤の改善のために次の3点の取組みを行う。

- ① 学協会、業界団体、教育機関の連携により寄付を募るなどの活動を強化する。
- ② 賛助会員を増やすために、学協会の協力も得て業界団体に働きかけて、応援団となってもらえるような活動を検討する。認定プログラム数の多い分野から取り組みをはじめ、他の分野にも展開していくことを目指す。
- ③ 正会員・賛助会員のメリットを具体化して加入促進を図るとともに、新たに個人会員を増やすことに尽力する。

### (2) JABEE 委員会活動の活性化

今回の自己評価においては、理事全員が3グループに分かれて積極的な意見交換を行うことができ、有意義な取組となった。これを契機として、理事会、拡大運営委員会、財務・総合委員会、事業企画委員会等の活動を一層活性化させ、組織全体としての議論の深化と意思決定機能の強化を図る。

組織図上の体制整備は進んでいるものの、「学協会との密接な連携を基盤とする認定事業」の枠組みの弱体化への懸念があり、認定事業の持続的な運営が課題となっている。このため、複数分野を対象とする横断的なJABEE委員会の設置を含め、より効率的かつ柔軟な審査体制の在り方について検討する。また、正会員である学協会およびフェローの協

力を得ながら、若手教員や企業技術者の参画促進、委員の計画的な世代交代を進める方策について検討する。

### (3) 国際連携の強化

JABEE が現在加盟している国際協定においては、6年ごとの継続加盟審査の受審をはじめ他国の新規加盟審査や継続加盟審査など加盟団体として果たすべき様々な責務が課されており、これらを着実に遂行することが加盟継続の前提条件となっている。そのためには協定審査員の継続的な育成が欠かせない。しかしながら、プログラム審査員と同様に世代交代の時期を迎えており、とりわけ産業界を背景とする協定審査員候補者の確保に課題を抱えている。このため、理事、認定関係委員、JABEE フェロー等に対して積極的に働きかけを行い、協定審査員要件を満たす人材の裾野拡大を図っていく。

近年、教育の国際化が急速に進展しており、大学同士で教育課程を共同で実施する取組が世界的に拡大している。JABEE としても、認定プログラムの国際的信頼性を高めるとともに、日本の大学が海外の大学との連携の下でこれらの実施に円滑に対応できるよう、国際的枠組みを踏まえた認定制度の在り方について検討を進める。さらに、これまでの認定・審査活動を通じて蓄積してきた知見を活かし、国際協力プロジェクトを含む新規事業の展開による新たな収益源の確保についても検討を進める。今後は、欧州の認証機関である ENAEE (European Network for Accreditation of Engineering Education) との連携についても具体的な検討と取組を進めていく。

また、JABEE の認定証は初回認定時のみ発行されることから、ワシントン協定のスタンプを捺した和文・英文併記の認定証を毎年認定校に提供するなど、「視覚的メリット」や「価値の可視化」に資する方策についても検討を行う。

### (4) 広報活動による認知度向上

JABEE は、教育機関に対しては一定の認知度を有しているものの、企業、学生、保護者等の他のステークホルダーに対しては、さらなる認知度向上に向けた取組が必要な状況にある。このため、広報委員会において継続的に対応策を検討し、認定プログラムを有する教育機関と連携しながら、教育機関、企業、学生、保護者といった対象別に戦略的な情報発信を進めていく。従来から取り組んできたパンフレットや Web サイトの整備に加え新聞等も含めた多様な媒体を活用した周知活動を行う。

### (5) 技術者教育の普及活動強化

文部科学省・中央教育審議会が 2025 年 2 月 21 日に取りまとめた「我が国の『知の総和』向上の未来像～高等教育システムの再構築～（答申）」を踏まえた認証評価制度の見直しが行われている。その動向を注視するとともに、国内の関係機関との連携を強化する好機と捉え、主体的に対応していく。また、「JABEE の認定」という枠組みにとどまらず、国際的な動向を踏まえた日本の技術者教育の質向上、さらには日本技術士会と関連す

る IPD (Initial Professional Development : 初期専門能力開発) につながる専門技術職の育成という視点から、問題提起や意見交換をより一層積極的に行っていく。

一方、公益社団法人日本工学教育協会と JABEE の共催により実施してきた技術者教育ワークショップについては、近年参加者数が減少傾向にあり、継続的な開催のためには、教育関係者のニーズを的確に捉えた内容とすることが重要である。ウェビナー形式によるシンポジウムやワークショップの開催頻度を高め、幅広い層への周知と参加促進を図っていく。また、個人レベルの活動から広報委員会主導の組織的な運営体制への移行を加速させるとともに教育を専門とする外部事業者との連携も視野に入れつつ、技術者教育の普及活動を一層強化していく。

## (6) 認定プログラムの拡充

新規認定の減少と認定継続辞退の増加は財務悪化の要因となっており、早急な対応が必要である。具体的な課題と対応は以下のとおりである。

### 1) 審査員の増強

学協会の個人会員数の減少、審査員候補者の高齢化や業務多忙等により、審査チーム派遣機関による審査員の選定・推薦人数の確保が年々困難になっている。認定・審査に関する知識や経験を有する認定プログラム所属教員への要請、JABEE フェローへの協力依頼、賛助会員企業への働きかけ、ならびに 2025 年度から開始した審査員公募制度等を通じて、審査員候補者の拡充を図っていく。

### 2) 審査の質の向上

認定プログラムを対象としたアンケート結果によれば、審査員の専門知識や能力そのものよりも、プログラム側とのコミュニケーション不足や主張への対応に関する不満が多く見られる。今後は、審査員研修において審査に必要な知識・技能の習得に加え、プログラムへの対応方法や具体的な不具合事例の共有等を通じて、審査の質の向上を図っていく。また、自己点検書やエビデンス資料の確認・整理ならびに認定基準との対応関係の把握等を支援する生成 AI を活用した審査支援システムの導入について検討を進める。これにより審査員が本来注力すべき教育内容や改善状況の評価およびプログラムとの対話等に、より多くの時間を充てることが可能となり、審査の効率化と質の両立を図ることを目指す。

### 3) 認定基準および認定の枠組の見直し

国際協定との整合性を確保するため、これまで複数回にわたり認定基準の改定を行うとともに、教育の質保証における本質的要素を維持しつつ、審査負担を軽減するための見直しを進めてきている。今後も、国際協定や国内の教育行政の動向を注視しながら、新たな認定種別の設定や認定分野の見直しの必要性を検討するとともに、認定・審査の質を維持しつつ、さらなる負担軽減につながる基準改定を検討していく。

### 4) 審査ルール等の見直し

これまで、JABEE が目指す認定・審査の在り方と教育機関の実情との整合を図り、有効かつ実効性のある認定・審査制度とすることを目的として、審査ルール等の検討お

よび改定を進めてきた。特に、新型コロナウイルス感染症への対応として導入した暫定ガイドラインの実績を踏まえ、コロナ禍後には、オンラインミーティングによる遠隔調査と現地訪問調査を組み合わせた実地審査を正式にルール化した。また、実地審査前のオンラインミーティング導入による審査効率の向上、自己点検書等資料作成の標準化や事務関連経費の削減等により審査業務の効率化を進めてきた。今後も、プログラムおよび審査員からの意見に加え、教育行政や国際的動向を踏まえながら、継続的に改善を図っていく。

## (7) 認証評価の推進

### 1) 専門職大学院認証評価

専門職大学院認証評価における評価チームの編成についても評価員候補者の確保が年々困難になっている。委員・評価員の計画的な世代交代を進めるために JABEE フェローの認定者や審査員公募への応募者に対しても、専門職大学院認証評価への参画を積極的に呼びかけ、評価人材の裾野拡大を図っていく。また、現時点で専門職大学院認証評価の対象となっている専攻数は 4 専攻にとどまっている。今後は、評価対象分野の拡充の可能性も含め、JABEE がどのような役割を果たしていくべきかを整理したうえで、中長期的な視点から戦略の検討を進めていく必要がある。

### 2) KIS 認証評価

高等専門学校（高専）に関しては、日本工学教育協会が実施している国立高専機構の「国立高専教育国際標準（KIS : KOSEN International Standard）」に基づく認定・評価を JABEE が認証する枠組みを構築した。今後は、KIS 認証評価と JABEE 認定審査との連携を一層強化し、評価結果の相互活用をより実効的なものとするすることで、高専における教育の質保証を効率的かつ持続的に支える仕組みを目指す。

## (8) 事務局業務の効率化と質の向上

現在の事務局職員は 10 名で構成されており、平均年齢は 60 歳、うち半数が 65 歳を超えている。加えて、業務の属人化や審査関連システムの老朽化が進行しており、業務の継承や制度改正への迅速な対応が困難となるなど、事務局の業務継続性に関して複数のリスクを抱えている状況にある。そこで、変化する環境や制度改正にも対応可能な、柔軟かつ強靱な事務局運営体制の構築を中期的な課題として位置づける。

業務内容の可視化や手順書の整備を段階的に進め、組織としての業務遂行能力を高める。さらに、事務局業務の効率化と質の向上を図るために、生成 AI の業務活用を含めた業務プロセスの見直しを行う。また、必要に応じてクラウドサービスとの連携を含む新たなシステム導入の可能性や、外部委託、非常勤スタッフの活用といった柔軟な人員配置の方策についても検討を進める。さらに、業務内容の魅力向上や働き方の改善にも取り組み、若い世代の事務局職員の確保につなげる。そのために必要となる安定的な財源の確保についても重要な課題として検討を進めていく。

以上

### Ⅲ. 2024 年度自己評価詳細

#### 第 1 章 前回自己評価での課題

前回（2019 年度）の自己評価で挙げられた課題を以下に示す。

##### 1. 機関運営に関する課題

###### (1) 組織・運営体制

認定プログラム数の減少により基盤事業である認定事業の収支は悪化しており、これを立て直して財務状況を改善するためには JABEE 全体が一丸となって取り組む必要がある。2020 年度より将来計画の立案と広報活動を取りまとめる財務・総合企画委員会と広報委員会を新たに設置するほか、普及事業部門を設置して新規事業を含めた事業企画を担当するなど組織体制の変更を行う。この体制を速やかに整えて、早期に事業改革を推進する。

###### (2) 分野との連携の強化

審査を担当する学協会の所属会員数が減少しているため、学協会自体の運営が厳しくなってきたことに加えて審査件数も減少しており、JABEE の正会員を脱退する団体が増加している。JABEE の認定・審査は、設立以来分野学協会との密接な連携・協力関係の下で実施されてきたが、上記のような環境の変化によりこの関係が弱体化しているのではないかと懸念がある。今後の事業の中でこの連携・協力関係をどのように維持・強化していくかを分野学協会とともに議論していく。

###### (3) 広報・普及活動

わが国における JABEE の認知度は相変わらず低く、これは教育認定制度に対する認知度の低さも影響している。海外では、教育の認定がもはや当たり前になっている先進諸国と、認定制度を立ち上げ、国際協定に加盟して自国の教育水準を高めようとしている発展途上国という構図になっており、わが国の異質な状況が際立っている。わが国の高等教育が世界から取り残されないよう行くために JABEE 認定が果たす役割は大きい。認定プログラムを増やすためにも認知度を高めることは最重要課題と言ってよい。学協会を含めた JABEE 全体として戦略を立て、具体的な方法を検討し実行していく。

###### (4) 委員の新陳代謝と産業界からの拡充

JABEE の活動・運営は理事会の下で、各種委員会による決定に基づいて行われている。委員会を構成する委員は、主としてそれぞれの分野を担当する学協会から推薦される場合が多い。2013 年度の自己評価では委員の固定化と高齢化が問題点として挙げられ、新陳代謝の必要性が指摘されたが、今回も状況は変わっていない。特に産業界の「実務経験者」の委員は非常に少なくその増強が課題となっている。また、委員長は JABEE 黎明期

から熱心に活動していただいている人に継続してお願いしている場合が多いが、将来の継続性のために新たに委員長となるべき人材も発掘していく。

#### (5) 認定プログラムへのサービスと協力

認定プログラムに対しては、審査の年度以外は質問等が来ない限り積極的なコミュニケーションはとっていない。プログラム側も次回審査の準備が始まるまでは JABEE の状況に無関心なケースが多い。JABEE に寄せられる質問は同じ種類のものも多いため、FAQ としてウェブページに掲載しているが十分に活用されているとは言えない。このように認定プログラムと JABEE とのコミュニケーションは不足していると言わざるを得ないため、さらに連帯感を深めていくための工夫が必要である。また、現状では教育機関及び認定プログラムの Web サイトで JABEE の認定を受けていることの説明を探すのはかなり困難な場合が多いことなど、プログラムから社会への発信は非常に弱いため、認定プログラムと協力して認知度を向上させるための方法を検討する。

#### (6) 事務局

毎年度の認定・審査関連業務は事務局の主要な業務となっており、最多の人員が配置されているが、大きな課題である認知度の向上などの JABEE のプレゼンスを高めるための業務遂行も同時に行わなければならない。組織としての新たな課題対応力が求められる中で業務負荷の変動に応じて柔軟に対応できる体制の構築と、個人個人のスキルアップにより非定型業務についても対応できるようにしていく。

#### (7) 財務改善

新規認定プログラムの減少と認定継続を辞退するプログラムの増加により、2010 年度以降、認定プログラム数は減少している。これにともなって JABEE の審査料、認定維持料収入は減少してきており、このままの状態が続くと正味財産が不足し、JABEE の存続自体が危うくなると予想される。この財務の悪化に係る課題は以下のようにまとめることができる。

##### ① 認定プログラム数の増加

2009 年度からの 10 年間で、各年度の認定中のプログラムの数は約 80 件（20%）減少している。この傾向は今後も続くことが予想され、さらに加速する可能性もある。現在の固定費規模で損益分岐点となる認定プログラム数は約 500 件である。一層の経費削減、固定費削減を進め、損益分岐点を下げる努力は必要であるが、それだけでは限界があり、認定プログラム数を増やすことは JABEE が存続していくための必須条件となる。現在の認定の枠組みの中で認定プログラムを増加させることが基本であるが、専門職大学の設置状況、文理融合分野や IT 関連プログラムの増加など社会のメガトレンドに合致した認定の新たな枠組みを構築して新規プログラムの獲得を目指すことも検討する。

## ② 会費収入の増加

正会員数と会費収入は15年前のピーク時から約25%減少している。学協会の経営状況が苦しい中でも退会に至らないように連携を深めてゆく必要がある。一方、賛助会員数は20年間で約60%減少し、会費収入は約70%減少している。賛助会員はJABEE設立当時に、財務的に一本立ちできると予想された5年間を目途に資金援助をお願いしたもので、本来であれば全て無くなっていてもおかしくないものであった。しかし、現在のJABEEの財務状況にあっては賛助会員からの会費収入が貴重な財源となっているため、引き続き協力をお願いするだけでなく、JABEEの役員やフェローの力を借りて企業のJABEEに対する認知度の向上を図るとともに認定制度への理解を深め、新たな賛助会員を獲得していく。

## ③ 新規事業の検討

基盤事業である認定審査事業での収入不足を補うために新規事業を検討することが考えられる。初期投資と周到な準備が必要であり即効性には欠けるが、海外認定団体の立ち上げ支援等受託事業の後継プロジェクトの受注活動と合わせ、人生100年時代に向けての学び直しや企業内教育のレベルアップなど産業界の要求につながる事業を検討する。

## ④ 中期目標の策定

2013年度の自己評価において指摘された中長期的な視野に立った事業の継続を行うために、現状の課題の把握を明確にして対処する必要がある。特に認定プログラムの増加のためには教育機関の予算不足、審査対応の教職員の負担軽減など、JABEEだけでは対応できない課題が多いため、関係省庁とも連携して対応していく必要がある。

20年近く認定事業を行ってきた学協会を含むJABEEの社会的責任は重く、その使命を継続することは必須である。このためにもJABEEの理事が中心となって、財務・総合企画委員会で中期目標を策定して関係者と危機感を共有し、役割分担を明確にして改善を進めていく。

## 2. 事業に関する課題

### (1) 新規認定プログラムの増加と認定継続辞退の防止

機関運営に関する課題に記載したとおり、新規認定プログラム数の伸び悩みと認定継続辞退の増加にともなう認定プログラムの減少がJABEEの財務悪化をもたらしており、その対策は喫緊の課題である。

認定継続辞退の要因（新規の認定プログラムが減少している要因でもあると思われる）として、①審査のための人的、財政的負担が大きいことと②認定のメリットが少ないことが代表的である。

①に対しては、認定基準に基づく質保証のためにはプログラム関係者の一定の努力は必要であり、また審査の質を維持したままで、審査活動に関わる費用を大幅に低減させることは難しい。したがって、審査料と審査対応の負担を劇的に低減することは難しいが、自己点検書の作成指針をより具体的に定め、審査用の資料を標準化して量を減らすことにより受審のための負担を軽減することを検討する。

②に対しては、認定の価値をさらに高めるとともに、それを産業界や一般社会に向けて強力に発信するための方法を検討する。

## (2) 審査員の増強

学協会の個人会員の減少や審査員選任対象者の繁忙等により、審査チーム派遣機関による審査員の選定や推薦人数の確保が困難になってきている。現状では退職した方などに協力していただいて何とか必要人員を確保しているが、このままでは行き詰まる可能性が高い。認定・審査に関する知識やノウハウを持った認定プログラムに所属する教員への要請、JABEE フェローへの協力依頼、賛助会員企業への働きかけなどを行って、審査員候補となる人材を増加させていく。

## (3) 審査の質の向上

認定プログラムへのアンケート結果によると、約 10%のプログラムが審査に対して何らかの不满と判定に異議を持っており、これはアンケート開始からの 13 年間ほぼ変わっていない。具体的な回答を読むと審査員の知識や能力よりも、プログラムとのコミュニケーション不足、プログラムの主張への対応（考えの押しつけ等）、資料や日程の無理な要求などへの不满が多い。これまでの審査員研修は、主に審査の知識やスキルを身につけることを主眼として実施してきたが、プログラムへの接し方のような研修も必要ではないかと思われる。

また、従来の実地審査前のメール等によるコミュニケーションに加えて、オンラインミーティング（Web 会議）の導入により正確な説明や意見交換をさらに円滑に行えるようにすることも、審査の質の向上に有効と思われるため、適用を検討する。

## (4) 認定基準、認定の枠組の見直し

過去数回にわたって認定基準を改定して国際協定との整合性を確保し、また教育の質保証の本質的な項目は維持しながらも審査の負担を減らすための変更を行ってきた。今後も国際協定や国内の教育行政の動向に注意を払って、新たな認定種別の設定や認定分野の見直しの必要性を判断するとともに、認定・審査の質を維持しながらさらに審査の負担を軽減するための改定を検討していく。

## (5) 審査ルール等の見直し

これまで JABEE の目指す認定・審査の在り方と教育機関の実情の整合を取り、有効な認定・審査制度とすることを主な目的として、審査ルール等の種々の検討と改定を進

めてきた。今後も、プログラムや審査員からの意見、及び教育行政やグローバルな動きも感度良く把握し、継続して審査ルール等の見直しを実施していく。

審査の負荷の軽減に関しては、実地審査前のオンラインミーティングの導入等により実地審査を簡略化して、旅費や会議室費用を削減することや、自己点検書等の資料の作成を標準化し、資料の量も必要な範囲内に抑えることも検討する。

#### (6) 委員会活動

機関運営に関する課題に記載したとおり、委員の新陳代謝を促進し、分野との連携を強化していく必要がある。そのためには、分野との連絡会等をより頻繁に開催して情報共有や意見交換を活発化していくことが必要である。

従来の委員会のように委員が一か所に集まることが前提になっている場合、開催日時調整が難航し、出席者の確保が困難な場合や最適な時期に開催できないことが多い。今後はオンラインミーティングの導入により、比較的容易に委員会を開催できるとともに委員以外のオブザーバー参加による情報共有も容易になるほか、会議室利用料や委員の交通費などの経費も削減されることが期待できる。

#### (7) 専門職大学院認証評価

評価チームの編成に関しては、認定事業と同様に委員や評価員の高齢化が進んで若手の評価員候補者が減少している。今後の認証評価活動の継続のためにも委員、評価員の世代交代を進める必要がある。また、JABEE フェローの認定者にも今後の認証評価活動への参画を促していきたい。

現在の専門職大学院の認証評価は JABEE の事業としては採算がとれていない。採算がとれるようにするためには評価件数を増やすことが必須であるが、現在の認証評価対象の専攻数（4 専攻）が今後増加することは望めないため、対象分野を拡充することも検討する必要がある。今後、JABEE が認証評価団体としてどのような将来展望のもとにどのような戦略を策定すべきなのかを検討していく。

#### (8) 技術者教育普及活動

JABEE と日工教の共催で 2012 年から合計 15 回開催してきた有料の「国際的に通用する技術者教育ワークショップシリーズ」は、初期に比べて参加者が大きく減少している。これに関しては、開催テーマが多く教育関係者が望んでいることなのかを再度検証する必要がある。たとえば、認定基準への適合の観点で教育内容を紹介していただける JABEE 認定プログラムを探し、講演していただく等が考えられる。また、このような開催テーマを検討するための体制も整えていく。

#### (9) 国際的連携・協力

##### ① 加盟国際協定における責務の遂行

JABEE が現在加盟している国際協定においては、6年ごとの継続加盟審査の受審など加盟国に対して様々な責務が課されており、これを遂行していくことが加盟継続のための条件となっている。継続加盟審査を受ける際には JABEE 職員以外に JABEE 認定審査の全体、またソウル協定、キャンベラ協定においては分野特有の背景を説明できる人材の確保が必要である。

また、他国の新規加盟審査や継続加盟審査の審査チームに JABEE など他の加盟団体から審査員を派遣することも責務の一つであり、そのための継続的な協定審査員の育成が欠かせない。JABEE はワシントン協定加盟段階で既に協定審査員に対する要件を独自に設け、数年に一度の協定審査員研修を実施するなどにより協定審査員要件を満たす候補者を一定数は確保してきているが、プログラムを審査する審査員と同様に世代交代も必要な時期にきており、特に産業界を背景に持つ審査員候補者の獲得に苦慮している。理事、認定関係の委員や JABEE フェローなどへ積極的に働きかけて協定審査員要件を満たす人材を確保する。

## ② 新規収益事業の開拓及び対応

JABEE が JICA の海外協力プロジェクトとして実施しているインドネシアでの認定団体立ち上げに対する支援は、海外協定内における評価が非常に高い。JICA からプロジェクトの順調な進捗等に対して高評価を得ており、他国でも同様の事業を展開出来ないかという話もある。インドネシア事業を支援した JABEE の人的リソース、ノウハウ、国際委員会委員等からは引き続き協力が得られる見込みであり、後続のプロジェクトについても検討する。

## (10) 国内関係機関との連携・協力

国内関係機関との連携には、国際的な技術者教育認定の動向が影響を及ぼしており、単に「JABEE の認定」という視点ではなく、国際的な動向を踏まえたわが国の技術者教育の質の向上、及び専門技術職の育成という視点で連携を図る必要があると思われる。教育の認定に関しては、JABEE が最も先端に位置していると考えられるので、問題提起と意見交換をさらに積極的に行う必要がある。これは、JABEE の認定・審査に対する理解と認識を広めるためだけでなく、わが国の技術者教育の高度化にも関わる問題である。

高専に関しては、国立高専機構と協議して高専の特殊事情を考慮した審査方法を新たに作り、審査にかかる費用を低減することで審査料を引き下げ、認定プログラムを増加させることを検討する。

## 第2章 2024年度評価結果

### 2.1 機関評価

#### 2.1.1 機関評価の方針

本章では、JABEEが高等教育認定実施機関として、合理的な組織体制を備え、定款第3条に掲げる目的を達成するために、有効かつ効率的に運営されているかを検証する。

具体的には、JABEEの組織（事務局を含む）および過去6年間の運営と活動（ただし「2.2 事業評価」で記載する認定・審査事業の実施を除く）に関わる事項、ならびに財政面について自己評価を行った。

2019年度の自己評価において課題とされた事項の現状を含め、以下の視点から点検を行い、成果と課題を明確にしたうえで、今後の方向性を示す。

- 2019年度自己評価の課題と成果
- 今後の取り組み方針

#### 2.1.2 機関としての運営・活動の成果と課題

##### 2.1.2.1 財務状況

JABEEの収入は、正会員及び賛助会員からの会費、認定審査を受ける教育機関からの認定審査料および認定プログラムからの認定維持料を主な財源としている。それ以外に認証評価手数料と受託事業収益がある。

長年の課題である認定プログラム数の減少傾向は依然として続いており、2024年度末時点で認定中のプログラム数は267件にまで減少した。これに伴い、認定事業による収益も減少し、JABEEの基盤事業における財政は悪化している（詳細は表2-3に記載）。

2019年度から2024年度までのこれらの収益の内訳と推移を表2-1に示す。

表 2-1 収益の内訳と推移

	[単位：百万円]					
	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
会費	16.1	15.9	15.8	15.5	14.9	14.6
正会員	9.9	9.7	9.6	9.5	9.0	9.0
賛助会員	6.2	6.2	6.2	6.0	5.9	5.6
認定審査料	26.4	50.3	88.0	74.8	66.3	57.7
認定維持料	34.8	27.0	26.8	25.5	24.1	24.8
認証評価手数料	7.6	3.9	0.0	3.9	3.9	7.7
受託事業収益	17.4	5.2	7.6	7.6	2.8	0.0
KIS認証評価			0.0	13.2	13.2	13.2
雑収益	1.1	1.6	0.2	1.1	0.1	0.1
収益計	103.4	103.8	138.4	141.5	125.2	118.1

### 2.1.2.1.1 事業状況と収益

#### (1) 認定審査

図 2-9 に示す通り、認定プログラム数は 2009 年度をピークに減少傾向が続いている。これは、2010 年度以降、新規に認定されるプログラム数を、認定継続を辞退するプログラム数が上回る状況が続いているためである。

2024 年度時点での認定プログラム累計は 529 件だが、年度ごとの認定中のプログラム数は 2009 年度の 418 件から 256 件へと 39%減少した。特に国立高専においては、2014 年度の 75 件から 29 件へと 61%減少している（2019 年度ベースでは 56 件から 29 件へと 48%減）。

認定プログラム数減少の主な要因としては、第一に学部・学科の改組に起因するもの、第二に機関別認証評価など、類似の評価や報告を繰り返し求められることによる「評価疲れ」、第三に国立大学における文部科学省からの運営費交付金削減が挙げられる。さらに国立高等専門学校機構の場合は、2016 年度に開始された「学士学位特例認定制度」の影響が大きい。この制度は国立高等専門学校の専攻科を対象としており、修了すれば JABEE 認定の有無にかかわらず学士の学位を取得できる。その結果、国立高等専門学校では JABEE 認定を維持する必要性が相対的に低下したと考えられる。

毎年度の審査料収入は審査の件数により変動する。また各プログラムからの認定維持料は、認定プログラム数に比例するため、表 2-1 のように 2019 年度の 34.8 百万円から 2024 年度は 24.8 百万円と減収となった。

#### (2) 専門職大学院認証評価

専門職大学院の認証評価については、2010 年 3 月に文部科学大臣から、情報、創造技術、組込み技術、原子力分野の産業技術系専門職大学院に対する認証評価機関としての認証を受けた。これまでに 4 教育機関 4 専攻について認証評価を実施してきたが、評価実施年度によって評価が 2 件、1 件、ゼロ件とばらつきがある。今後、新たに 1 専攻の評価を予定しているものの、対象拡大には限界があり、収支改善につながる見込みはない。

#### (3) 受託事業

2.1.2.1.5 に記載した国際協力機構（JICA）からの委託を受け、2013 年からインドネシアのエンジニアリング教育認定団体（IABEE）の設立支援を実施した。プロジェクトは、2021 年に完了し、2022 年に IABEE はワシントン協定に正式加盟した。本件は国際貢献として意義深く、財政にも大きく寄与した。

#### (4) 国立高等専門学校向け KIS 認証評価

2020 年度から国立高等専門学校機構と共同委員会を立ち上げ、認定・評価を行う枠組みの検討を開始した。2022 年度からは、JABEE が KIS 評価を開始した。期間は限定的であるが、JABEE の認定審査の経験を活かした認証評価制度を立ち上げ、第三の柱となった。詳細は 2.1.2.1.4 新規事業への取り組みに示す。

#### (5) 正会員・賛助会員

##### ① 正会員の推移

2002年には正会員数が91団体に達していたが、学協会の運営体制が会員減少により厳しくなったこと、ならびに審査件数の減少により審査員派遣の機会が減少したことから、退会が相次いだ。

その結果、2025年4月時点での正会員数は57団体まで減少し、正会員費も減収傾向にある。(図2-1)

(正会員数・単位：件)

(正会員費収入・単位：百万円)

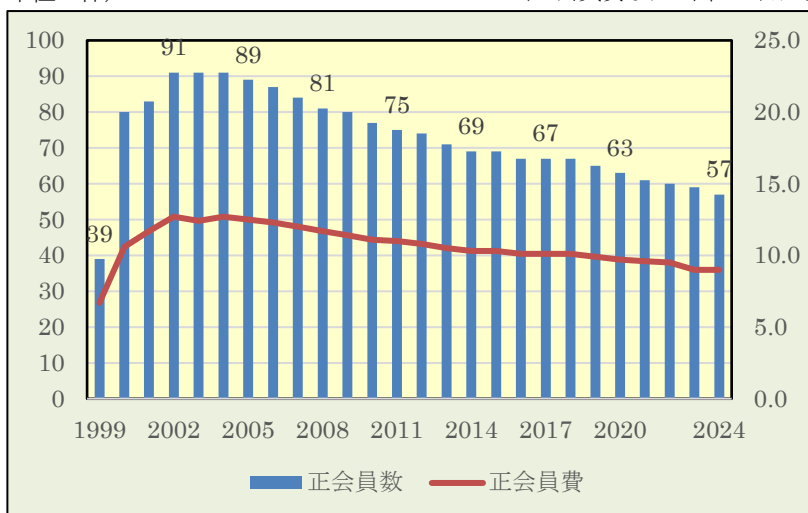


図 2-1 正会員数と正会員費収入の推移

## ② 賛助会員の推移

JABEE 設立初期には、収入規模が限られていたため、日本経済団体連合会に対して5年間の有期支援を要請し、2001年には賛助会員が56社に達した。その後、支援期間終了後も継続して賛助会員として協力いただいた企業はあったものの、年々退会が続き、2024年度末時点では賛助会員数は23社まで減少しており、賛助会員費も減収傾向にある。(図2-2)

(賛助会員数・単位：件)

(賛助会員費収入・単位：百万円)



図 2-2 賛助会員数と賛助会員費収入の推移

### 2.1.2.1.2 認定審査事業の赤字

事業別費用（2019～2024年度）の推移を表2-2に示す。

認定・審査事業費は、審査を委託する分野への業務委託費、専門職大学関係費、会議費である。

審査員事業費は、審査員研修会の開催に関連する費用を指す。

国際活動費は、国際協定加盟費および会議参加費である。

表 2-2 事業別費用の推移

[単位：百万円]						
	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
事業費	90.6	87.1	113.7	105.0	96.8	88.3
認定審査費	26.8	41.6	65.0	56.1	48.2	39.2
審査員費	3.2	0.7	1.5	1.4	0.9	1.0
国際活動費	3.2	0.9	1.5	2.2	5.5	5.6
広報費	0.4	0.2	0.4	0.4	0.2	0.7
受託執行経費	18.8	4.5	6.5	9.0	4.7	0.0
KIS認証評価費			0.1	0.7	1.2	3.7
共通費	38.2	39.1	38.7	35.1	36.1	38.1
管理費	25.2	30.9	26.6	34.3	30.0	30.7
経常費用合計	115.8	117.9	140.3	139.3	126.7	119.0

2.1.2.1.1 で説明したが、受託費と KIS 認証評価関連の収支を除いた、これまでの認定審査事業、認証評価事業（専門職大学院認証評価）の収支を表2-3に示す。

審査の件数が少ないことで、毎年事業としては赤字が続いている。

この状況に対処するため、2020年度以降、会長および副会長の直轄のもと、事業改革・事業改善に向けた取組を本格化させた。

表 2-3 認定審査、認証評価事業（専門職大学院認証評価）収支

[単位：百万円]						
	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
収益	86.0	98.6	130.8	120.7	109.2	104.9
費用	97.0	113.5	133.7	129.5	120.8	115.3
収益－費用	-11.0	-14.9	-2.9	-8.8	-11.6	-10.4

### 2.1.2.1.3 費用削減

JABEE では、事業改革・改善の一環として、固定費の削減を目的とした具体的な取り組みを継続的に実施している。

#### (1) 事務局居室賃料の削減

2022年7月、建築学会の了解を得て、建築会館内の事務局居室について、それまで占有していた2スパンのうち1スパンを返上し、賃料を半減した。

これに伴う仕切り壁の設置工事や現状復旧工事、移転費用等は、理事会で承認された予算内で対応し、すでに発生費用の回収は完了した。

賃借料 2019年度: 656万円 → 2024年度 364万円

## (2) オンライン会議の活用による会議費・出張費の削減

新型コロナウイルス感染症の影響により定着したオンライン会議を継続活用することで、会議費、審査員研修会費、出張費などの経費を大幅に削減した。また、在宅勤務制度の導入により、職員も自宅からオンライン会議に参加可能となり、東京都の「テレワーク促進助成金」を活用して、ノート PC や液晶モニター、Web カメラ等を整備した。この結果、従来対面で行っていた多くの業務を効率的かつ低コストで運営できる体制が整った。

認定・審査調整委員会会議費 2019 年度: 156 万円 → 2024 年度 16 万円

審査員事業費（研修費）2019 年度: 316 万円 → 2024 年度 94 万円

## (3) 書類のデジタル化による費用削減

2017 年以降、業務の IT 化を進め、業務関連資料の大部分を電子ファイルで運用するように移行した。これにより高速複合機 2 台とプリンター 2 台をそれぞれ 1 台に集約し、年間で約 70 万円のリース費用を削減。また、用紙やトナーの使用量削減にもつながり、さらなるコスト削減が実現した。

## (4) 審査委託料の見直し

新型コロナウイルス感染症対策として、従来は 3 人の審査員が 2 泊 3 日で訪問していた実地審査をオンライン審査に切り替えた。必要に応じて審査員の人数や訪問時間を最小限にとどめ、審査委託料から審査チーム派遣機関が負担する出張費を大幅に削減した。これに伴い、16 分野の学協会に対し、審査委託料の引き下げをお願いし、2024 年度審査分からの適用により限定的ではあったが審査委託費の削減にもつながった。

### 2.1.2.1.4 新規事業への取り組み

近年、国立高等専門学校における JABEE 認定プログラムの辞退が増加していることを受け、JABEE では国立高等専門学校機構と連携し、国立高等専門学校に適した新たな評価制度の構築に取り組んできた。

2020 年度より共同委員会を立ち上げ、国立高等専門学校機構が導入している「モデルコアカリキュラム」に基づく教育の質保証制度である「KIS (KOSEN International Standard : 高専教育国際標準)」に対し、認定・評価を行う枠組みを整備。JABEE はこの制度において、評価の妥当性や有効性を検証する役割を担うこととした。

2022 年度からは、JABEE が KIS 評価の実施に立合い、日本工学教育協会（日工教）と連携して評価制度を正式に開始した。これにより、JABEE の事業において、専門職大学院の認証評価に続く「第三の柱」となる新規事業を立ち上げることができた。

今後は、KIS 評価の結果を JABEE 認定プログラムの審査に活用できるようにすることで、受審校や審査員の負担軽減を図るとともに、再び国立高等専門学校における認定プログラム数の増加を促す方策のひとつとして、制度の改善と実効性の検証を進めていく。

#### 2.1.2.1.5 受託業務

国際協力機構（JICA）からの委託により、2013年からインドネシアのエンジニアリング教育認定団体（IABEE）の設立支援を行い、プロジェクト自体は2022年に完了し、受託にともなう収入もなくなった。

今後も、同様の国際プロジェクトへの参画を視野に入れ、JABEEとしては外部環境の変化に敏感に対応しつつ、JABEEの専門性を生かせる新たな事業の機会を模索していく必要がある。

#### 2.1.2.1.6 認定維持費制度の導入

2001年の認定事業開始以降、2004年度から20年間にわたり、審査料および認定維持料の改定を行うことなく事業運営を継続してきた。しかしながら、近年の物価上昇に加え、国際協定（ワシントン協定等）の加盟維持に要する費用の増加などにより、財政的な負担が年々増大し、認定事業の持続的な運営が困難になりつつあった。さらに、認定を辞退するプログラムが継続的に発生しており、現行の料金体系のままでは数年以内に認定事業の継続が困難になる恐れがあるとの懸念があった。このような状況を踏まえ、JABEEでは認定事業の安定的かつ持続的な実施を可能とするため、2025年度より、認定に係る審査料および維持料の見直し（値上げ）を行うこととした。

あわせて、これまで要望のあった認定継続審査（6年ごと）の審査料と、その間の年度ごとの認定維持料という料金体系を見直し、毎年度一定額を支払う「認定維持費」制度を導入することとした。

今後は、この新制度の運用を通じて、効果や影響を継続的に測定・評価し、必要に応じて柔軟な改善を図っていくことが課題である。

#### 2.1.2.2 認知度の向上

##### 2.1.2.2.1 広報活動

###### (1) JABEE Web サイトと SNS による情報発信

2017年のJABEE Web サイト刷新以降、情報の更新を適宜実施している。

また、企業に所属する方々を対象に、JABEEの活動を紹介するメールマガジンを季刊で配信していたが、読者の反応を知ることが困難であったことから、2022年7月よりSNS（X：旧Twitter）を活用した情報発信へと切り替えた。

その後、2023年4月には「X」の有料課金化やセキュリティ上の懸念により、一時的に配信を停止したが、2024年2月から投稿を再開し、現在は週1～3件の頻度で記事を投稿している。投稿ごとの閲覧数は毎回数百～数千件に達しており、フォロワー数も着実に増加し、現在では数百名にのぼっている。

###### (2) パンフレットの作成

2020年版パンフレットを基に、写真やデザインレイアウトを全面的に刷新し、掲載データの更新を行った。さらに、新たなインタビューを実施し、JABEE認定制度の意義や実際の効果を多角的に紹介するパンフレットを、2024年9月に作成した。

また、一部の大学学部においては、技術士資格そのものの認知度が十分でないという指摘があったことから、学生・教職員・保護者向けに、JABEE の認定が技術士資格の取得につながることをわかりやすく紹介した新たなパンフレットも作成した。

#### 2.1.2.2.2 記念大会

JABEE は 1999 年に設立され、2019 年には創立 20 周年を記念してシンポジウムを開催した。基調講演では「大学から JABEE への期待」および「企業が求める人材像と JABEE への期待」をテーマに講演が行われ、また「国際標準の技術者教育と認定の役割」をテーマとしたパネルディスカッションでは、7 名のパネリストが登壇し、国際協定や海外教育認定支援に関する多様な話題が提供された。

2024 年、JABEE は設立 25 周年を迎えた。技術の進展や政治・社会環境の変化に伴い、JABEE を取り巻く状況も大きく様変わりした。さらに、関係学協会における組織体制や活動内容の変化、関係者の世代交代などにより、関係団体間の交流や連携が希薄となり、共通認識にも乖離が生じつつある。

このような背景を受け、JABEE では関係団体との連携を再構築し、教育機関、企業、学生に対して JABEE 認定制度の意義を再認識してもらう機会として、25 周年記念イベントを 2 回開催した。

- ・ 第 1 回（6 月開催）：「JABEE 設立 25 周年記念大会」

JABEE 認定 16 分野の代表者が登壇し、それぞれの分野における「現在の取り組みや課題」、「今後の方向性」について発表が行われた。続く討論会では、JABEE の原点に立ち返り、認定分野との連携強化や、分野間での継続的な意見交換の場の設置の必要性について活発な議論が行われた。

- ・ 第 2 回（11 月開催）：「日本工学会・JABEE 共催特別公開フォーラム」

「我が国の技術系人材の育成を考える」をテーマに、10 名の登壇者が講演を行い、「エンジニアとして活躍するために必要な視点」や「国際的な活動の重要性」などについて多角的な観点から意見が述べられた。討論では、日本工学会、日本技術士会、各認定分野、教育機関、そして JABEE が今後も連携を深めていくことの重要性が改めて確認された。

#### 2.1.2.2.3 日本工学教育協会共催ワークショップ

2012 年より、日本工学教育協会との共催により、「国際的に通用する技術者教育ワークショップシリーズ」を毎年開催してきた。しかし、2021 年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、グループワークを中心とした集合形式でのワークショップ開催を見送りとした。

その後、2022 年度からはハイブリッド形式（対面とオンライン併用）で再開し、以降は毎年 1~2 回のペースで開催を継続している。

#### 2.1.2.2.4 ステークホルダーの訪問等

JABEE では、認定制度の意義や活動内容に対する理解を促進するため、官公庁・政府機関、正会員、賛助会員、教育機関、学会・協会、技術士関連団体、国際関係機関、企業など、多様なステークホルダーに対して、制度説明、意見交換、講演、プレゼンテーション等の形で、継続的な情報提供を行ってきた。

過去 5 年間に実施したステークホルダー向けの説明・プレゼンテーションは、表 2-4 に示すように合計 138 回にのぼり、JABEE の認知度向上および信頼構築に一定の成果を挙げている。なお、2020 年および 2021 年は新型コロナウイルス感染症の影響により、対面での訪問活動が大幅に制限され、訪問回数は一時的に減少した。しかしその後は、オンライン手段の活用を含めて訪問活動を再開・拡大し、対外連携の取り組みを継続している。ただし、これらの活動の多くは、専務理事が中心となって実施しているのが実情であり、組織全体としての体系的かつ持続的な対応体制は、いまだ十分に整っていない。今後は、特定の個人への過度な依存を回避し、組織全体で対応できる体制を整備することが不可欠である。これにより、持続可能な情報発信と対外連携の強化を実現する必要がある。

表 2-4 関係各団体への訪問情報提供等の活動回数 (単位：回)

年度	官公庁・ 政府機関	正会員	賛助会員	教育機関	学会・協会	技術士関連 団体	国際関係 機関	企業	その他	合計
2019年	1	0	3	4	9	1	0	3	2	23
2020年	1	1	2	0	1	0	0	1	1	7
2021年	0	0	0	6	5	0	0	1	3	15
2022年	4	1	5	8	7	3	1	1	0	30
2023年	0	1	7	7	2	0	2	3	0	22
2024年	6	4	3	10	10	4	3	1	0	41
合計	12	7	20	35	34	8	6	10	6	138

さらに、賛助会員企業の業界構成と退会傾向を分析した結果、図 2-3 および図 2-4 に示されるように、特に JABEE 設立初期に経団連の支援により加入したメーカー（製造業）の退会が顕著であることが分かった。

また、技術士資格を業務上必要とするサービス業（コンサルタント）や建築・不動産業界においても退会が目立ち、これが賛助会員数の伸び悩みの一因となっている。

今後、賛助会員数の回復を図るには、土木・建築分野における理事やフェローと連携し、コンサルタント業界や建築・不動産業界に対してプロジェクト化を進めるなど、分野に特化した戦略的なアプローチが求められる。

(単位：社)

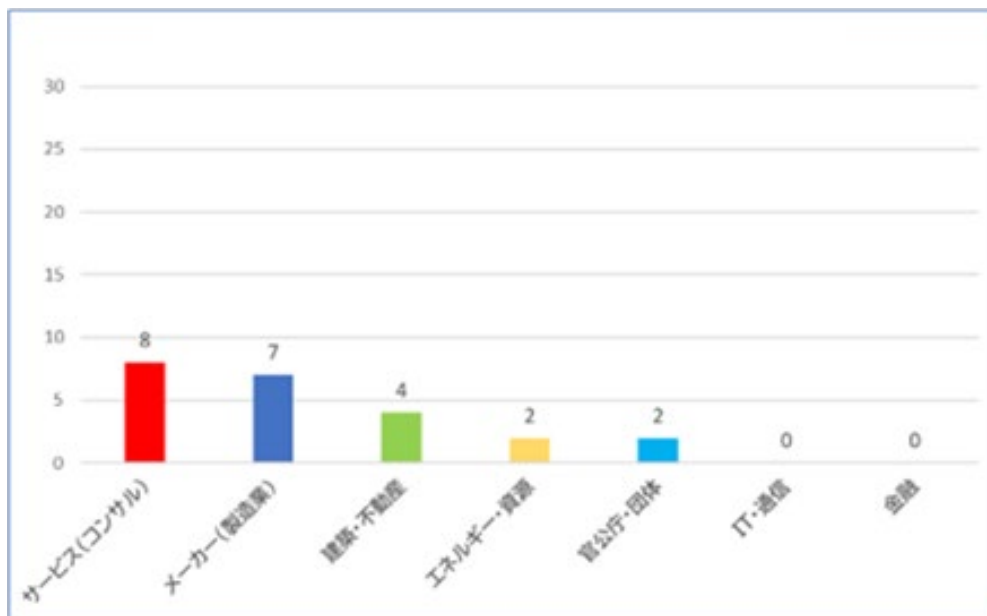


図 2-3 賛助会員企業の業界分類 (合計 23 社 : 2025 年 4 月現在)

(単位：社)

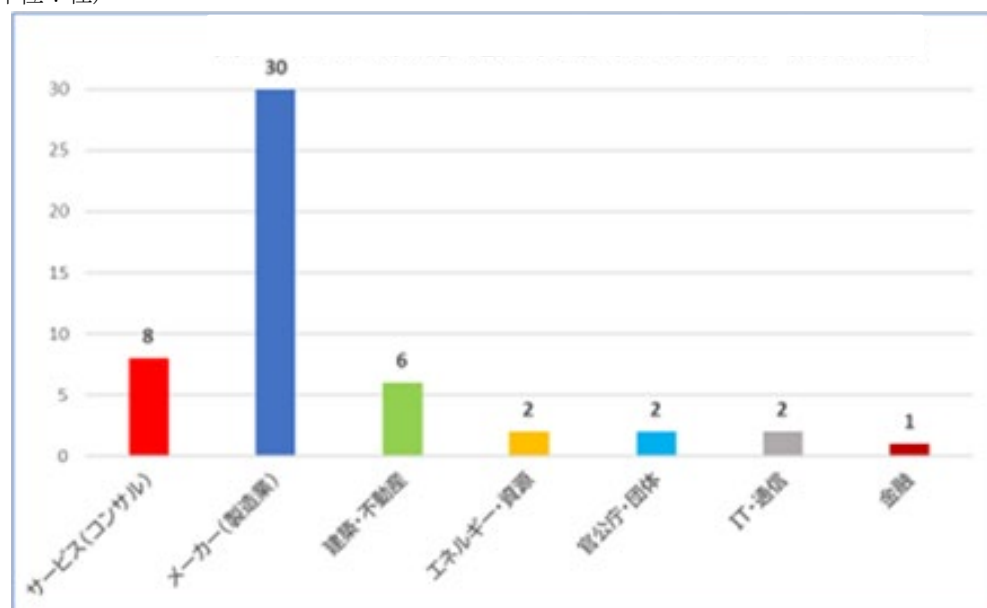


図 2-4 退会した賛助会員企業の業界分類 (累計 51 社 : 2025 年 4 月現在)

### 2.1.2.3 認定プログラム数の減少

前回の自己評価では、日本において第三者評価の有効性が十分に認識されていないという課題が明らかとなった。これにより、認定プログラム数の減少傾向は、JABEE 単独で解決するには困難な問題であると位置づけられた。

この課題を受け、JABEE では文部科学省や日本技術士会、さらにはプログラム修了生が活躍する企業などとの連携の重要性を改めて認識し、積極的な働きかけの必要

性を確認した。

しかし、2020年初頭からの新型コロナウイルス感染症の拡大により、対外的な連携活動は一時的に中断・延期される状況となった。その後、2023年以降には、文部科学省および日本技術士会主催の「IPD 懇談会」や、日本工学会の「科学技術人材育成コンソーシアム」等に参加し、JABEE の活動内容や認定制度の意義について説明する機会を得ている。

さらに、日本技術士会との連携の一環として、与党技術士議員連盟の勉強会において、JABEE の技術者教育認定制度およびその国際的動向について説明する場も設けられた。また、分野事務局や高等教育機関、企業等を訪問し、近況報告や意見交換を積極的に実施している。

それにもかかわらず、認定プログラムの減少傾向に歯止めはかかっておらず、状況は依然として厳しい。今後は、社会的な認知度の向上や、第三者評価の意義を改めて広く示すことを含め、より本質的かつ広範な対応が求められる。

#### 2.1.2.4 国際連携

##### 2.1.2.4.1 国際協定への継続加盟

JABEE は、日本を代表して、技術者教育認定団体の国際的な枠組みである以下の3つの協定に加盟している：

- ・ エンジニアリング系：ワシントン協定（Washington Accord）
- ・ 情報系：ソウル協定（Seoul Accord）
- ・ 建築設計・計画系：キャンベラ協定（Canberra Accord）

これらの協定への加盟を継続するには、定期的に「継続加盟審査（Periodic Review）」を受ける必要がある。

JABEE は、ソウル協定に対しては2023年に、ワシントン協定に対しては2024年に審査を受審し、それぞれの総会において6年間の継続加盟が認められた。キャンベラ協定については、2025年の受審を予定している。

また、これらの国際的枠組みへの積極的な関与を通じて、他国の技術者教育認定団体との連携を継続しており、海外からの問い合わせや証明書発行依頼にも対応することで、JABEE の国際的信用の維持・向上に努めている。

##### 2.1.2.4.2 海外認定団体の認定プログラム修了生の実質的同等性

文部科学省および日本技術士会との協議を経て、2022年度より、ワシントン協定に加盟する海外の認定団体が認定した課程の修了者に対して、「技術士等の資格に関する特例」の適用が認められることとなった（技術士法第31条の2第2項に基づく特例）。

この制度による対象者から申請があり、JABEE による最初の「ワシントン協定認定プログラム修了者」として正式に第一号の認定が行われた。

詳細については、2.2.5項「国際的連携・協力」にて記載している。

## 2.1.2.5 組織体制・運営の見直し

### 2.1.2.5.1 JABEE の組織体制

JABEE の組織体制については、基幹事業である認定事業を所掌する「認定事業部門」と、全体として新規事業の開拓ならびに広報・普及活動を担う「普及事業部門」とに機能を整理した。その上で、図 2-5 に示す組織体制に基づき委員会構成を再編し、2022 年 6 月以降、業務分担の明確化を進めている。

しかしながら、普及事業部門に係る取組は、現時点において理事による委員会活動へ十分に反映されておらず、会長・副会長および業務執行理事の範囲にとどまっているのが現状である。したがって、組織全体としての体系的対応には至っておらず、今後解決すべき課題として残されている。

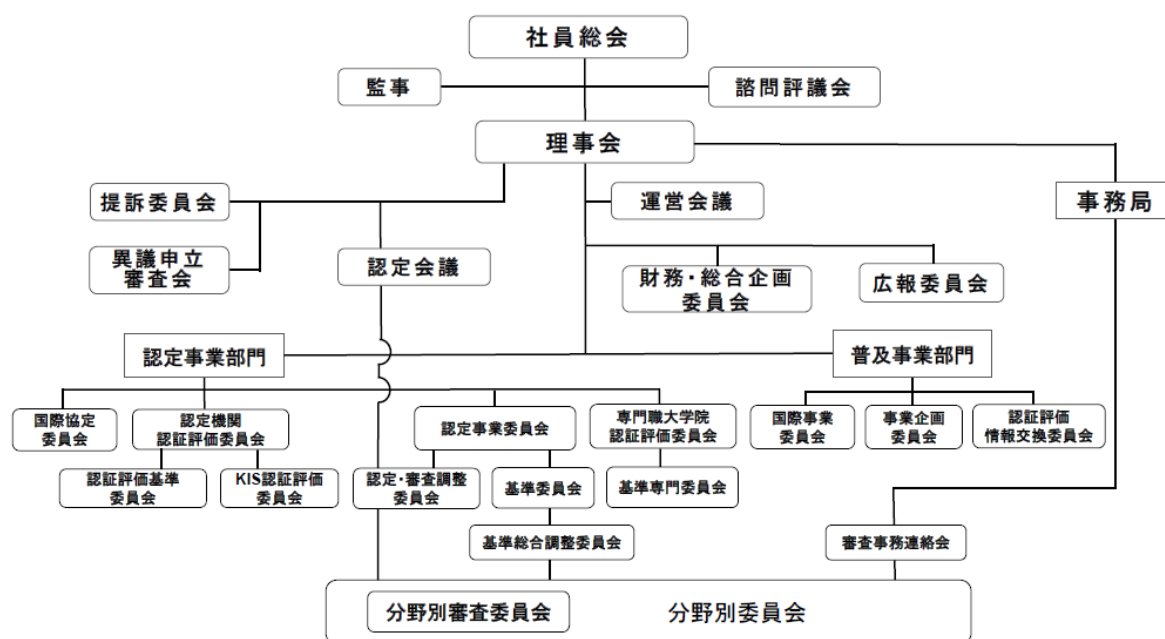


図 2-5 JABEE の組織図

### 2.1.2.5.2 JABEE 事務局

JABEE 事務局は、職員 10 名、非常勤嘱託職員 1 名の計 11 名体制で業務を遂行しており、常勤職員の平均年齢は 60.0 歳、勤務年数は 7.4 年(2025 年 3 月末時点)である。

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、オンライン会議や在宅勤務体制の導入など、業務環境の整備を進めたことにより、一定程度の業務効率化が実現された。

しかしながら、業務が高度に細分化されており、専門的な体制での運営がなされている一方で、カバーリング体制の不備や BCP(事業継続計画)への対応不足といった課題が顕在化している。

このような状況を踏まえ、中堅人材の確保や後継者の採用、さらに事業の新規展開に対応可能な人材の確保が喫緊の課題となっている。しかし、事業収支の赤字が続いていることにより、給与水準が低く抑えられており、人材確保の大きな障壁となっているのが現状である。

### 2.1.2.5.3 国内関係機関との連携

#### (1) 正会員との連携

JABEE は、エンジニアリング系の教育分野において分野別審査方式を採用し、各専門分野の学協会が審査の中核を担う形で連携してきた。

しかしながら、審査件数の減少に加え、審査員の高齢化や学協会事務局の世代交代などの影響により、学協会による JABEE との連携に熱量の差が生じている。正会員の退会も見られる中、学協会との連携を再構築することは喫緊の課題であり、JABEE の運営基盤の強化に直結する重要な取り組みである。

そのために、月初に事務局月報の学協会事務局責任者への配信を通じて情報共有に努め、拡大運営会議や審査事務連絡会などの開催頻度を高めるとともに、学協会への直接訪問の機会を増やすなどでコミュニケーションの強化を図ることにより、連携を再構築することが求められる。

#### (2) 賛助会員

JABEE 設立当初から支援をいただいていた賛助会員企業の退会が、企業の経営環境の変化などにより相次いでいる。一部の賛助会員企業からは、JABEE を支援することによる明確なメリットや見返りが感じられないことも原因の一つとしてあげられている。

また、賛助会員の新規加入についても、ここ数年で大きな増加には至っておらず、取り組みの成果が限定的である。

これには、JABEE の認定制度の内容や目的が広く産業界に伝わっていないことに加え、企業側から見た賛助会員としての支援に対するインセンティブが不明確であることなどが背景にあると考えられるために、産業界や関係団体との連携を通じた広報活動の充実を図り、より積極的な周知活動が必要である。

賛助会員数の回復を図るためには、2.1.2.2.4 でも述べたが、サービス業（コンサルタント）および建築・不動産業界の企業に対して、土木分野や建築分野における理事・フェローとの連携のもとでプロジェクト化を進めるなど、JABEE のメリットを直接実感できる分野に特化した戦略的な取り組みが求められる。

#### (3) 高等教育機関

JABEE では、大学や高専のプログラム関係者などを訪問し、諸外国の状況も含めた認定制度への理解促進、プログラム支援、制度説明および意見交換などを実施している。しかしながら、これらの説明は一部の関係者に限定されており、JABEE の認知度や制度の意義が十分に浸透していないのが現状である。

認定制度への関心や理解をより広く促進するためには、学生、教職員、保護者向けに日本技術士会などと連携したイベント開催への参画や各大学のオープンキャンパスなどの機会を利用したパンフレット配布など情報発信を継続していくことが求められる。

#### (4) 文部科学省

文部科学省高等教育局および科学技術・学術政策局に対して、報告や相談の機会を定期的に設け、JABEE の存在意義および JABEE が直面している課題などについて意見

交換し、制度的な支援も仰ぐことなどを実施している。

また、新たな制度変更の動きがみられるために、JABEE が公的な制度インフラとして中長期的に活用されるよう、制度設計段階からの関与や位置づけの明確化を働きかけていく必要がある。

#### (5) 産業界

JABEE 設立当初、経済産業省の支援により日本経済団体連合会傘下の多くの企業賛助会員として入会いただいていたが、昨今退会されることが顕著となっている。改めて、産業界への理解促進を図るためには、製造業に特化した新聞媒体への広告の掲載、講演・セミナー等の機会を通じた働きかけ、および直接各企業を訪問し状況説明を行うことが重要となる。

特に、JABEE 認定プログラムの修了生が企業においてどのような専門性を発揮できるのかを可視化し、企業側の人材育成や採用活動との接点を強化することが求められる。

#### 2.1.2.5.4 海外関係機関との連携

JABEE は、加盟するワシントン協定、ソウル協定、キャンベラ協定の年次大会に代表者を派遣し、技術者教育に関する提言を行うとともに、協定審査員の派遣を通じて、各協定における活動に積極的に寄与している。

また、2013 年からは、インドネシアにおける技術者教育認定団体 (IABEE) の立ち上げ支援として、JICA の国際協力プロジェクトを推進し、IABEE は 2022 年にワシントン協定への正式加盟を果たした。

さらに、モンゴルやネパールなどの関係団体からの来訪を受け、意見交換を実施するなど、アジア地域を中心とした国際的な連携にも取り組んでいる。

詳細については、2.2.5 項にて記載する。

### 2.1.3 機関評価のまとめ

#### 2.1.3.1 機関としての運営・活動に関わる成果

2019 年度以降、運営・活動に関して以下の改善が図られた。

##### (1) 広報・普及活動の強化

- ・ Web サイトを適宜更新し、情報発信を実施
- ・パンフレットの刷新：対象者を明確にし、構成を最適化（「技術士」に特化したパンフレットを作成）
- ・ SNS (X：旧 Twitter) による関連情報の継続配信
- ・ 設立 20 周年・25 周年記念行事において、技術者教育に関する課題を発信

##### (2) 国際交流の進展

- ・ 国際エンジニアリング連合 (IEA) 会議、ワシントン協定総会等へ代表派遣
- ・ インドネシアの認定団体支援を通じて国際的評価を獲得
- ・ 留学生や技術士に関する問い合わせに的確に対応

(3) 渉外・連携活動の成果

- ・ 文部科学省、日本技術士会との連携により、技術士試験の国際的同等性を反映
- ・ フェロー制度にて 2024 年度までに 130 名のフェローを認定

(4) 事務局の体制整備

- ・ 労働関係法令に準拠した就業規則等の改定
- ・ 個人情報保護、文書管理等の各種規程整備の完了
- ・ オンライン会議環境を整備し、在宅勤務制度を導入

(5) 事業改革

- ・ 事務所の執務スペースと複写機台数を半減化し、賃借料などの固定費を削減
- ・ オンライン会議の常態化によりペーパーレス化と時間の有効活用を実現し、会議費・交通費も削減
- ・ 審査料および認定維持料の見直し、2025 年度からの認定維持費制の導入により収入の平準化・安定化を図る
- ・ 蓄積された認定審査ノウハウを活用し、高専機構と連携して KIS 認証評価システムを立ち上げ、「認定・審査」「認証・評価」に加え「KIS 評価」を加えた三本柱体制へ拡充

### 2.1.3.2 機関としての運営・活動に関わる今後の課題

2019 年度の自己評価で指摘の組織運営上の課題のうち、以下の事項については未だ十分に改善されておらず、引き続き対応が求められる。

(1) 認知度向上と情報発信の継続強化

第三者評価制度に対する社会的理解を促進し、JABEE の役割を広く伝えるため、戦略的な広報活動をさらに強化する必要がある。特に教育機関、産業界、学生・保護者など多様なステークホルダーへの情報発信と意見収集の強化が重要である。

(2) 分野組織の活性化と維持体制の再構築

審査件数減少や学協会側の人材不足により、分野別審査委員会の機能維持が困難な状況になりつつある。分野統合の検討、公募による審査員の確保など、持続可能な運営体制の構築が喫緊の課題である。

(3) 人材確保と世代交代の推進

委員会の委員および事務局職員の高齢化が進んでおり、若手専門人材の確保・育成と、業務継承体制の整備が求められる。

中長期的な視点に立った人材戦略が必要である。

(4) 認定事業の持続可能性と多角化

認定プログラム数の減少が財政基盤に影響を与えており、新たな認定分野の開拓、海外連携の強化などによる多角化が急務である。

また、文理融合型や複合学科などの新しい学科への柔軟な対応が必要である。

(5) 業務継続性の確保

感染症・災害への備えとして在宅勤務体制などは整備されたが、職員の高齢化・業

務量の増加に対する組織的な対応が不十分である。

また、IT インフラの老朽化や文部科学省による高等教育変革への対応も急務であり、広範な対応体制の再構築が求められる。

## 2. 2 事業評価

### 2.2.1 事業評価の方針

JABEE の認定プログラムは、2009 年度までは新規の認定も多く、認定継続を辞退するケースは多少あったものの、総数は増加していた。しかし、2010 年度以降は認定継続を辞退するプログラムが新規の認定を上回るようになり、認定プログラムの数は減少の一途を辿っている。認定プログラム数の減少は 2019 年度の前回自己評価でも課題とされたが、その後も認定プログラム数の減少傾向に歯止めをかけることができず、現在も JABEE の存続に関わる最大の課題となっている。

JABEE は 2019 年度の自己評価に基づいて、受審のためのプログラムの負荷を出来るだけ軽減する方向で認定基準やルール等の改定を進めてきたほか、広報活動の強化、ステークホルダーとの意見交換、交流にも努めてきた。しかし、産業界や一般社会における認知度や教育機関における認定の重要性の再認識とその結果としての新規プログラム数の増加という観点からは、これらの活動の効果が見えない状況が続いている。

一方で、JABEE は技術者教育認定に関する国際協定における活動や、JICA の事業としての海外認定機関設立への支援活動などで高い評価を得ている。また、アジアを中心とした世界の発展途上国は、ワシントン協定に代表される技術者教育認定のための国際的な枠組に参加すべく活発に活動しており、海外では教育認定の重要性がますます大きくなっている。国内においても、表 2-5 のように技術者教育以外の教育分野で認定制度が次々と立ち上がってきている。

表 2-5 技術者教育以外の教育分野で認定制度

分野	評価機関
医学	一般社団法人 日本医学教育評価機構 (JACME)
看護学	一般財団法人 日本看護学教育評価機構 (JABNE)
薬学	一般社団法人 薬学教育評価機構 (JABPE)
教員養成教育	一般財団法人 教員養成評価機構
知的財産	一般社団法人 ABEST21 International
教育実践	一般社団法人 専門職高等教育質保証機構

また、大学の機関別認証評価に JABEE 等の第三者機関の認定結果が取り入れられるなど、教育の認定が再認識されるようになってきている。さらに、文部科学省の中央教育審議会による 2025 (令和 7) 年 2 月 21 日の答申“我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～”(中教審第 255 号)に基づき、教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方ワーキンググループや人材委員会 科学技術人材多様化ワーキン

グループ等における教育の質保証・向上システムの見直しが行われている。

この章は、上記のような背景を踏まえ、前回の自己評価後の JABEE の認定審査を中心とする事業の状況を点検し、前回自己評価での課題とも合わせて、今後のあるべき方向とその実現のための課題や施策を明確化することを目的としている。

## 2.2.2 認定・審査

### 2.2.2.1 認定・審査の実績と状況

#### 2.2.2.1.1 認定プログラム数

JABEE は 2001 年の認定開始以来、2023 年度の時点で累計 175 の教育機関、528 件のプログラムを認定してきた。また、プログラム修了生の累計は約 37 万人に達している。各年度の新規認定プログラムの累計及び認定プログラム修了生の累計を図 2-6 に示す。教育機関別の内訳は表 2-6 のとおりである。しかしながら、後述するように最近 15 年間は認定の継続を取りやめるプログラムが増加しており、認定中のプログラムは減少してきている。現在認定中のプログラムは約 270 件となっている。

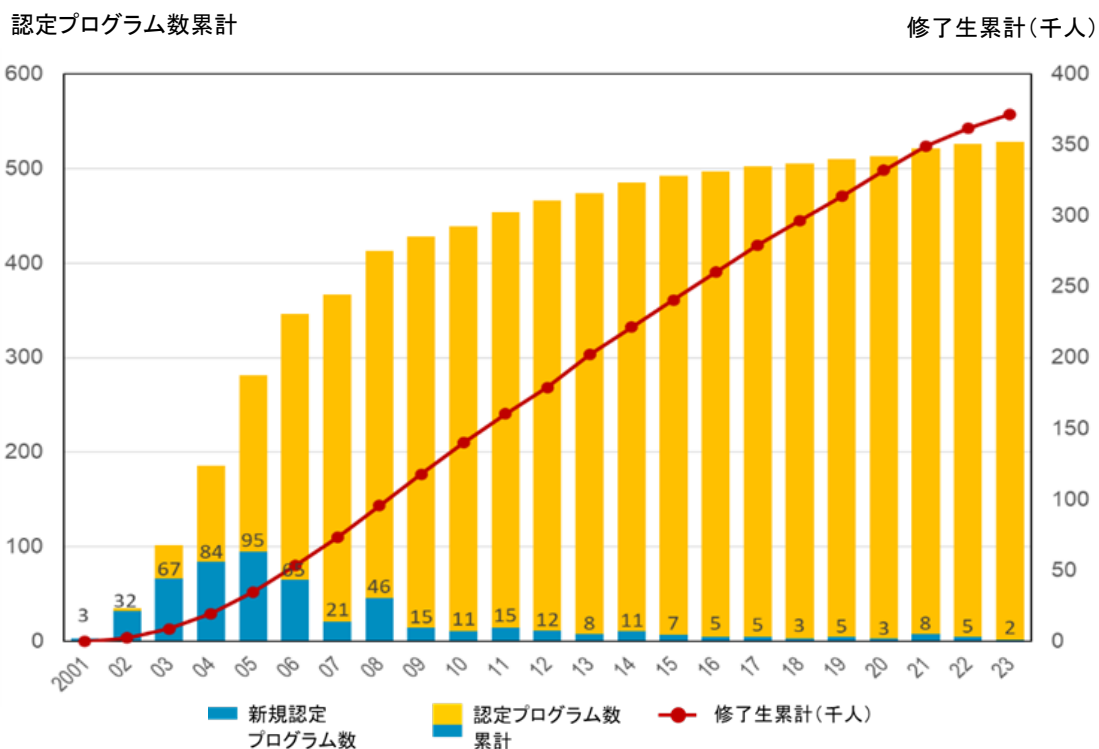


図 2-6 2023 年度までの認定プログラム及び修了生の累計数

表 2-6 教育機関別認定数（累計）

教育機関種類	教育機関数	プログラム数
国立大学	54	245
公立大学	11	25
私立大学	56	170
高等専門学校	53	87
大学校	1	1
合計	175	528

表 2-7 に分野別の新規認定プログラム数の年度毎の推移を示す。2015 年度以降の新規認定プログラム数はほぼ 10 件未満／年で推移している。

表 2-7 新規認定プログラム数の分野別年度推移

分野略称	2001 ~2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	計
化学	35	6	6	4		1					2		1								55
機械	50	10	3	4	2		5	2	2	2		2	1		1		3				87
材料	8	1		2	1		1			2											15
地球・資源	7	3				1												1			12
情報(WA/SA)	18	10	1	4	2	2	1		1		1	1			1		2		1		45
電気／電子情報	29	8	1	5	5	3	3	3	1	3	1	1			1		1	1			66
土木	40	10	3	8	2	1				1	1					2		1			69
農業工学	15	3		1																	19
工学	42	8	2			1	1	2	2	3			1			1	1	2			66
建築(Eng系)	13	4	3	10	1	1	1	3	1		1	1	1		1		1				42
建築設計計画系								1	1		1				1						5
物理	2		1	1		1							1								6
経営	4			1			1														6
農学	7			5				1													13
森林	3	1		1																	5
環境	5				2		1														8
生物	3	1	1				1													1	10
	281	65	21	46	15	11	15	12	8	11	7	5	5	3	5	3	8	5	2	1	529

一方、海外の状況を見ると、他のワシントン協定加盟団体では、たとえば歴史の長い ABET（米国）は約 2,500 件のプログラムが、また、JABEE より後発の ABEEK（韓国）は約 290 件、IEET（台湾）は約 490 件のプログラムが現在認定中である。しかも、海外ではそれぞれの国の伝統校、名門校が率先して認定を受けているが、JABEE は例外的にそうした大学からの認定申請が少ない。

JABEE は国際協定内の一員として、ワシントン協定における英語圏以外の初の正式加盟国であり、IABEE (indonesian Accreditation Board for Engineering Education) の正式加盟支援等を行った実績等に対しても世界の国際協定団体から高く評価されているが、わが国の認定に対する社会の認知度や位置づけなどは海外と比較すると低く、国内での存在感が薄いことは否めない。認定プログラムを増やすには、教育機関だけでなく社会全体の認識と理解を高めることが必須であり、これが JABEE

設立以来継続して重要な課題となっている。

JABEE は毎年度の認定プログラムへのアンケートを実施しているほか、認定の継続を取りやめたプログラムに関してはその理由を聞き、記録している。また、機会あるごとに教育現場の JABEE についての認識を調査しているが、認定を受けていないプログラムに関しては生の声を聞く機会がほとんどないまま推移している。認定プログラムを増やすための有効な戦略、施策については、社員総会や理事会、関係委員会等で議論および具体的検討が進められてきてはいるものの、今回の自己評価でも重要な課題として残っている。

#### 2.2.2.1.2 審査での指摘事項

審査の質の向上、受審校の負荷の低減、国際的動向への対応、さらには審査における諸々の質問や疑問等に対応するため、基準委員会及び認定・審査調整委員会が問題提起し、認定事業委員会が方向づけを行っている。それに基づき、基準委員会が成文化や解釈・判断を行い、認定・審査調整委員会がフィードバックすることで、認定基準の改定をはじめとして多数の改善を実施している。

これらの多岐にわたる膨大な検討と改善作業の成果と現在主な課題として取り組んでいるものの状況を述べる。

#### 【審査関係の課題への取組み状況】

##### (1) Plan-Do-Check-Act (PDCA) の関連性についての評価

2012 年度の基準改定では、基準の項目を整理して「学習・教育到達目標の設定（基準 1）」、「教育手段（基準 2）」、「学習・教育到達目標の達成（基準 3）」、「教育改善（基準 4）」とし、順に P (Plan)、D (Do)、C (Check)、A (Act) に対応させた。

2019 年度の基準改定では、さらに認定基準の記述内容の整理・統合を次のように進めたことにより、受審プログラム及び審査チーム双方の負担を従前より軽減することができた。

- 1)認定基準(共通基準)を 2018 年度基準の 26 項目から 2019 年度基準は 11 項目に削減 (図 2-7 参照)
- 2)認定基準に対する適合の度合いを 2012 年度基準の A,C,W,D の 4 段階から 2019 年度基準では S,W,D の 3 段階に削減

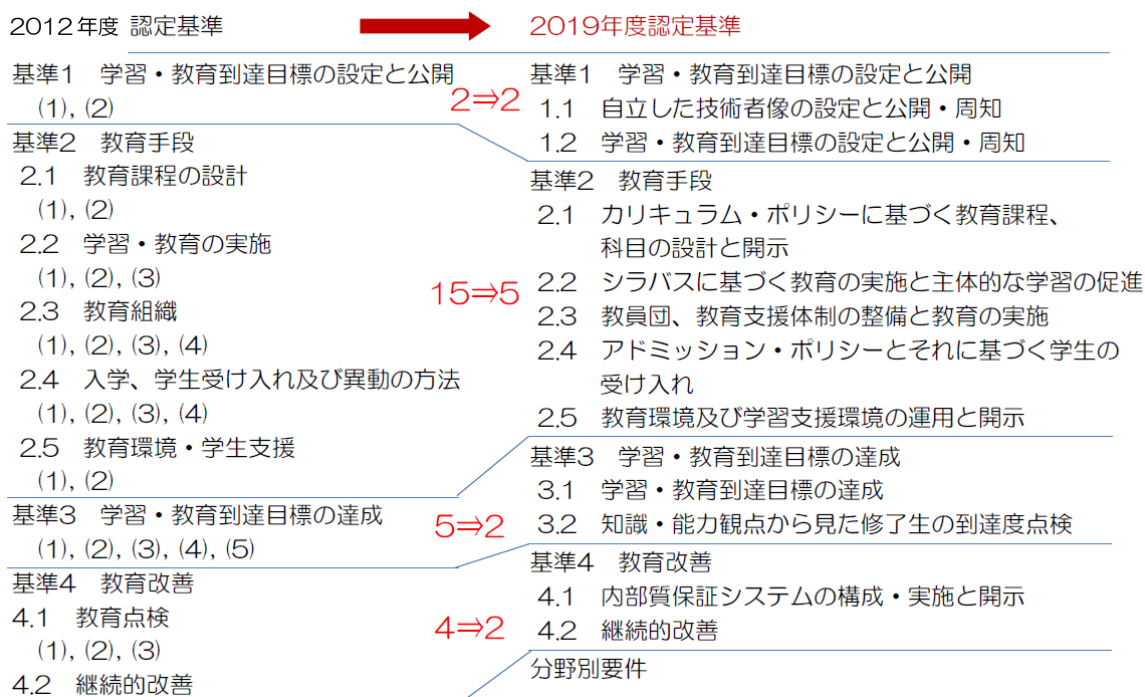


図 2-7 認定基準(共通基準)項目の新旧比較

なお、認定基準に対する適合の度合いは、以下の 3 段階にて判定される。

- 1.満足「S」当該点検項目または点検大項目が認定基準に適合している。
- 2.弱点「W」当該点検項目または点検大項目が認定基準にほぼ適合しているが、その適合の度合いを強化するために迅速な対処を必要とする。プログラムが実施している継続的改善を一段と強化・加速することが要求される。
- 3.欠陥「D」当該点検項目または点検大項目が認定基準に適合していない。

2019 年度から 2024 年度までの新規審査及び認定継続審査における審査項目別の W 判定の合計数を図 2-8 に示す。ここで特に W の数の多い項目は以下のとおりである。

注：判定は S（満足）、W（弱点）、D（欠陥）の 3 段階であり、W があると次回審査は中間審査となる。D があると原則的には認定不可となる。

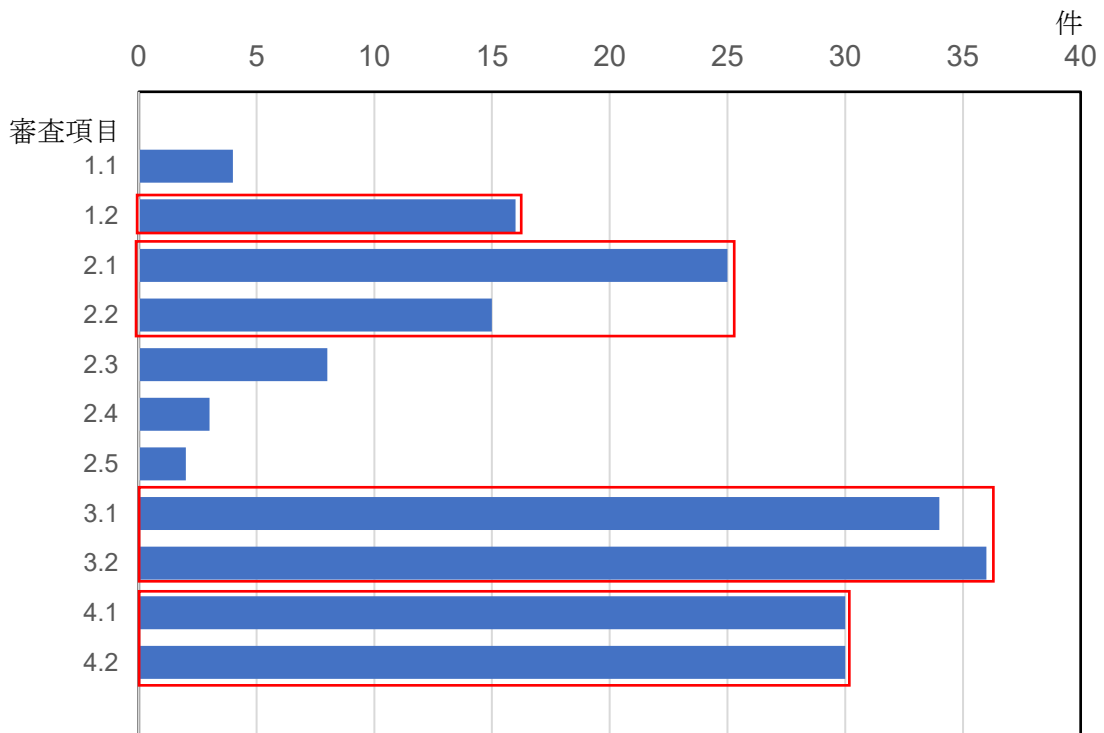


図 2-8 審査項目別のW判定の合計件数（2019～2024 年度新規／認定継続審査）

この結果を見ても、W 判定が多いのは JABEE の認定基準の骨格となる「学習・教育到達目標(P)－教育の実施(D)－達成度評価(C)－教育改善(A)」の流れの中心的項目であることが示されている。

2019 年度の基準改定以降、これらの PDCA サイクルの中での関連性を重視していることを、「審査の手引き」や当該年度の認定・審査結果の概要をまとめて公表する「認定審査サマリーレポート」にも明記して、受審プログラム及び審査員に周知してきた。徐々に改善されてきてはいるが、プログラムの質向上や審査の質向上のキーポイントであり、より理解を徹底する必要がある。

#### (2) 認定継続審査／中間審査での改善の評価

新規審査及び認定継続審査の結果、改善が必要な項目がある場合は 6 年に満たない認定有効期間(通常は 3 年)が与えられ、次回審査は中間審査となる。

### 2.2.2.1.3 受審プログラムの意見と認定辞退

#### (1) アンケートでの意見

2007 年度以降、認定プログラムに対して毎年ほぼ同一の質問によるアンケート調査を実施して認定プログラムの意識調査を行っている（詳細は 5.2 項 認定プログラムへのアンケート結果 を参照）。

その中の自由記述回答からの主な意見を示す。

- 1) 社会、企業における JABEE の認知度が低く、修了生の就職に有利となっていない。有利となるよう産業界への働きかけを望む。

- 2) 修了生は技術士第一次試験を免除されるというメリットがあるが、技術士資格の価値が一部の分野を除いて低い。全分野において価値を高めてほしい。
- 3) 資料作成等、受審のための準備の負担が大きい。
- 4) 機関別認証評価との重複による負担を軽減するために、審査の互換性を高めてほしい。

ほとんどが2019年度自己評価での課題と同様であり、次項に示す認定継続を辞退したプログラムから報告された辞退理由の多くがこれらの項目と一致している。

## (2) 認定辞退プログラム数と辞退理由

2007年度に1プログラムがJABEE認定を辞退し、その後は徐々に辞退するプログラムが増加し、2009年度以降は毎年20プログラム前後で推移している（2013年度と2019年度は、2008年度に最大認定有効期間（次回の認定継続審査までの期間）を5年間から6年間に延長したことにより生じた認定継続審査が非常に少ない年であり、辞退数も少ない）。2024年度までの累計で273プログラムが認定を辞退している。表2-8に新規認定数と認定辞退数の推移を示す。また、図2-9に認定辞退数を含めた認定プログラム数の推移を示す。

表2-8 新規認定数と認定辞退数の推移

年度	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
新規認定数	65	21	46	15	11	15	12	8	11	7
認定数累計	346	367	413	428	439	454	466	474	485	492
認定辞退数	-	1	2	9	15	20	17	4	27	14
辞退数累計	0	1	3	12	27	47	64	68	95	109

年度	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024※
新規認定数	5	5	3	5	3	8	5	2	1
認定数累計	497	502	505	510	513	521	526	528	529
認定辞退数	29	19	10	4	28	29	13	21	11(12)
辞退数累計	138	157	167	171	199	228	241	262	273(274)

※コロナ禍対応特別スケジュールにおける2024年度後期審査対象プログラムの認定結果は2026年2月時点では確定していないため、推定値を示す。

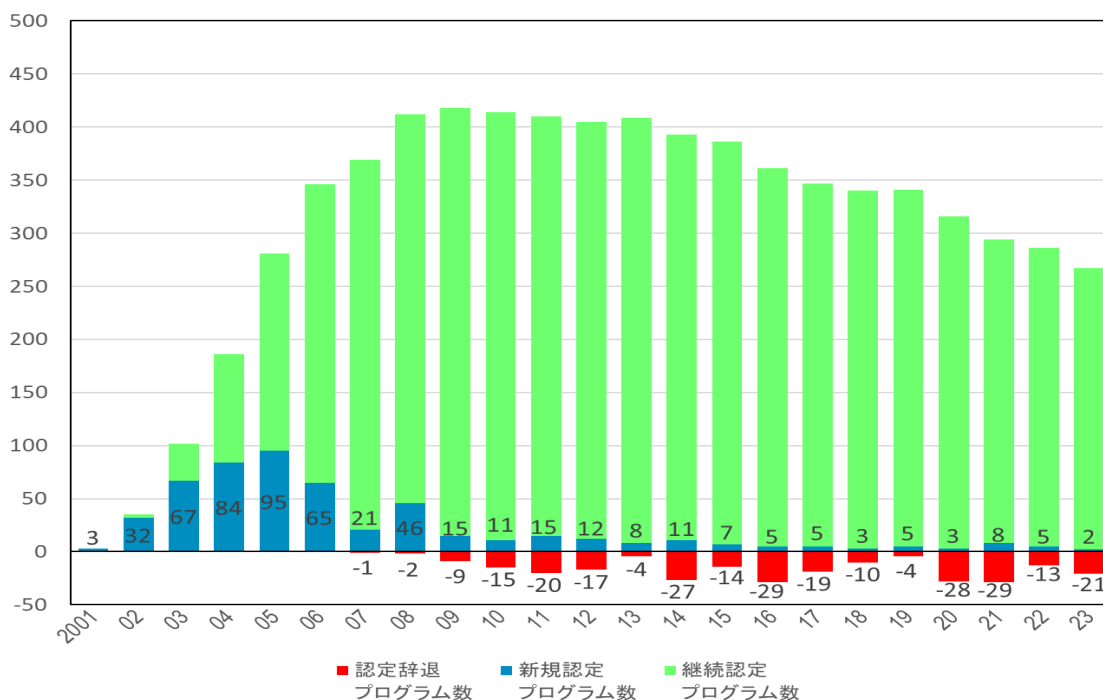


図 2-9 認定プログラム数の推移

2015年度以降、新規認定プログラムが毎年5件前後で推移しているため、審査の主体は認定継続審査と中間審査となり、いわば「リピーター」主体の審査となっている。その「リピーター」からの認定辞退が新規認定数を超え、認定プログラム数の減少傾向を招いている。

新規認定を増やすことが重要な課題であることは勿論であるが、認定辞退を減らすことはさらに重要である。認定継続を取り止めた理由は5.4項に示しているが、以下に主な理由とその背景について分析する。

(a) 学部、学科等の改組

わが国の教育機関では頻繁に改組が行われる。これにより認定を辞退するケースが最近非常に多い。プログラムを構築し、運営し、JABEEの審査を受審するためには相当な努力が必要である。このように努力してプログラムを構築しても、改組等によりプログラムを大幅に作り直す必要が生じた場合、再度審査への対応のための努力を強いられたくないという教員も多いのではないかとと思われる。特に下記の(d)項のように教員の負荷が過大と感じているプログラムは、改組をきっかけに認定の辞退を決断するケースが多いのではないかと推察される。

なお、改組によりプログラムの認定を一旦終了し、新たなプログラムとして新規審査を受ける場合や、コース、学科等が統合されて、認定プログラムの数が減る場合もある。

(b) 審査料、認定維持料の負担が困難

教育機関は全般的に予算面で状況が厳しくなっており、前記の機関評価等の義

務的な案件に予算を割り付けると法的強制力のない JABEE の認定は見送らざるを得ないというケースも多い。最近は特に地方国立大学や国立高専で文部科学省の運営費交付金の削減による資金不足を理由に認定を辞退する例が増加している。

(c) 認定のメリットが少ない

これを理由に上げる例も非常に多く、このケースではほとんどの場合(b)、(d)項と合わせ、「負担の大きさに見合うだけのメリットがない」という理由になっている。

メリットがないとして挙げられるのは主に次の事項である。

- 1) 修了生の就職に際しての有利な条件にならない
- 2) 認定を取得しても入学志願者が増えない
- 3) 建設系の分野を除いて技術士資格にメリットがほとんどなく、修了生が技術士を目指さないので、技術士第一次試験を免除されても意味がない

1)、2)は産業界を含む社会に JABEE が認知されていないことに深く関係し、JABEE としても社会の認知度を高めることが重要な課題であることは間違いない。JABEE の認定に基づいて優れた教育を実施した結果が就職や志願者の増加に結び付くのが本来の姿であるが、JABEE の認定が社会に認知されていない限り、それも難しいものと思われる。

近年、特にアジア諸国では自国内に教育認定団体を立ち上げ、ワシントン協定に加盟する動きが顕著である。このような国は修了生の国際的同等性を重視しているため、海外の教育機関への国費留学先は、ワシントン協定加盟の認定団体が認定したプログラムに限る例も出てきている。このような例を今後もより積極的に広報すべきと思われる。

(d) 認定継続のための審査対応の負荷が過大

受審のための負荷が過大であるという理由が非常に多い。特に初期の認定基準による審査での「学習保証時間」、「授業時間」のエビデンス準備や、成績資料等の作成・保管がその典型である。2012年度と2019年度に基準改定を実施し、授業時間や専門科目の割合等の数値的な基準は撤廃するなど、受審負荷の低減につながる改定を進めてきたが、いまだにこの理由が非常に多い。

受審側に「JABEE は証拠主義」とのイメージを持つ教員が多く、また実際に細かい資料を要求する審査員も特に初期は多かったと思われ、担当教員が疲弊する例も多かったと考えられる。また、受審のための資料準備に関しては、安全を見て必要以上の資料を作成・準備するプログラムが多いのではないかとと思われる。

ただし、一部の大学（多数の認定プログラムを有する）では、審査前になって慌てて資料を揃えるのではなく、一度受審した後は審査に必要な標準的資料を教育機関としてきちんと保守していけば、受審のための負荷はそれほど問題ではないとの意見もある。受審の負荷の大小は、教育機関としての認定への取り組み姿勢にもよるのではないかとと思われる。

JABEE としても、受審のための活動をプログラムの質保証のための活動により一致させるための具体的手法として積極的に広報すべきであり、JABEE の認定・審査を質保証のために有効に活用しているプログラムの事例等を広く紹介することも必要であると思われる。

(e) JABEE の認定に頼らなくてもプログラム自身で質保証ができる

JABEE の考え方や手法は十分身についたので、審査を受けなくてもプログラム自身で教育に対する改善などが行えるという理由で辞退する例がある。また、国立高専では国立高専機構が設定したモデルコアカリキュラム等で教育の質保証ができるので、JABEE の審査は必要なくなったという辞退理由もあった。これらの辞退理由は真の理由に対する後付けの理由の可能性もあるが、過去からよく言われてきたことである。

文部科学省が主導する大学改革でも JABEE とほぼ同様の PDCA の実施を求めており、JABEE の求める教育システムが高等教育の世界で浸透してきているのは確かである。機関別認証評価でも、評価基準では内部質保証の重要性を謳っており、その手段として第三者による評価が活用されている場合は高く評価することが記載されている。さらに、2025（令和 7）年 2 月 21 日に文部科学省・中央教育審議会から答申された“我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～”を踏まえて、分野別評価を重視する教育の質保証・向上システムの見直しが具体的に検討されており、今後教育機関の意識も変わってくる可能性がある。JABEE から第三者分野別評価としての認定・審査の重要性を積極的に発信していく必要がある。

(f) 学科／学部の協力が得られない

プログラムの責任者や担当者が認定の意義を理解し、認定の継続を望んでも、上位組織の理解が得られない場合は認定の継続が難しくなる。認定に対する教育機関の取り組み姿勢は、上位組織の責任者の個人的な考えによるところが大きく、責任者の交代により方針が一変するような例もある。これはやはり教育認定制度の社会的な認知度がまだ低いことも大きく影響していると思われる。

(g) 自由なカリキュラムを組むための足枷となる

この理由の場合、自由なカリキュラムについての説明が明確な例がほとんどないため実態が把握できていないが、科目の必修化／選択化の問題がかなりあると思われる。JABEE の認定を受ける（アウトカムズを保証する）ためには、必修科目を増やすことが有利であり、これが大学や高等専門学校（高専）の方針及び学生の希望とは異なるというのが主な理由である。

JABEE の認定基準は必ずしも特定科目の必修化を意図したものではなく、必修科目が少なく選択科目が多いプログラムにも対応できるよう、学習・教育到達目標を達成させるための方法に柔軟性を持たせている。

また、JABEE の認定を受けたプログラムは変更が難しい（変更してはいけない）と誤解されているケースも見受けられる。2016 年度以前は、プログラムの

内容が変更された場合は「変更通知」を提出し、変更内容の確認後、必要であれば変更時審査を実施することになっていたが、2017年度以降は変更通知及び変更時審査の制度を廃止し、代わりに教育機関の名称やプログラム名の変更のみを「年次報告書」により報告してもらうように制度を改めたことにより、誤解が解消される方向に進んでいる。

#### (h) 機関別認証評価等との重複

認証評価機関による機関別認証評価への対応のほか、教育機関が受けなければならない調査や審査が増えており、教育どころではないという苦情も寄せられている。また、JABEEのための作業に忙殺されて教育活動ができないという、本末転倒の状況が理由となったものもある。

機関別認証評価と JABEE の審査内容の重複を削減するため、2018年度から大学改革支援・学位授与機構との間で協議を行った結果、認証評価基準の中の領域6（教育課程と学習成果に関する基準）は JABEE の認定プログラムについては認証評価の審査を大幅に簡略化できることになり、2019年度から適用されている。こうしたプログラムに対する負荷軽減の取り組みを積極的に進めるとともにプログラムへの周知も進めていく必要がある。

以上の辞退理由は、前述のように認定プログラムへのアンケート結果とほとんど重複する。つまり、認定プログラムは大なり小なり上記の問題意識を持っており、認定を継続している間は JABEE への問題提起となり、認定を辞退する場合は辞退理由となっている。JABEE の認定が認証評価のような法的義務か海外のワシントン協定加盟国のように社会への約束という性格が強ければ、問題意識があることと辞めることは直ちに結びつくものではないが、日本では教育システムの評価の歴史が浅く、評価を受ける側（教育組織）も評価を活用する側（教育組織への進学者や修了生を採用する企業等の関係者など）も、教育認定を重視する社会的認識が乏しいことが、辞退が急増している根本的な原因と考えられる。

認定継続を辞退するプログラムからの回答や認定プログラムへのアンケート結果を見ても、JABEE の認定・審査が教育の質向上につながることを否定しているところはほとんどない。JABEE の設立から 25 年が経ち、少なくとも教育機関では JABEE についての知識と認識がそれなりに深化してきたはずであるので、教育機関向けに JABEE の認定のメリットとして教育改善を前面に出して主張しても、もはや大きなインパクトを与えることはできないのではないだろうか。そのことを前提として、JABEE の認定の意義についての新たな発信（発信先の見直しも含めて）が必要なのではないかと思われる。例えば以下のような具体的な発信が考えられる。

- ① 修了生が得ることが出来る「技術士補」の資格のアピール
- ② 採用時のエントリーシートの様式に JABEE 等の認定プログラム修了生であることを記載できる欄を設けることの企業への働きかけを強化

- ③ 優秀な留学生を受け入れる上で、ワシントン協定等の国際協定に準拠した JABEE の認定の優位性をアピール

### (3) プログラムへの働きかけ

認定の辞退が教育機関の責任者の決定によってなされるような場合、後述のプログラムへのアンケート結果（5.2 項参照）に示されるように、プログラムの担当教員の中には認定を続けたいという人も少なくない。その人からの要請により、教育機関の責任者に対して JABEE をより理解してもらうため訪問し説明をおこなったりしたが、それによって辞退を取りやめた例は皆無であった。しかし、JABEE への理解が深まることで教育機関が将来の認定を検討する可能性もあるので、機会があれば積極的に対応している。

JABEE が毎年度発行している「認定審査サマリーレポート」では、2016 年度以降各年度の認定辞退件数と認定中のプログラム件数のグラフを掲載して、実態を正しく理解してもらえるようにした。

#### 2.2.2.1.4 修士課程プログラムの認定

修士課程プログラムの認定は 2007 年度から開始された。修士課程認定の検討及び認定開始当初は学士課程の認定が急激に増加している時代であったため、修士課程の認定プログラムも同様に増加することが期待された。

JABEE は建築系の学士課程プログラムと建築系の修士課程プログラム（建築設計・計画分野）をそれぞれ認定し、それらを繋げたプログラムとすることで、UNESCO-UIA 建築教育憲章に則った 5 年以上の教育を実施するプログラムとみなせることが 2009 年に UNESCO-UIA から承認された。これに基づき、2013 年度まで建築系の 2 プログラムが認定されていたが、これらのプログラムは、2012 年度の基準改定により新設された UNESCO-UIA 認証対応の「建築系学士修士課程」での認定に移行した。

建築系以外の認定プログラムは 2007 年度の 2 プログラムから始まり、3 プログラムまで認定されたが、その後 2 プログラムが認定継続を辞退し、2019 年度にはわずかに 1 プログラムのみとなっている。建築系学士修士課程に関しては、2019 年のキャンベラ協定への加盟により認定プログラムの増加があったものの、その後認定辞退するプログラムもあり、期待した効果が得られていない。

修士課程単独での認定は現在のところ対応する国際協定がなく、修了生にとってのメリットは技術士第一次試験の免除等国内に限定される。このため、海外からの留学生にとってのメリットも乏しく、アピールポイントをどこに置けばよいか課題となっている。

#### 2.2.2.1.5 認定・審査に関わる成果と課題

##### 【成果】

- (1) 認定プログラム数

25年間で529件の認定を行ったことは大きな成果といえよう。JABEE 草創期の意識の高まりと多くの関係者の努力に負うところが大きい。

しかし、最近の7年間は新規認定が10件未満の年度が続いており、認定プログラムを増加させるための新たな取り組みが必要となっている。

## (2) 教育のPDCAの推進

新規審査では特に図2-8のW判定割合の高い審査項目（①学習・教育到達目標、②カリキュラム・シラバス、③達成度評価、④教育改善の仕組み）における指摘が多く、PDCAの活動が十分に働いていない場合が多い。認定継続審査や中間審査ではこれらの項目の改善状況が主要な着眼点となっており、審査を経るにつれて評価結果が向上するプログラムが多数を占めている。このことから、JABEEの認定・審査が教育現場のPDCAの推進に寄与していることは明らかである。

プログラムへのアンケート結果では、平均して90%程度のプログラムがJABEEの審査が教育改善に有効としている（5.2項参照）。

### 【今後の課題】

2019年度の自己評価で挙げられた課題を参照して点検を行ったが、2019年度自己評価での課題のうち、特に重要と思われる課題が依然として残っている。主要な課題は以下のとおりである。

#### (1) 社会的認知度の向上

前回の自己評価でも重要課題として挙げられており、前項に記載した認定辞退理由の多くは社会的認知度が低いことに関係していると思われる。JABEEと教育認定に関しては、理工農学関係の教育関係者に対する認知度は十分に高まってはいるが、産業界や一般社会では認知度が相変わらず低い状況で、JABEEの存在意義や修了生の扱いに関する意見が交わされる以前の段階に留まっている。Webサイトの活用等により認知度向上の努力を行っているが、相変わらずJABEEの最大の課題の一つである。

#### (2) プログラム増加の戦略・施策

受審プログラム増加のための有効な戦略、施策は今回の自己評価でも大きな課題の一つとして残っている。広報委員会を中心にJABEE Webサイトの刷新、企業への訪問、企業関係者の実地審査見学等によりJABEEの認知度の向上を図っているが、そうした地道な努力を継続する一方で、より直接的な対策についても検討すべきである。

例えば、認定プログラムを持つ教育機関にも非認定のプログラムは多数あり、そうした教育機関に対しては、認定プログラムとの関係を活用して教育機関トップや非認定プログラムに積極的に説明を行い、JABEEへの関心を高めることも必要である。

いわゆる伝統校、名門校の認定はあまり進んでいない。このことは、他の教育機関のみでなく社会や企業がJABEEへの関心を持たないことの要因の一つでもある。これらの伝統校、名門校に対する直接的な働きかけは過去に実施したことはあるが、あまり効果はなかったこともあり、文部科学省などを通じた認定への環境づくりが重要

と思われる。最近の文部科学省における中央教育審議会の「知の総和答申」を踏まえた、機関別評価から分野別評価への認証評価の見直し動向にも留意して、JABEE としての改善対応を進めていく。

### (3) 認定継続辞退の防止

2019 年度の自己評価で重要な課題として挙げられた認定継続の辞退は、その後も続くだけでなくさらに加速している。一方で、上記のようにここ数年は各年度の新規認定プログラムが数件程度で推移しているため、認定辞退が新規認定数を大幅に上回っており、認定プログラムの実数の減少が続いている。学部や学科の中の少数派の教員が認定プログラムを推進・維持している教育機関が多いのが実情であり、熱心な教員の異動や退職、改組や学部長の交代、あるいは予算の変化や見直しがあると、それを機に JABEE に好意的でない意見が優勢となる例が多いようである。

認定を辞退する理由は本書の他の部分でも示しているが、プログラムから説明される主な理由は次のとおりである。

- ① 改組によるプログラムの再構築の負担が大きい
- ② 予算が縮小されてきており、審査料・認定維持料の負担が困難
- ③ 認定されることによるメリットが少ない
- ④ 審査に対応するための教員の負荷が過大
- ⑤ 認定に頼らなくても教育機関自身で品質保証ができる
- ⑥ 学科／学部の協力が得られない
- ⑦ 自由なカリキュラムを組むための足枷となる
- ⑧ 認証評価等、他の様々な評価があり、JABEE への対応に手が回らない

上記理由の中には JABEE への誤解や理解不足もあるが、①～④は常に報告される内容であり、JABEE の本質的な部分にも関わる重要な課題である。審査対応の負荷を軽減するための努力は、JABEE でも認定基準の改定等により継続的に実施してきているが、認定を受けるための一定の負担は本質的に避けることができない。それを上回るだけのメリットがあることを、説得力を持って説明できるようにする必要がある。

## 2.2.2.2 審査員及び研修

### 2.2.2.2.1 審査員の状況

#### (1) 審査員の増強

2019 年度の自己評価で課題として挙げられていた審査員の増強に関しては、2024 年度においても改善が見られず、審査員の固定化傾向は変わっていない。

図 2-10、図 2-11 に 2001 年度～2024 年度の審査員数と新規審査員数の推移を、図 2-12 に審査員全体に占める新規審査員の比率の推移を示す。ここで「新規審査員」とは初めて審査員を経験する人のことを指す。24 年間で延べ 5,600 人（実人数で 1900 人）が審査員として審査を実施してきた。現時点で審査員としての活動が

可能であると思われる人数は約 600 人と見積もられている。

2019 年度以降も審査件数に比例して各年度の審査員の数は減少し、新規審査員の数も減少している。

図 2-12 の新規審査員比率は審査員の合計数に占める新規審査員数の比率を表している。この比率は（JABEE が審査を開始した初期の頃は除き）、本来審査件数や審査員の合計数の増減とは強い相関がなく、安定的に審査員が確保できていれば、ほぼ一定で推移するはずである。しかし、最近 10 年間を見ても漸減傾向が続いており、審査員の新陳代謝があまり進んでいないことを示している。

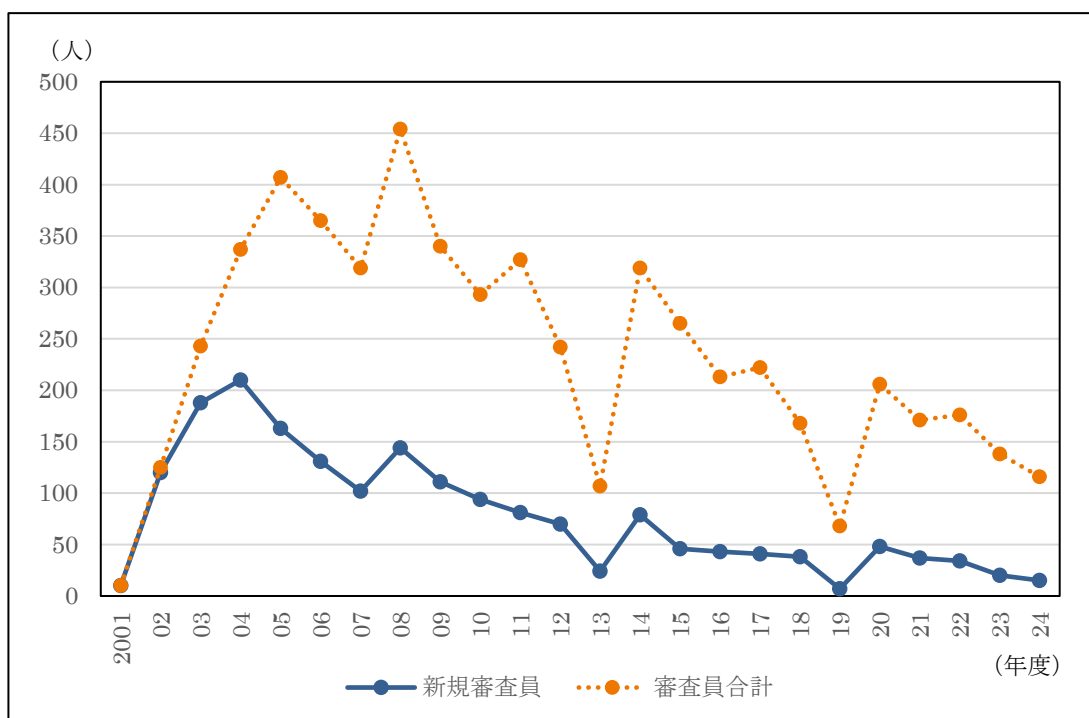


図 2-10 各年度の審査に参加した審査員数の推移

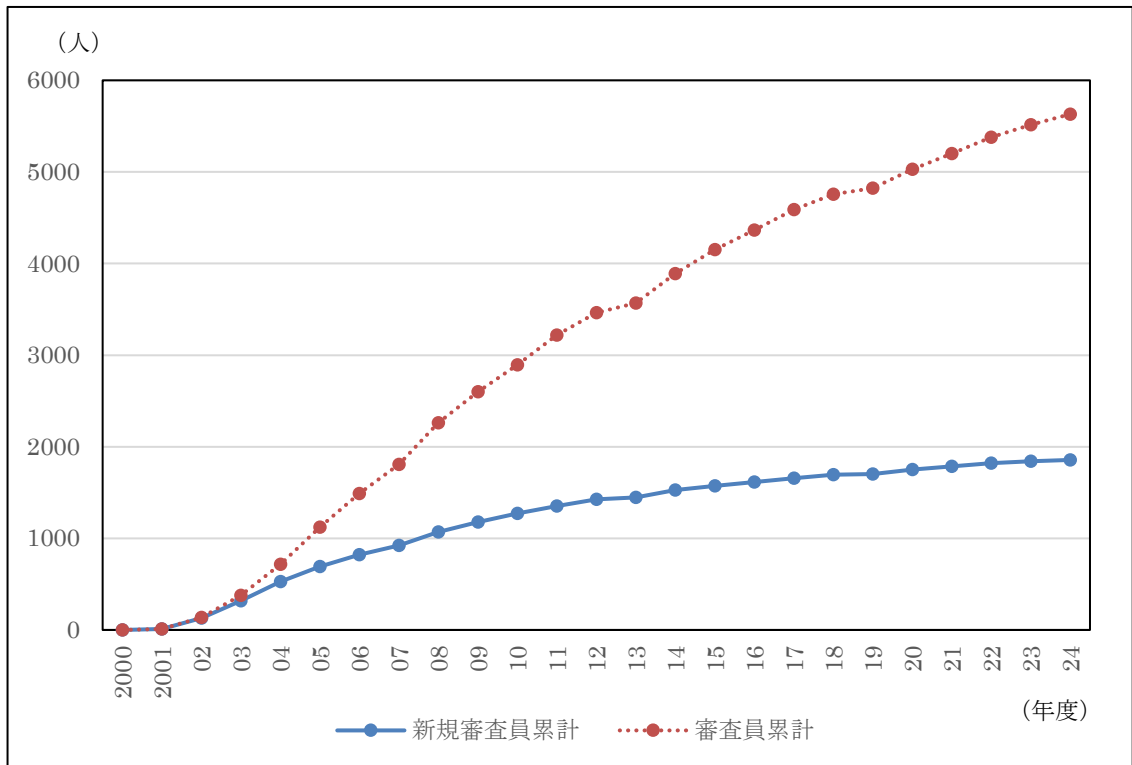


図 2-11 審査に参加した審査員数（延べ人数）の累計

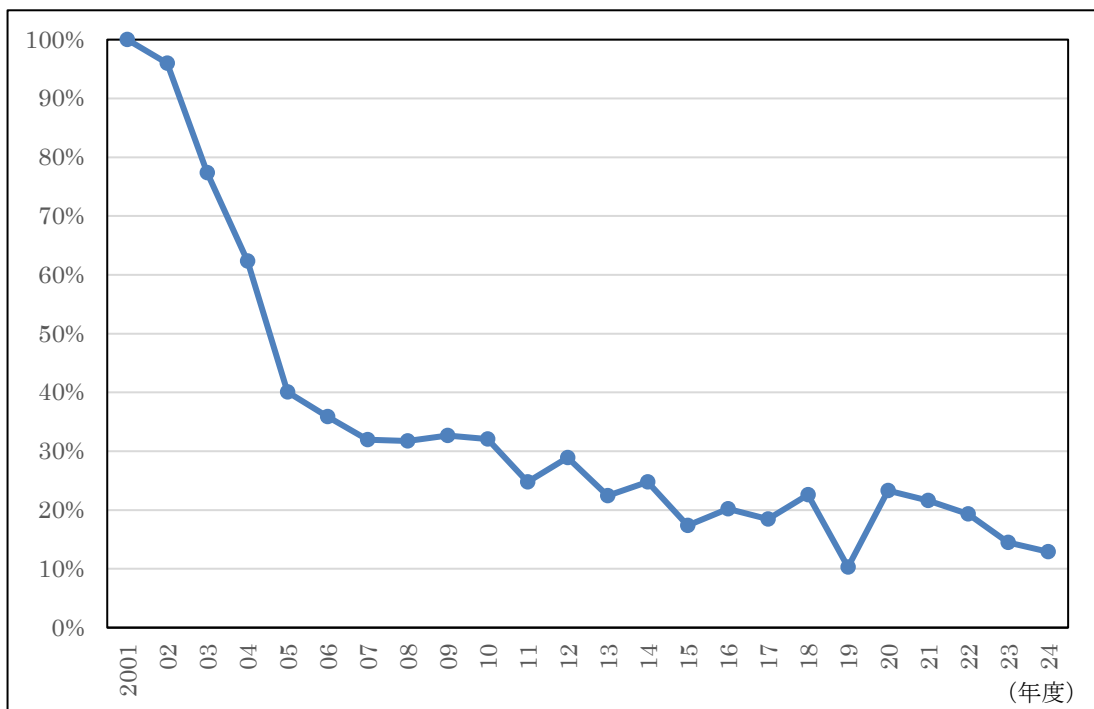


図 2-12 各年度の審査における新規の審査員の比率推移

## (2) 審査員の能力・行動に関する問題

毎年度の審査員、審査研修員及び受審プログラムの双方に対して、アンケート調査を実施している。これらのアンケート結果の詳細については、5.2 項及び 5.3 項に記

載している。審査の実施内容や意思疎通に対しては毎年約 85%が「妥当」か「ほぼ妥当」との回答となっているが、数%程度は何らかの問題があったと回答している。前回自己評価後の受審プログラムへのアンケートでも、審査員の能力や行動に対して以下のように前回とほぼ同様の意見が出されている(5.2.2 項参照)。

- ① 主審査員から送付された実地審査前の点検書に副審査員の非公式な意見がそのまま記載されており、このような記載がされたまま受審側に送付されることについて疑問がある。
- ② 面談時、科目の具体的内容やカリキュラムの設計について、持論を述べる行為が何度もあった。また、書類上の不備や事務的なミスを指摘するだけの上げ足を取る重箱の隅をつつくような指摘が多かった。
- ③ 基準に沿った適切な指摘と思えない点が何点かあった。
- ④ 他高専と本校の受審状況や対応状況・審査結果を比較すると、審査員により指摘の厳しさが一律でないように感じられる。
- ⑤ 審査チームに KIS についての認識がないように感じた。また、KIS 評価を参考としてしか扱わないのであれば、事前に説明して欲しい。JABEE 審査へ KIS 評価をどのように反映するか事前に明示して欲しい。

「審査の手引き」への記載や審査員研修会での説明により、このようなことのないよう注意喚起を行っているにもかかわらず、ごく一部ではあるが毎年このような問題が発生している。

### (3) 審査員に関する規程

#### (a) 審査団の構成基準

審査員の選定の方法も審査の質向上のために重要であり、審査員の推薦に関わる基本的要件（審査団／審査チームの構成、審査員及び審査研修員の資格）が、「審査団の構成基準」として制定され、公表されている。この基準は主に専門分野、審査関連の知識・経験などのキャリアについて規定したものである。個人の「資質」や「倫理観」等については、資格として具体的に示すのは困難であり、一般的な表現にとどまっている。

2020 年度以降では 2023 年度に「審査団の構成基準」に対し以下の改訂を行った。

2023 年度：副審査員の資格要件として、審査研修員の時に「実地審査を経験していること」から「実際の審査の場での研修を経験し、修了していること」に文章を変更し、より厳密な要件とした。

#### (b) 審査員倫理規程

選任された審査員は、「審査員倫理規程」を遵守することが求められ、審査員は JABEE からの任命を受ける際に、上記規程を遵守することを記載した「引受承諾書」に署名している。

「審査員倫理規程」については、2020 年度以降、改訂を行っていない。

#### (4) 審査員の評価

審査員の資質、能力等の評価を行うことは、審査の質を向上させるために有効であると考えられる。これに関しては、主審査員へのアンケートで審査チームの中に将来の主審査員として推薦できる人がいるかどうかを聞いている。ただし、審査員として適格かどうかを聞くことは一部の分野に抵抗感（ボランティアで活動している審査員を評価することには反対）があり実現していない。このように、審査員へのアンケートで評価を行うのは限界があること及び主審査員の評価が難しいため、受審プログラムへのアンケートで審査員（特に主審査員）の能力、行動、意思疎通等に関して回答をいただき、評価の参考としている。

審査員及び受審プログラムからの回答結果は、分野における審査員選考の参考情報とすることを意図して、当該分野の審査チーム派遣機関に送付している。審査員の選考は審査チーム派遣機関に専任されているため、アンケートの回答をどの程度選考に反映させるかは、審査チーム派遣機関の裁量に任されている。分野としても過去に問題のあった人に再度審査員を依頼することは避けたいはずであるが、前述したとおり審査員候補者が不足している状況では、やむをえず経験者という理由で審査員を依頼せざるをえない場面も多いと思われる。

以上のように審査員を直接評価することは難しく、2017年に実施されたワシントン協定の継続加盟審査において、審査チームから「JABEEの審査員評価がシステムティックに行われていない」との指摘があったが、未だ改善されていないままである。JABEEでは審査員のデータベースを持っており、その中の学歴や職歴、審査履歴等を審査員の選定時に参考としている。このデータベースに各審査員の審査内容についても適切に蓄積していくことが望ましいが、現行システムにおける対応は難しく、次期システムに向けて検討していく必要がある。

#### (5) 企業経験者

2012年度のワシントン協定の継続加盟審査では、JABEEは企業所属の審査員が少ないとの指摘を受けた。図2-13は、2024年度までの審査における審査員／審査研修員のうちの企業経験者比率の推移を示している。審査研修員を除いた場合の比率も、ほぼ同等に推移している。この結果を見ると、徐々に企業関係者（経験者）は増加し50%から60%程度まで向上している。教育を熟知した大学や高専の教員が中心となり、それに企業関係者（経験者）が加わってアドバイスするという審査形態を念頭におけば、この程度の比率であれば十分と考える。

ただし、「企業経験者」には現役の企業人だけでなく、企業出身の教員や国の研究機関の研究者等も含まれており、現役の企業人の割合はこれよりかなり低い。現在の JABEE の社会的認知度の低さもあり、現役企業人が本来の業務と並行して審査員として活動するのは容易ではないが、逆に JABEE の認定に対する企業の認知度や理解度を高めるためにも、さらに多くの現役企業人が審査員として参加できるようにしていく必要がある。

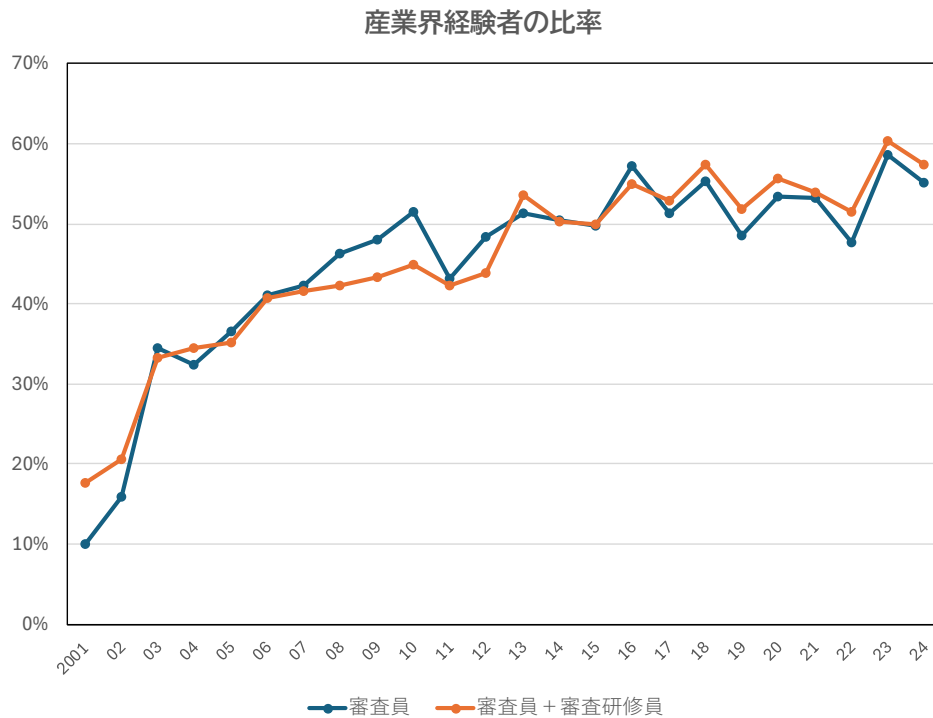


図 2-13 審査員／審査研修員の企業経験者比率の推移

### 2.2.2.2.2 審査員の研修

#### (1) 審査員研修会

審査員研修会は、各年度の審査員及び審査研修員に対して、審査を実施する前に必要な知識や留意点を伝えることを主な目的としている。2019年度以前は毎年7月に、3回（1泊2回、日帰り1回）を基本に実施していた。2020年度以降はコロナ禍に対応するため対面での研修会を中止して、①eラーニングを利用したWeb講習、②審査団と審査チームによるオンラインのグループワーク、③審査員全員参加のオンライン研修会の3本を柱としたオンライン環境下の研修を実施した。研修会に参加できなかった審査員に対しては、オンライン研修会の動画を公開して視聴を促した。また、コロナ禍では、申請された審査を同一年度内に完了させるもの（前期審査）と翌年度末に完了させるもの（後期審査）に分けて行っているため、それぞれの審査に対して研修を行っている。

研修内容については、コロナ禍当初はWeb機能を用いた審査のやり方を説明していたが、Web機能を用いた審査方式が確立した後は、審査に関するテクニカルなテー

マを課題としたグループワークを重点的に行った。

表 2-9 に直近 7 年の審査員数と審査員研修会への参加者数を、また、図 2-14 に審査員研修会への参加率の推移を示す。

表 2-9 審査員数と審査員研修会への参加者数

年度	審査員数	審査研修員数	総数	研修会の回数	研修会への参加者	研修会参加者比率(%)
2018	168	48	216	3	160	74%
2019	68	17	85	2	74	87%
2020	206	60	266	2	229	86%
2021	171	29	200	2	167	84%
2022	176	24	200	2	128	64%
2023	138	16	154	2	88	57%
2024	116	27	143	2	94	66%

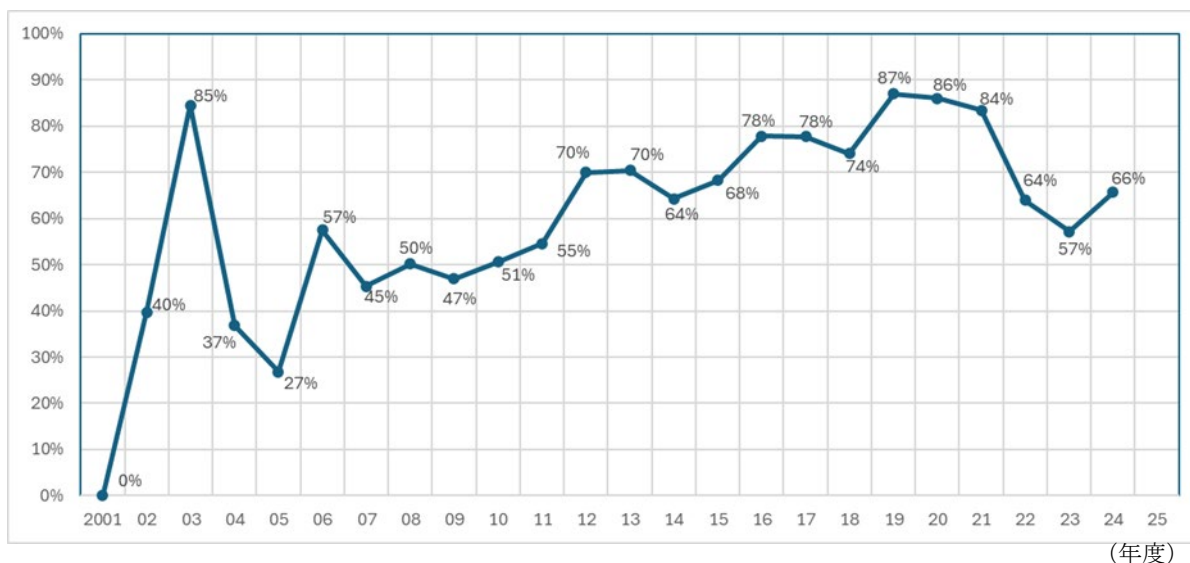


図 2-14 審査員研修会への参加率の推移

具体的には、以下の内容の研修を行った。

《2020 年度》

新型コロナウイルス感染症の拡大防止への対応として日本国政府から指示された対策に従い、Web を用いたオンラインによる審査に対する意見交換会を行った。審査のテクニカルな内容については、Web 講習で対応した。

《2021 年度～2024 年度》

下記の 3 点を審査員研修として行った。従来、座学で行っていた認定基準や審

査手順の説明は Web 講習で対応し、オンラインでは、グループワークと集合制の研修会を行った。

- Web 講習
- オンラインのグループワーク
- オンラインの集合制研修会

## (2) 審査講習会

### (a) 審査講習会の概要

JABEE の講習／研修制度は、審査員の養成のための講習会を分野が適宜行い、各年度に任命された審査員及び審査研修員に対する研修会を JABEE が行うという役割分担となっていた。分野の実施する「審査講習会」の受講は、審査研修員として審査に参加する資格を得るための条件の 1 つとなっており、講習会の内容に関しては JABEE と分野で以下のように取り決めている（「学協会主催審査講習会及び Web 講習についての要件」にて規定）。

- 1) JABEE 作成の資料による講義（資料 6 点、6 時間以上）を含むこと。
- 2) 開催前に、講習内容、講師等に関して JABEE（認定・審査調整委員会）の承認を得ること。

### (b) 審査講習会の課題

この「審査講習会」と「審査員研修会」という研修体制に関しては、下記のような課題があった。JABEE と同じ内容の研修を各分野が実施する必要は特に無いことから、分野が行う審査講習会の役割を見直して、今後の進め方を検討する必要がある。

- 1) 2020 年度のコロナ禍以降、分野が開催する審査講習会は減少した。
- 2) 審査における事例等による判定水準を整合する研修が行われていない。

## (3)e ラーニングによる講習（Web 講習）

### (a) Web 講習の概要

上記の課題に対する解決策の 1 つとして、以前から米国の ABET で行われていた On-line training を参考に、2015 年 10 月から審査員研修部会で e ラーニングを使用した講習（Web 講習）の検討・構築を行い、2017 年 5 月から運用を開始し、2020 年度以降も規程の変更や問題の見直し等の改修を行って継続している。以下に Web 講習の概要を記載する。

- 1) 審査員や審査研修員以外でも、JABEE の認定・審査についての知識を得たい人は誰でも無料で受講できる。
- 2) JABEE Web サイトのトップページから Web 講習のサイト内ページにリンクし、そこから Web 講習の外部サイト（SATT 社の「学び〜と」）にリンクする。
- 3) 「審査員 Web 基礎講習」と「審査員 Web 審査研修」の 2 教科である。「審査員 Web 基礎講習」は 8 科目から成り、認定の考え方や背景、認定基準、審査の手

順等を説明している。「審査員 Web 審査研修」はコロナ禍で新たに導入した Web ツールについて、審査員研修会の動画を用いて、審査の考え方や審査のやり方を説明している。

<Web 基礎講習の科目一覧>

- a. 認定制度の考え方と基本方針
  - b. 2019 年度認定基準及び関連項目改定の概要
  - c. 認定基準の解説
  - d. 認定・審査の手順と方法
  - e. 自己点検書
  - f. プログラム点検書・審査報告書
  - g. 審査の手引き
  - h. 同一教育機関内複数プログラムの審査の概要
- 4) 1つの科目は、スライド教材（PowerPoint で作成した資料）と確認問題で構成される。スライド教材は、分野の審査講習会及び審査員研修会で使用していたものとほぼ同等である。確認問題は新規に追加している。
- 5) 確認問題については科目毎にプールしてある。毎年度に、プールから適切な問題を選択して出題する。各問題は 5 つの選択肢の中から正解を 1 つだけ選択する形式として、スライド教材の中に複数の問題のグループに分けて埋め込んでいる。確認問題に正解しないと次の確認問題又はスライドに進めない（正解するまでやり直しできる）。また、2023 年度からはそれぞれの確認問題を正解した後に解説を表示し、より理解を深められるようにした。
- 6) 全科目の受講が終了したら、「受講者情報」で氏名、メールアドレス、専門分野、審査への参加希望の有無等を記入する（これを行わなければ Web 基礎講習の修了とはみなさない）。
- 7) 受講者情報の記入内容は、ダウンロードして JABEE で保管し、四半期ごとに受講者の該当する分野に送付する。
- 8) 「審査員 Web 基礎講習」を受講済みの人には、原則として審査研修員として審査に参加する資格が与えられるが、それだけで審査研修員として選任するかどうかの判断は分野に任される。
- 9) 各年度の審査員及び審査研修員には、原則として審査員研修会より前に Web 基礎講習を受講するよう依頼する。
- (b) 運用実績

2017～2024 年度の 8 年間の Web 基礎講習受講者数を表 2-10 に示す。

表 2-10 Web 基礎講習受講者数

年度	受講者数 (人) 〈審査員/審査研修員〉	受講者数 (人) 〈左記以外〉	合計 (人)
2017	275 (99%)	40	315
2018	168 (77%)	25	193
2019	80 (92%)	23	103
2020	204 (78%)	26	230
2021	131 (60%)	18	149
2022	133 (64%)	25	158
2023	102 (65%)	13	115
2024	71 (47%)	23	94

表 2-10 の「受講者数（審査員／審査研修員）」は、各年度の審査員及び審査研修員の受講者を意味しており、（ ）内は全審査員／審査研修員のうちの Web 基礎講習を受講した割合を示している。「受講者数（左記以外）」には、今後受審予定のプログラム関係者（新規に認定を希望する関係者も含む）や JABEE の認定に関心のある人が多く含まれていると考えられる。

2020 年度以降はコロナ禍であったことから認定基準や規定文書に対する大きな変更を行っていない。そのため、2020 年度以降の審査員に対して、2020 年度以降に実施された任意の年度の Web 基礎講習を受講していればよいとしたため、受講の割合は少なくなったと見ている。

審査員及び審査研修員の受講者に対しては、アンケートにより Web 基礎講習に対する意見を聞いている。Web 基礎講習に対しては、時間調整が可能、繰り返しの確認が可能、実際の審査時にレビューが可能ため有用といった意見が多かった。一方で、文字の分量が多い、確認問題が多いといった指摘もあり、確認問題についてはあらかじめ多数の問題をプールしておき、年度ごとに異なる問題を少なめに出題することとして、毎年受講する人に配慮するとともに、問題数の削減を行った。

#### (c) Web 講習の効果

コロナ禍により対面の研修会を実施できなくなったことから、審査のテクニカルな事柄（認定基準、審査の進め方、プログラム点検書の書き方等）については、Web 基礎講習で研修する方針とした。審査自体は、コロナ禍のため認定基準や審査の手順に関する変更を最低限に抑えたため、Web 基礎講習の内容にも大きな変更を加えなかった。そのため、当該年度の受講にはこだわらず、2020 年度以降の受講経験があればよいとしたため、審査員の受講率は低い値に留まったと見ている。

#### 2.2.2.2.3 審査員及び研修に関わる成果と課題

##### 【成果】

審査員に関する最大の成果は、ボランティアであるにも関わらずこれまでに 1,300 件

以上の審査を実施していただいた延べ 5,600 人を超える人々の存在である。コロナ禍の 5 年間においても、平均 160 人程度の審査員が審査にあっている。JABEE の認定・審査の活動はこれらの人々により支えられていることは明らかである。それと同時に、JABEE の審査を経験した多くの方々がわが国の教育認定制度に関する専門家となり、今後もこの分野に貢献されていくことが期待できる。

【今後の課題】

審査員及び研修に関わる課題を以下にまとめる。

(1) 審査員の増強

全体として審査員の固定化と高齢化(図 2-15 参照)が進んでおり、新規に審査員となる若手人材の確保が急務である。最近では審査チーム派遣機関で審査員の確保に苦慮している状況があり、JABEE の認定・審査活動を継続していく上で早急に解決していかなければならない課題となっている。次項の「審査の質の向上」にも深く関係しているが、認定プログラムに所属する教員が審査員としても活動することが効率的である。審査により得た知識は自プログラムの改善や審査への対応に役立つことから、認定プログラムの教員に審査員となることを積極的に働きかける必要がある。

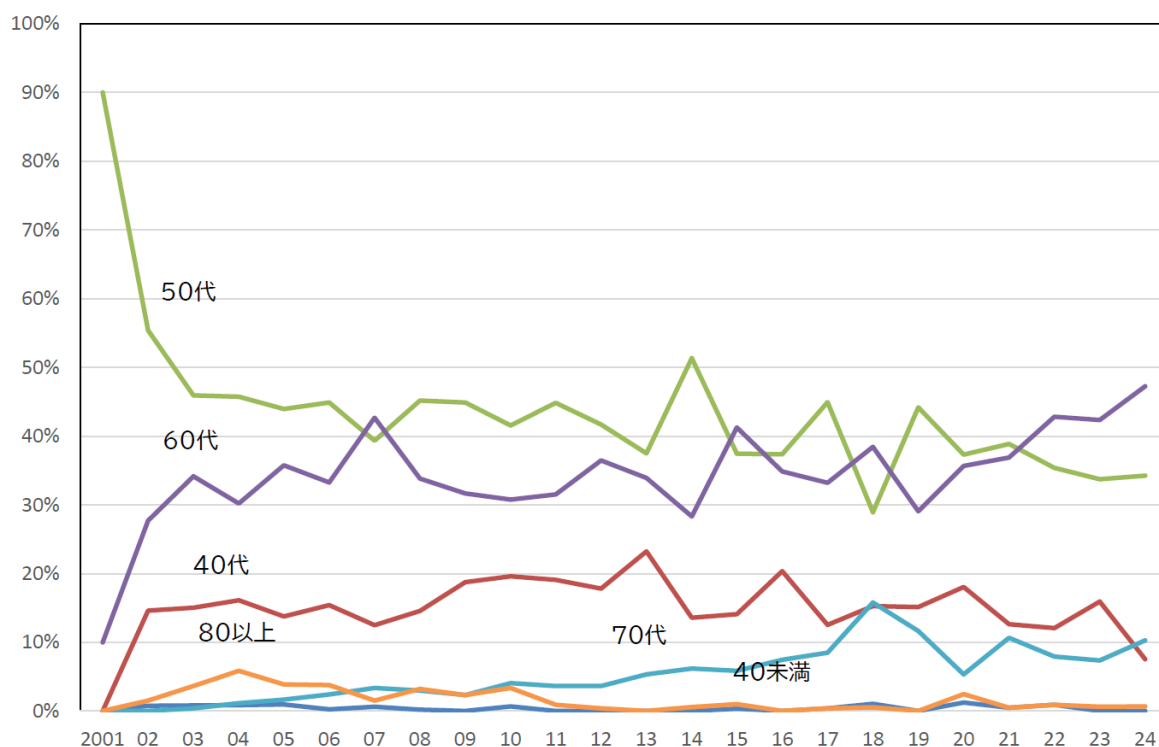


図 2-15 各年度における審査員全体数に対する審査員年齢別の比率推移

産業界を経験した審査員は、今のところ必要な人数は確保できているように見える。しかし、現在の産業界のニーズや状況を十分把握した現役企業人の審査員が必ずしも十分確保できていないことが課題であり、これを解決することは JABEE の認知度を

向上させるための手段ともなり得る。

審査員を増強するためには募集対象を大きくする必要がある。今後、JABEEの正会員である学協会の会員だけでなく、学協会が認める人材に対して広く一般に公募していく必要がある。

## (2) 審査の質の向上

審査の質を向上するために、審査の質を測る必要がある。審査の質を測るためには、プログラムや審査員からのアンケート回答や認定の審議を行う分野別審査委員会や認定・審査調整委員会で議論される審査報告書を確認する方法がある。

アンケート結果では 90%以上のプログラムから審査結果が妥当であるとのコメントを受けており、多くの審査結果がプログラムから見て適切と見られている。一方で一部のプログラムでは審査結果に納得がいかないとの意見もある。また、審査員アンケートからは自己点検書の準備が十分にできていないとの意見も多い。審査の質を向上させるためには、審査員の審査スキルだけでなく、プログラム側が作成する自己点検書をより分かりやすいものにする必要がある。一つの方法としては、分かりやすく記載された自己点検書の具体例を公開することが考えられる、これにより自己点検書の作成の負担を軽減し、プログラムアンケートにおける不満も減るものと考えている。

## (3) 審査員の研修

審査員の研修は JABEE 発足当時から重要な事項と位置づけ、研修内容改善のためのさまざまな努力を行ってきた。審査員研修会の内容に関しては、審査経験豊富な人から初めて審査を行う人まで非常に大きな幅をカバーする必要があることが課題である。2017年度から開始した Web 講習により、必要な知識は事前に身につけることができるようになり、審査員研修会をより具体的、実践的な内容に絞って実施できるようになった。2020年度～2024年度はコロナ禍にあったため、審査員研修会の主な内容は、コロナ禍に対応した Web ツールを利用した審査のやり方であった。コロナ禍が明けて、今後は審査の質を向上するために模擬審査においてグループワークを中心としてより具体的で実践的な内容を取り込む必要がある。また、グループワークでは、審査経験の豊富な人が初めて審査を行う人の能力を引き上げることも期待している。

### 2.2.2.3 規定文書の改定

#### 2.2.2.3.1 主な規定文書の改訂

審査の手順について、コロナ禍に対応するため、対面での実地審査から Web を用いた実地審査に切り替えた。この切り替えに対しては、従来の規定文書を変更せず、「審査のガイドライン (新型コロナウイルス感染症対策のための暫定的対応)」といった文書を新たに発行し、従来規定を上書きする形で対応した。

2020年度から 2024年度では、コロナ禍が審査に与える影響を抑えるため、認定基

準の変更を最小限に抑えた。一方で、2021年のIEA（国際エンジニアリング連合）総会では、国連が採択したSDGsを盛り込む形でGA & PC（Graduate Attributes and Professional Competencies）が改訂された。JABEEでは2025年度のコロナ禍明けの審査に対応できるように文書改訂した。

#### 2.2.2.3.2 審査のガイドライン

2020年度以降の新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応としてわが国政府から指示された対策に従い、暫定的に変更した認定・審査の手順と方法に関する文書として「審査のガイドライン」を作成した。この内容は「認定・審査の手順と方法」等の既存文書には反映されてなく、「審査のガイドライン」の内容が既存文書記載内容に優先する。「審査のガイドライン」については、毎年度の審査の状況を確認して修正を行い、次の内容を記載している。

##### (1) 自己点検書の作成について

- ・オンライン等に変更されて実施された教育方法や教育内容に関して、教育機関全体としての対応方針を自己点検書に簡潔に記載し、個々の科目の対応については記載不要とする。審査では記載内容に基づき、安全の確保のためにやむを得ない対応の範囲内で教育の質の維持に努力していることを確認する程度にとどめる。

##### (2) Web会議の活用について

- ・不要不急の人の移動や接触を避けるため、対面で行っていた実地審査をWeb会議に置き換え、実地での対面型審査を原則として実施しない。また、従来行っていたJABEEメンバーページや電子メールによる関係者間の情報伝達・交換のうち、対応可能な部分をWeb会議にて実施する。
- ・審査関係者によるWeb会議では、負荷を従来の審査より増やさないことを原則として、必要最小限の回数・時間・参加者で実施する。議題進行に重大な支障がない場合には、欠席者がいても実施する。
- ・実地審査に相当するWeb会議では、効率的・効果的な実施を優先し、開催日時の集中・分散は審査団／審査チームの判断に委ねる。但し、Web会議及びその結果の検討時間の合計が、従来の実地審査に要する時間を上回らないことを原則とする。
- ・JABEEから審査団／審査チームにGoogleアカウントを提供する。このアカウントを用いたWeb会議ツール（Google Meet）でWeb会議を実施することを原則とする。但し、プログラム運営組織と審査団で合意した場合は、Google Meetと同等のセキュリティが保証された他のツールを使用しても構わない。

##### (3) Web会議の活用について

- ・「自己点検書及び事前説明では確認できない認定基準との適合具合」を、Web会議で効果的・効率的に代替して評価・判定を行うことを原則とする。
- ・従来の実地審査であれば準備を依頼していた資料閲覧、施設見学、関係者との面談、について、認定基準の適合状況を確認・判定するために必要最小限な部分を精選し、過度な要求を決して行わない。

- ・ 実地審査の実施が Web 会議では不可能な場合にのみ訪問審査を実施する。訪問審査は 1 日以内で完了する内容とし、赴く審査員もその審査内容に不可欠かつ必要最小限に限る。

### 2.2.2.3.3 2020 年度～2024 年度の規定文書について

#### (1) 規定文書の変更について

2020 年度から 2024 年度の 5 年間では、上記の「審査のガイドライン」に記載された暫定的な手順と方法により審査を実施したため、規定文書の変更は最小限とした。主な変更としては以下を行った。

- ・ 情報専門系学士課程の認定種別に、DS（データサイエンス）分野を追加
- ・ 「自己点検書作成の手引き」に、KIS 評価結果を JABEE の審査に活用するための記述方法を追加

#### (2) 認定・審査に関する文書作成規程について

規定文書の表現や書式を揃えるため、文書作成規定と文例集を作成した。文書作成規定は、文部科学省文化庁文化審議会国語分科会で建議され、令和 4 年 1 月 11 日内閣官房長官通知により周知された「公用文作成の考え方（建議）」をベースにした文書を作成することとして、文例集では JABEE の特徴を考慮した記載法について整理した。文例集では今後も文書事例を収集していく。

### 2.2.2.3.4 2025 年度に向けた文書について

2025 年度以降は「審査のガイドライン」に基づく審査から、正式文書に基づく審査に戻る。基準委員会では 2023 年度から以下について文章の変更を検討してきた。また、これらの変更は自己点検書の作成や審査に大きく影響を与えると考え、パブリックコメントを行い、変更内容の妥当性を確認した。

#### (1) 変更の内容

IEA（国際エンジニアリング連合）の GA & PC（Graduate Attributes and Professional Competencies）改定に伴う認定基準に関する改定と審査のオンライン化に関する改定を行った。以下に、具体的な改定の内容を示す。

##### a. GA & PC 改訂への対応

2021 年の IEA 総会において、国連が採択した SDGs を盛り込む形で GA & PC が改訂され、第 4 版が公開された。GA & PC の内容は、JABEE 認定基準の項目 1.2 の知識・能力観点(a)～(i)に含まれているが、今回の改訂ではその内容の一部に影響がある。ただし、その影響は限定的であることから、改訂に対して認定基準そのものは変更せず、「認定基準の解説」に改訂の内容を反映させ、2025 年度以降はそれに基づいて審査を実施することにした。

<変更箇所と変更内容>

知識・能力観点(a)：「地球環境の保全」、「消費と再生の均衡」および「人と自然の共

存」を追記

知識・能力観点(b)：「多様性と包摂性への理解を行動で示す」および「包摂的な態度をもって受け入れることの必要性についての意識(気づき)」を追記

知識・能力観点(e)：「脱炭素化を含む持続可能な社会構築等に向けて」を追記

知識・能力観点(f)：「効果的かつ包摂的なコミュニケーション能力」を追記

知識・能力観点(g)：「批判的思考(critical thinking)の意識」を追記

知識・能力観点(i)：「多様で包摂的な集団の構成員として」他者と協働することを追記

#### b. 遠隔と訪問を併用した審査

2020年度以降の審査では、コロナ禍での特別措置として受審校を訪問して行う実地審査を避け、原則としてオンラインツールを活用した遠隔での審査を行った。この特別措置は2024年度申請プログラムの審査を最後に終了し、2025年度以降は本来の審査の形態に戻るが、審査員やプログラムからの要望や意見を参考に、従来の訪問調査に加えて、コロナ禍で活用した遠隔での調査を併用し、審査の質向上、円滑化および効率化を図ることにした。これに対応して、「認定・審査の手順と方法」、「審査の手引き」、各種書式を改訂した。

<変更の主な内容>

- ・自己点検書に基づく調査部分を「書面調査」と呼ぶ。また、「実地審査」を「遠隔調査」、「訪問調査」および「最終面談」の3つのフェーズに分ける。
- ・「遠隔調査」では、Web会議等のオンラインツールを使って遠隔から面談や根拠資料の確認等を行う。
- ・「訪問調査」では、一部の審査員が現地に赴いて面談や根拠資料の確認等を行う。
- ・「実地審査」における双方の負担を可能な限り軽減するため、「遠隔調査」と「訪問調査」のそれぞれの実施に適した審査項目や調査事項の目安を「審査の手引き」に記載する。
- ・「最終面談」では、Web会議を使って遠隔から関係者に審査結果を報告する。
- ・プログラム運営組織に負担をかけない範囲で、書面調査の初期段階で、Web会議を使用してプログラム運営組織による自己点検書の説明や解説を行うことを可能とする。

#### (2) パブリックコメント

GA&PCに関する改定と審査のオンライン化に関する改定については、各種委員会の確認の上、暫定版を一般公開して、パブリックコメントを募った。

##### 1) 日程

2023年～2024年4月 基準委員会による改定内容の検討

2024年4月 基準総合調整委員会、認定・審査調整委員会による確認

2024年6月 認定事業委員会、審査チーム派遣機関による確認

2024年7月24日 暫定版規定の公開、パブリックコメント募集

2024年11月 基準委員会によるパブリックコメントの精査と盛り込み

2024年12月 認定・審査調整委員会に報告、認定事業委員会の承認

2024年12月25日 規定文書の一般公開

2025年4月2日 パブリックコメントに対する JABEE 回答を公開

## 2) パブリックコメントに対する回答

16名から合計57件の意見を入手した。回答者の多くは、GA& PCに関する改定と審査のオンライン化に関する改定に対して肯定的であった。パブリックコメントに対しては、基準委員会で JABEE としての回答案を検討して、認定・審査調整委員会と認定事業委員会の承認を取り、JABEE の Web サイトで公開した。

### 2.2.2.3.5 規程文書の改定に関わる今後の課題

規定文書は JABEE の認定審査の思想、評価・判断の規範及び審査の方法まですべてを包含した基本的な文書である。したがって、技術者教育を取り巻く環境やニーズの変化に対応して適切な改定を加えることが非常に重要であるとともに、その改定は教育界及び産業界の状況を十分に把握した上で、将来方向に向けた教育改善の方向性も含めて慎重に行う必要がある。今後の課題について以下に記載する。

#### (1) IEA の GA&PC 改定に伴う認定基準に関する改定に対するフォロー

「認定基準」の解説の変更に対しては、今後の審査におけるプログラムと審査員のフィードバックを受けて改善していく必要がある。

#### (2) 遠隔と訪問を併用した審査

審査の実施状況をフィードバックや最新ツールの利用した審査方式の改善、訪問調査に参加する構成員や期間の見直し、遠隔調査で確認できる項目の拡充等、コストを抑え、品質の高い審査方式に継続して改善していく必要がある。

### 2.2.2.4 審査ルール等の見直しと改定

認定基準はプログラム側の対応の負担を考慮し、頻繁な改定は行わないようにしている。一方、認定・審査に関わるルール（「認定・審査の手順と方法」、「審査団の構成基準」、「審査員倫理規程」、「守秘義務」等）やガイドライン（「審査の手引き」等）は毎年度継続して見直ししている。特に、2020年度からは新型コロナウイルス感染症の影響により例年通りのスケジュール（申請された審査年度の末までに審査を完了）による認定・審査が実施できなくなり、審査の諸活動に関して様々な制約を受けることとなった。このような状況で、関係機関や関係者に迷惑が及ばないことを最優先に事業を遂行したので、以下にそれらの詳細を示す。

#### 2.2.2.4.1 主なルールの改定（新型コロナウイルス感染症に対応可能なルールの改定）

認定・審査に関わるルールは、2019年度自己評価の課題を含めて、審査の質の向上、国内外の高等教育及びその質保証の動きへの対応のために基準委員会が改定案を作成し、必要に応じて基準総合調整委員会や認定・審査調整委員会からの意見を基に見直

し、認定事業委員会で最終決定を行う形で継続的に改善、改定を進めてきた。

以下に年度ごとの改定の概要を示す。なお、年度はその改定が認定・審査に適用された年度を表す。

#### 【2019年度】

(a) 2019年度基準の適用とそれに合わせた審査方法等の変更

- 2.2.2.1.2 に記載した内容で改定した文書による審査を実施した。

(b) 2012年度基準で指定された審査項目について実施する中間審査の扱い

- 前回の審査（2012年度基準で実施）の結果に基づき、2019年度以降に中間審査を実施する場合は、2012年度基準で指定された審査項目を2019年度基準に置き換えて実施する。その際の審査範囲を以下のように決定して関係者に周知した。
  - ① Wに関連してCと判定された項目（[C]）についても審査対象とする。
  - ② 2012年度基準の複数の小項目が統合された点検項目が審査項目となる場合は、前回審査（2012年度基準）でW又は[C]と判定された審査項目の中の該当する部分だけを審査する。

#### 【2020年度】

2020年度は、新型コロナウイルス感染症への対策として以下の対応により審査を進めることとし、JABEE Web サイトで公表した。

##### ①審査スケジュールの変更

新規審査及び予備審査に関しては、プログラムが希望した場合のみ申請のあった年度内に審査を完了させる。それ以外の審査は完了時期を1年遅らせる。本措置は2024年度に申請される審査まで継続して実施する。

##### ②実地審査は原則としてオンライン手段により代替

対面での審査は極力実施しないとの基本方針に基づき、原則的に実地審査はWeb会議等のオンライン手段により代替する。やむを得ない場合に限り、必要最小限の人数で1日以内の訪問による実地審査を実施可能とする。これらの具体的実施方法を記載した「審査のガイドライン」を発行した。

#### 【2021年度】

2021年度は2020年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症への対策として以下により審査を進めることとし、JABEE Web サイトで公表した。

##### ①暫定的な審査スケジュールの適用

「2021年度申請プログラムの認定・審査スケジュールと審査方針について」

##### ②実地審査は原則としてWeb審査により実施

「審査のガイドライン（新型コロナウイルス対策のための暫定的対応）」

「建築分野に関する審査のガイドラインの補足」

#### 【2022年度】

2022年度も2021年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症への対策として以下により審査を進めることとし、JABEE Web サイトで公表した。

①暫定的な審査スケジュールの適用

「2022年度申請プログラムの認定・審査スケジュールと審査方針について」

②実地審査は原則として Web 審査により実施

「審査のガイドライン（新型コロナウイルス対策のための暫定的対応）第 3 版」

「建築分野に関する審査のガイドラインの補足」

【2023 年度】

2023 年度も 2022 年度に引き続き、以下により審査を進めることとし、JABEE Web サイトで公表した。

①暫定的な審査スケジュールの適用

「2023年度申請プログラムの認定・審査スケジュールと審査方針について」

②実地審査は原則として Web 審査により実施

「審査のガイドライン（新型コロナウイルス対策のための暫定的対応）第 4 版」

「建築分野に関する審査のガイドラインの補足」

【2024 年度】

2024 年度も 2023 年度に引き続き、以下により審査を進めることとし、JABEE Web サイトで公表した。

①暫定的な審査スケジュールの適用

「2023年度申請プログラムの認定・審査スケジュールと審査方針について」

②実地審査は原則として Web 審査により実施

「審査のガイドライン（新型コロナウイルス対策のための暫定的対応）第 4 版」

「建築分野に関する審査のガイドラインの補足」

#### 2.2.2.4.2 新型コロナウイルス感染症対応のための審査スケジュール見直し

上述のように新型コロナウイルス感染症への対応のために 2020 年度から 2024 年度まで、暫定的なスケジュールと審査方針により認定・審査が実施された。この方針に基づき、新規審査のように認定申請が提出された当該年度中に審査を完了し認定結果を公表するプログラムと、認定継続審査や中間審査のように認定申請が提出された翌年度まで審査完了および認定結果の公表を遅らせるプログラムの概ね二種類のスケジュールが並行して実施された。その具体的な例として 2022 年度のスケジュールを図 2-16 に示す。

項	2022年度															2023年度														
	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3					
1	2022年度新規審査																													
2	2022年度認定継続審査のうち、2021年度の一斉審査調整対象プログラムとの一斉審査を実施するプログラム（2021年度に確定、連絡済み）																													
3	2022年度予備審査、予備審査フォローアップのプログラム																													
4	2022年度認定継続審査/中間審査（ただし2項、5項のプログラム以外）のプログラム 【注意】2項、5項の一斉審査調整対象プログラムを含まない（2022年度審査プログラムのみ）一斉審査は本スケジュールにより実施																													
5	2022年度認定継続審査のうち、一斉審査調整対象プログラムとして2023年度に審査を実施するプログラム（2022年度にJABEEから提案）																													
6	《参考》2023年度認定継続審査実施プログラムのうち、5項のプログラムとの一斉審査を実施するプログラム（2022年度にJABEEからプログラムに提案）																													

申：認定申請（数字は申請年度）、編：審査チーム編成、自：自己点検書（数字は提出期限）  
W：Web実地審査（やむを得ず実施する訪問審査も含む）、分：分野別審査委員会、  
予：予備審査委員会、調：認定・審査調整委員会、認：認定会議

注) 2項、5項の「一斉審査調整対象プログラム」とは、複数の認定プログラムを有する教育機関において2年連続で認定継続審査が予定されているプログラムが存在する場合、先行する年度に審査予定のプログラムの審査実施時期を翌年度に移動し、他のプログラムとの一斉審査として実施するための審査年度の調整をJABEEから当該教育機関に提案し、合意が得られたプログラムのことを言います。

図 2-16 2022 年度の認定・審査スケジュール

### 2.2.2.4.3 同一校複数プログラムの審査と一斉審査調整措置

同一年度に1つの受審校に属する複数のプログラム（同一校複数プログラム）から認定審査の申請があった場合、各プログラムの審査チームがまとまって審査を実施した方が以下の点で有利となる。

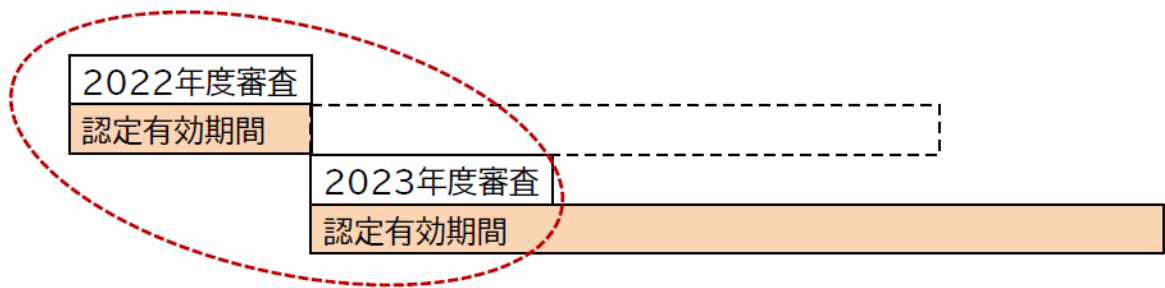
- 1) 実地審査を同一の日程で実施し、各プログラムに共通する内容に関しては合同で1回のみ実施することにより、受審校の審査対応の負担を軽減する。
- 2) 審査チーム間の意志疎通を図り、特に教育機関として共通に実施されている教育内容に対する審査結果を調整してプログラム間の審査のばらつきを低減するとともに、審査のレベルを上げる。
- 3) 複数の審査チームを取りまとめる「審査団長」を設け、全審査チームに共通する作業を審査団長が一括して行う体制とすることで、審査チームの編成を少人数化し、審査料を下げる。

米国の認定機関である ABET の審査では、1つのプログラムを1名の Evaluator が審査する。同一校複数プログラムの場合、1名の Team Chair とプログラム毎に1名ずつの Evaluator で審査チームを構成して審査を行う。JABEE の審査も同様の方式を採用することを目標に検討を行い、「同日審査方式」と「一斉審査方式」の2つの審査方式を定めて実施してきた。

これらに加えて 2020 年度以降は、新型コロナウイルス感染症への対策による暫定的な審査スケジュールの適用の一環として、「同一教育機関の複数プログラムに対する特別措置」の適用を開始した。

以下、具体的な例を用いて説明する。図 2-17 および図 2-18 の例に示されるように、同一教育機関内の複数プログラムの審査年度が 2022 年度と 2023 年度に分かれてい





## 2023年度に同時に審査を実施

図 2-19 一斉審査調整措置による審査結果と認定有効期間の取扱い(2023 年度の例)

従来は同一教育機関に審査年度が一致していないプログラムがある場合は、将来にわたり一斉審査を実施することができなかったが、この措置により、同一教育機関の複数プログラムの審査年度が 2 年連続する場合には、2 年目の年度に対象のプログラムの審査を一斉審査として受審することを可能とした。この措置は対象となるプログラムの希望に応じて適用することにした。これにより、この措置を希望するプログラムについては、今後の審査を一斉審査により実施できるようになり、審査プログラム全体における一斉審査による受審割合の増加を促すことができるようになった。

### 2.2.2.4.4 予備審査制度

2013 年度より予備審査制度が開始された。これは、JABEE の認定を目指すプログラムの運用開始後、プログラムから申請があれば修了生が出る前の段階で「予備審査」を実施し、定められた要件（認定基準の一部）を満たすか、どのような問題点があるかを指摘し、「暫定認定」可のプログラムと判断された場合は、プログラム名を公表するという制度である。

新規審査に向けてプログラムを効果的に整備できることに加えて、教育の質保証と継続的改善に熱心に取り組む、一定以上の水準に達しつつあることを、JABEE が社会に向けて明示することによって、プログラムを推進する教育機関、教員及び学生のモチベーションを高めることもこの制度の大きな目的である。

図 2-20 に示すように、本制度の発足以来合計 12 プログラムが予備審査により暫定認定を受け、その全てプログラムが新規審査を受審して認定されており、2024 年度末時点では暫定認定中のプログラムはない。

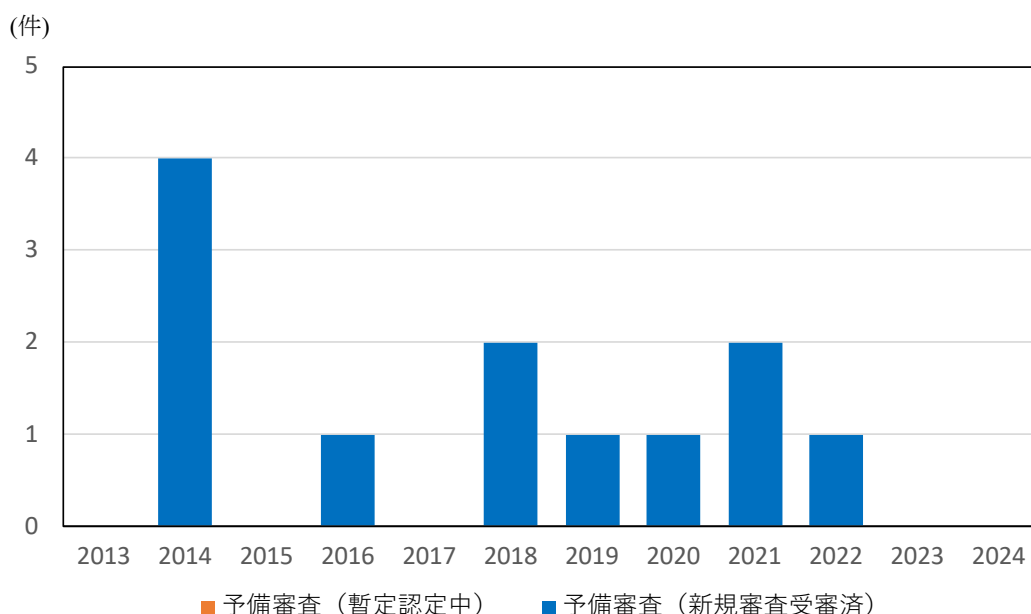


図 2-20 予備審査により暫定認定されたプログラム

予備審査を実施するプログラムはまだ少数であるが、新規審査を受審する前にプログラムを評価することにより、プログラムの目指す方向が正しいかどうかを確認する有効な手段となっている。

#### 2.2.2.4.5 審査ルール等の見直しと改定に関わる成果と課題

認定・審査は、認定基準を満たすか否か、あるいは満たすためには何を改善すべきかを明確にする作業であり、その具体的なルールや方法は国際的には“Rules and Procedures”に記載されている。JABEEの「認定・審査の手順と方法」がこれに相当するが、さらにそれを補足するガイドラインや手引きが多数作成されている。

2012年度の認定基準改定に伴う審査用文書類の体系化でそれらの文書も整理・体系化されたが、それらの内容は実際の審査を通じて得た教育機関の実態や、審査を行う上での判断例に基づいて、認定基準をより適切に判定するためのツールとして整備されてきた。したがって、認定基準とは異なり比較的自由に変えることが可能で、かつ新たな対応が必要となる事項が発生することも多い。

これらの事項の洗い出しとルールやガイドラインの作成は基準委員会が中心に行っているほか、審査の現場寄りのガイドライン等は認定・審査調整委員会が中心になって作成しており、認定事業委員会が方向付けと承認を行っている（内容によっては理事会に提議する）。

2020年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により例年通りのスケジュール（申請された審査年度の末までに審査を完了）による認定・審査が実施できなかったほか、審査以外の活動に関しても様々な制約を受けることになった。このような状況で、関係機関や関係者に迷惑が及ばないことを最優先に次の対策により、事業を遂行した。

### ①審査スケジュールの変更

新規審査及び予備審査に関しては、プログラムが希望した場合のみ申請のあった年度内に審査を完了させ、それ以外の審査は完了時期を1年遅らせた。本措置は2024年度に申請される審査まで継続して実施した。

### ②実地審査は原則としてオンライン手段により代替

対面での審査は極力実施しないとの基本方針に基づき、原則的に実地審査はWeb会議等のオンライン手段により代替する。やむを得ない場合に限り、必要最小限の人数で1日以内の実地審査を実施可能とする。これらの具体的実施方法を記載した「審査のガイドライン」を発行した。

### ③同一教育機関の複数プログラムに対する特別措置

同一教育機関の複数プログラムの審査年度が同じ場合、原則的にそれらの審査は1つの審査団により実施（一斉審査と称する）するが、審査年度が一致していない場合は将来にわたり一斉審査を実施することができず、実施対象のプログラムを増やすためには何らかの措置が必要となっていた。これに関して2020年度からの6年間、同一教育機関の複数プログラムの審査年度が2年連続する場合は、2年目の年度に両方のプログラムの審査を一斉審査として実施する特別措置を設け、対象となるプログラムの希望に応じて実施することにした。この措置を適用するプログラムについては、今後の審査を一斉審査により実施できるようになった。

## 【成果】

2019年度に審査に関わる受審側と審査側の双方の負担を軽減させることを主眼として、7年ぶりに認定基準及びその関連文書を改定した。その後も審査の質向上や負担軽減のための審査方法の見直し、説明の追加や誤解を生みやすい文章表現の修正等の改善を毎年継続的に実施している。2020年度から2024年度は、新型コロナウイルス感染症の影響に対応するため、暫定的に審査スケジュールの変更や実地審査の原則オンライン化、同一教育機関の複数プログラムに対する特別措置等をガイドラインとして整備した。さらに、2025年度以降のコロナ禍後審査に対して、コロナ禍で培ったオンライン化のノウハウを活かし審査を行えるように、関連規定を見直した。

## 【今後の課題】

上記のとおり、JABEEの目指す認定・審査の在り方と教育機関の実情の整合を取り、有効な認定・審査制度とすることを主な目的として、審査ルール等の種々の検討と改定を進めてきた。

今後も、プログラムや審査員からの意見、及び教育行政やグローバルな動きも感度良く把握して正すべきところを正す努力を継続することが、JABEEの目指す技術者教育の普及と教育機関との信頼関係の維持向上に不可欠であり、継続して審査ルール等の見直しを実施していく。

認定分野の種類と定義はJABEEの認定が開始されたときからほぼ変わっていない。認定開始後25年の間に産業界や社会は大きな変化を遂げ、現在の分野区分は実状から

徐々に乖離してきており、見直しの時期にさしかかっている。また、認定を辞退するプログラムの増加により、担当する認定プログラムが極めて少数となっている分野の事務運営が困難となってきている。このため、なるべく早い時期に認定分野の見直しの検討を開始するべきと思われる。

#### 2.2.2.5 委員会活動

ここでは2019年度自己評価の後の各委員会の活動内容の概要をまとめて示す。

##### 2.2.2.5.1 主要な活動状況

###### (1) 全般的状況

2019年度の自己評価では、委員会の「適時適切な新陳代謝」が課題として挙げられていたが、委員会委員の固定化傾向は変わっていない。新しい委員の参加が少ないことに加えて、現在委員長として委員会を牽引している、JABEE黎明期から活動されている方々の後継者となる委員長候補者が不足していることも大きな問題である。これはJABEEのみで解決できる問題ではなく、JABEEを支える学協会との協力が不可欠であり、審査員の場合と同様に、JABEEについての理解を拡げて賛同者を増やし、参加へのモチベーションを高めていくことが必要である。

###### (2) 認定会議の実施方法変更後の状況

2013年度より委員構成と審議方法を大幅に変更し、それ以後今日に至るまでその方法に従って実施してきた。変更の趣旨は以下に示すとおりであった。

- 1) 以前は個々のプログラムの最終審査報告書と認定可否案を審議していたが、認定・審査調整委員会と同様の審議を認定会議で行うことの意味が乏しいため、認定・審査調整委員会の審査結果を一括して報告し、それを審議・承認することとした。
- 2) 当該年度の審査の経緯を説明し、審査のプロセスが公正に行われたことを確認する場とした。また、審査で特に問題となったプログラムに関してはその内容を個別に説明し、判定の妥当性を審議することとした。
- 3) 委員の数は以前の約半数に減らし、10名以内としたが、全分野から満遍なく認定・審査に通曉した人を選任し、全分野にわたる広い見地から審議していただくこととした。
- 4) 判定や認定可否案を承認できない場合は、認定会議で変更するのではなく、その理由を明確にして認定・審査調整委員会に差し戻すこととした。
- 5) JABEEの認定審査の質と意義を高めるための意見交換、討議及び提言に従来以上に重きを置くこととした。また、その観点からアドバイザーとオブザーバーの構成を見直し、新たにJABEEの事業に関連する国の機関及び企業などの外部機関の関係者にオブザーバーとして参加いただくこととした。

過去2001年度から2024年度までの14回の認定会議においては、合計6件の差し戻し（指摘）事項があった。その全てについて認定・審査調整委員会で再検討し、4件については最終審査報告書を修正して認定会議に回答した。

現在までこの認定会議の実施方法に関して問題点等の指摘はなく、会議の趣旨に合った審議が円滑に実施されていると判断されるため、当面はこの方法を続けていく予定である。

### (3) 提訴委員会規程の制定とその後の状況

提訴委員会は、審査の結果不認定とされたプログラムが JABEE からの不認定の通知を受領後 3 ヶ月以内に JABEE に対して不服申し立てを行った場合に設置され、不服内容に関する事実・内容を精査し、裁定を下す。過去の認定審査においては一度も不服申し立てがなかったため、当委員会の開催実績はなく、規定も制定されていなかった。しかし、提訴があつてから規定を制定したのでは JABEE の公正性に疑念が生じる恐れもあるため、専門職大学院の「異議申立審査会」の規定を参考に作成した「提訴委員会規程」が 2020 年 1 月の理事会で承認され、発行された。それ以降も不服申し立ては無く、当委員会の開催実績はない。

## 2.2.2.5.2 会議／委員会の個別実施内容

### (1) 認定会議

認定会議は年 1 回開催され、認定・審査調整委員会から提出された当該年度の審査結果を審議して認定可否を決定する。2014 年度以降は、2013 年度認定会議から適用した委員・オブザーバー構成及び審議方法を継承して実施した。

### (2) 認定事業委員会

認定事業委員会は、認定審査に関わる事業を取りまとめ、基本方針及び改善施策の策定と、基準委員会、認定・審査調整委員会及び各分野委員会からの提案や問題提起への施策検討及び審議を行い、案件に応じて理事会あるいは他の部門委員会に提案を行う。

### (3) 認定・審査調整委員会

認定・審査調整委員会は、認定審査の実施に関わる活動を遂行し、審査団の編成及び審査を実施するためのガイドライン等を取り決めるとともに、審査の結果について分野間の調整を行い、最終審査報告書と認定可否案を作成して認定会議に提出する。また、審査の質や効率の向上のための施策を検討し、認定事業委員会に提案する。

### (4) 基準委員会

基準委員会は、技術者教育プログラムの認定審査に関わる関連規則の制定と英語版を含む文書整備のほか、基準、規則等に関する判断・解釈の提示を行う。

### (5) 基準総合調整委員会

基準総合調整委員会は、基準委員会が基準等の認定審査用文書類を立案、作成する

にあたり、認定審査分野の意見、要望、提案を掌握して基準委員会に報告するとともに、基準及び審査方法に関する作成文書、決定事項、判断、解釈等を認定審査分野に周知する。

### 2.2.2.5.3 委員会活動に関わる成果と課題

#### 【成果】

JABEE の運営と活動はそれぞれの所掌の委員会が担っている。認定・審査に関しては、2019 年度自己評価時点の委員会の構成が今日まで継承され、毎年度の審査及び認定の実施と、そのために必要な基準やルールの見直しと整備、審査の質向上のための各種施策等の活動が機能的に実施されてきた。

『認定事業委員会』 : 認定審査の基本方針の策定と改善施策の立案

『認定・審査調整委員会』 : 認定審査の実行とガイドライン等の整備、認定事業委員会及び基準委員会への各種提案

『基準委員会』 / 『基準総合調整委員会』

: 認定基準、審査ルールの立案と文書化及びそれらの判断・解釈の提示と認定事業委員会への提案

『分野別審査委員会』 : 審査員編成、審査結果の分野内調整審議、審査方法やルールについての意見・提案の具申

これらの委員会の活動によって以下の成果が得られている。

#### 1) 規定文書の改定

「2.2.2.3 規定文書の改定」参照

#### 2) 審査の制度、ルール等の改定、改善

「2.2.2.4 審査ルール等の見直しと改定」参照

#### 【今後の課題】

2019 年度の自己評価での指摘事項が依然として課題として残っており、中長期的な視点から対策を実行していく必要がある。

#### (1) 委員の新陳代謝

2019 年度の自己評価でも課題として挙げられたが、委員の固定化・高齢化が進行している。とりわけ、委員長として委員会を牽引している JABEE 黎明期から活動されている方々の後継者となる委員長候補者が不足していることが大きな問題である。これは審査員の固定化とも深い関係があると思われ、学協会との連携と意識の共有化を進めることで、委員や審査員の増強を実現する必要がある。

#### (2) 分野との連携の強化

JABEE の 16 分野に関わる学協会組織は、分野別審査委員会と審査チーム派遣機関が機能しており、審査の実質的部分を担っている。しかし、最近の審査件数の減少や一斉審査方式等による JABEE への審査主体の一部移行などにより、分野の審査

への関与度合いが減少しつつあることは否めない。特に認定プログラムの少ない分野の学協会では、認定事業の運営自体が困難になってきている。

JABEEの委員や審査員は基本的に各分野の学協会の会員であり、そこから選任された人材であることはJABEE発足から変わっておらず、今後もその方法以外にJABEEの認定・審査を継続する道はないと考える。このため、分野との連携を維持、強化していくことは上記の(1)項とも関連して重要であり、連絡会等をより頻繁に開催して情報共有や意見交換を活発化していくことが必要である。

#### 2.2.2.6 受審校支援

JABEEから受審校に向けたメールニュース(JABEE NEWS)は、第45号(2017年8月1日発信)までで中断している。その理由として、発信する話題のマンネリ化、事務局のとりまとめ担当の退職や発信処理の煩雑さ(発信先のメールアドレスの保守、個々の送付先への特殊対応等)などがあげられる。また、X(旧ツイッター)等を活用した受審校向けの情報発信等を開始し継続している。

### 2.2.3 専門職大学院認証評価事業

#### 2.2.3.1 認証評価実施の経緯

専門職大学院の「質の保証」は文部科学省が認証した認証評価機関による認証評価に委ねられており、その評価に関しては以下の方針が定められている。

- 1) 評価結果が公表されることにより、専門職大学院が社会から評価を受ける
- 2) 評価結果をふまえて、専門職大学院が自ら改善を図る
- 3) 産業界から要望された、即戦力としての人材提供のニーズに対応する
- 4) 専門的実務に直結した、当該専門分野の実務家育成の観点から評価する
- 5) 設置基準は最低基準であり、評価基準はこれを包含する形で評価機関が自主的に設定する
- 6) 評価基準をクリアしている場合でも、教育研究上必要な改善点については積極的に指摘する

これらは法律に基づくか否かを除けば、JABEEの認定制度が目指す社会からのニーズに基づく高等教育の改善と一致するものである。

このことから、JABEEは情報・創造技術・組込み技術・原子力分野の専門職大学院を対象とする認証評価機関として認証評価を実施することとし、2009年度に運営委員会及び理事会の承認を受けて準備委員会を設置した。準備委員会ではJABEEの目指す理念や学校教育法第109条の認証評価の規定を勘案してJABEEの認証評価基準を制定し、2009年10月に文部科学省へ専門職大学院認証評価機関申請書を提出した。2009年12月と2010年1月の2回にわたる中央教育審議会大学分科会のヒアリングを経て、2010年3月31日付で文部科学大臣から認証評価機関としての認証書を授与された。

2019年度時点の認証評価の対象専門職大学院は4専門職大学院・5専攻である。専門職大学院に関する認証評価は、学校教育法施行令第40条の定めにより5年以内に行うこ

ととされている。2010年度から認証評価を開始し、以降現在まで、4教育機関、5専攻の認証評価を実施し、2010～2014年度で第1期、2015～2019年度で第2期を完了し、2020～2024年度で第3期を完了した。

なお、2020年度に1教育機関での2専攻から1専攻への組織改編により、従来の4教育機関5専攻から現状は4教育機関、4専攻となっている。

また、対象とする学位の名称は「情報技術修士（専門職）」、「情報システム学修士（専門職）」、「情報システム修士（専門職）」、「創造技術修士（専門職）」、「組込み技術修士（専門職）」、「原子力修士（専門職）」又はこれらに相当する名称となっている。

### 2.2.3.2 認証評価の実施体制

認証評価では、専攻が認証評価基準を満たしているか否かを評価し、その結果に基づいて適合／不適合の判定（適格認定）が行われる。認証評価の結果、適合と判定された専攻に対しては、認定証を交付する。認証評価の結果は、学校教育法第110条第4項の定めにより、当該専攻に通知するとともにこれを公表し、文部科学大臣に報告する。その際には当該専攻が提出した自己評価書（本文編）も併せて公表する。

調査と報告の年間スケジュールはほぼ次のとおりである。

4月～5月	認証評価申請書提出・受理
6月末	自己評価書の提出・受理
7～8月	書面調査
10～11月	実地調査
12月	評価チームによる審査チーム報告書の作成
1月	認証評価委員会による認証評価報告書（案）の作成
2～3月	理事会の開催・認証評価報告書の決定 認証評価報告書の公表、文部科学省への報告

認証評価を行うに当たり、評価対象専攻ごとに3名から5名の評価員による評価チームを編成する。原則として、評価員のうち2名は、当該専攻分野の大学院における教育経験を有する者とし、このうち1名以上は当該専攻分野の専門職大学院の専任教員とする。評価員のうち1名は当該専攻分野の実務経験を有する者とする。

当該年度に評価を担当する評価員を対象に、受審専攻からの自己評価書が提出された後に評価員研修会を実施し、円滑な評価活動を推進するための研修と情報共有を進めている。認証評価の事務局体制として、受審専攻のJABEE対応責任者との各種調整を行う職員を1名配置している。

評価チームは、専攻より提出された自己評価書の内容を精査し、その後実地調査を行なってその根拠となるものを検証し、その専攻が認証評価基準を満たしているか否かを評価する。認証評価基準のすべての項目において「欠陥」の判定がない場合は適合と認定する。評価チームによる評価結果は、認証評価委員会での審議を経て、理事会が認証評価結果として決定する。認証評価の最終責任は、理事会が負う。専攻には、認証評価

のプロセスにおいて、意見申立、異議申立の機会がある。

評価を実施するために、図2-21に示すとおり、認証評価委員会、評価チーム、異議申立審査会、基準専門委員会を組織し、専門職大学院の認証評価を実施している。

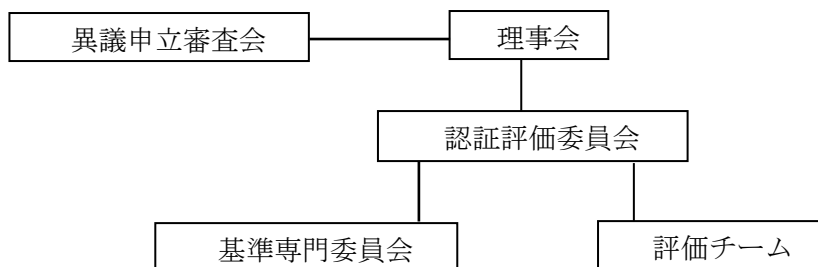


図 2-21 JABEE 認証評価体制

### 2.2.3.3 認証評価に関わる成果と課題

#### 【成果】

JABEE は技術者教育プログラムの質保証を目的に設立されて以来、技術者教育プログラムの認定の実績により我が国の高等教育への貢献が評価されてきた。

2008 年度に、文部科学省からの呼びかけで情報・創造技術・組込み技術・原子力分野の産業技術系専門職大学院の質保証のための認証評価機関としての検討を行い、認証評価機関としての認証を受けたのち、4 専門職大学院の 5 専攻について、2010～2014 年度で第 1 期、2015～2019 年度で第 2 期、2020～2024 年度で第 3 期の評価を実施した。その各受審専攻の適格認定結果は、次の表 2-11 のように、すべて適合判定となっている。

表 2-11 これまでの認証評価実施状況（受審専攻と適格認定結果）

	《第 1 期》		《第 2 期》		《第 3 期》	
	年度	適格認定 結果	年度	適格認定 結果	年度	適格認定 結果
A 専攻	2010	適合	2015	適合	2020	適合
B 専攻	2012	適合	2017	適合	2022	適合
C 専攻	2013	適合	2018	適合	2023	適合
D 専攻	2014	適合	2019	適合	2024	適合
E 専攻	2014	適合	2019	適合	2024	適合

また、第 1 期(2010 年度～2014 年度)、第 2 期(2015 年度～2019 年度)および 第 3 期(2020 年度～2024 年度)における全評価項目に対する W(弱点)評価の数は次の表 2-12 のとおりであり、各受審専攻ともに着実に W 評価の数が減っており、認証評価推進の成果として挙げられる。

表 2-12 認証評価第 1 期、第 2 期、第 3 期の W 評価数の比較

専攻名	第 1 期の W 評価の数	第 2 期の W 評価の数	第 3 期の W 評価の数
A 専攻	5 (全 47 項目中)	0 (全 47 項目中)	0 (全 50 項目中) 【組織改編により 1 専攻に統合】
B 専攻	4 (全 47 項目中)	1 (全 50 項目中)	
C 専攻	9 (全 47 項目中)	1 (全 50 項目中)	2 (全 50 項目中)
D 専攻	5 (全 47 項目)	3 (全 50 項目中)	2 (全 50 項目中)
E 専攻	4 (全 47 項目)	1 (全 50 項目中)	0 (全 50 項目中)

### 【今後の課題】

評価チームの編成にあたっては専門職大学院認証評価委員会委員、基準専門委員会委員を中心に受審専攻の専門性、地域性等を考慮して評価員を選定しているが、近年、委員の高齢化が進んできており、若手の評価員候補者が減少している。今後の認証評価活動の継続のためにも委員、評価員の若返りが必要であり、世代交代を進めたい。また、2018 年度に創設された JABEE フェロー制度におけるフェロー認定者にも、今後の認証評価活動への参画を促していきたい。

また、文部科学省通知「27 文科高第 1213 号」により、「評価の過程において、認証評価と社会との関係強化等の観点から、高等学校、地方公共団体、企業、学生等からの意見聴取に取り組むこと」が推奨されている。JABEE として、現在は実地調査における学生等からの意見聴取は行っているものの、地方公共団体、企業等との面談・アンケート等は行っておらず、その実施方法を含めて今後の検討課題としたい。さらに、自己評価書の書式や内容、評価基準及び評価方法等についても、評価実施後に受審専攻及び評価員にアンケート調査を実施して、調査結果に基づき改善を図っていきたい。

なお、現在の専門職大学院の認証評価は JABEE の事業としては採算がとれていない。採算がとれるようにするためには評価件数を増やすことが必要であり、そのためには対象分野を拡充することも必須である。JABEE が認証評価団体としてどのような将来展望のもとにどのような戦略を策定すべきなのかを検討することも必要である。

## 2.2.4 JABEE の認定・審査や技術者教育に関する普及活動

### 2.2.4.1 実地審査への企業からのオブザーバー参加

2016 年度より産業界における JABEE の認知度向上と認定・審査の実際の紹介を目的として、企業の方に実地審査のオブザーバー（見学者）として参加していただいていた。コロナ禍では中断していたため、認知度向上のためには地道な方策ではあるが、再開していく予定である。

#### 2.2.4.2 JABEE—日工教共催ワークショップ

JABEE の認定の基本的な考え方は、学習・教育到達目標を達成させるための具体的な方法は教育機関が自主的に決めるもので、その成果について基準に照らして適切かどうかを判断するのが JABEE の役割であるとしてきた。また認定機関として具体的な例を示すことは、教育機関にそのようにしないと認定されないという誤解を与えかねないという懸念や、JABEE 自身も必ずしも最適な方法を熟知しているわけではないことから、あえて教育プログラムの具体例を示すことを避けてきた。この考えは決して間違っているわけではなく、認定機関としては必ず考慮すべき事項である。

しかし、教育機関からは、受審するにあたってどのような教育方法が JABEE の考える理想に近いものなのか、具体例を知りたいとの意見が多く、教育機関が JABEE の基準と審査を活用して教育の継続的改善活動を高いレベルで実質化して行くためには、あるべき教育プログラムの姿とその導入・運用法について教育機関と JABEE が一緒になって考える機会を提供することが不可欠であるとの考えに至った。

こうして、2012 年 12 月に公益社団法人日本工学教育協会（日工教）との共催で、「エンジニアリング・デザイン教育」の学習・教育到達目標設定法とその達成度評価法に関するワークショップ（国際的に通用する技術者教育ワークショップシリーズ）を開催し、それ以降も本ワークショップを継続的に開催している。

このようなワークショップは、JABEE の認定・審査が目的とする教育改善に繋がるものである。また、JABEE の認定を受けていることの利点を教育機関に認識していただき、「JABEE 離れ」を防ぎ、ひいては認定プログラムの増加に繋げるためにも、今後一層力を入れていく予定である。

#### 2.2.4.3 技術者教育普及に関わる成果と課題

##### 【成果】

2012 年より、日本工学教育協会との共催により、「国際的に通用する技術者教育ワークショップシリーズ」を毎年開催してきた。しかし、2021 年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、グループワークを中心とした集合形式でのワークショップ開催を見送りとした。

その後、2022 年度からはハイブリッド形式（対面とオンライン併用）で再開し、以降は毎年 1～2 回のペースで開催を継続している。

##### 【今後の課題】

上記のワークショップ等の開催に関しては、以下のような課題がある。

##### (1) 参加者の確保

日工教との共催ワークショップは、参加者が年々減少してきている。今後も継続して開催していくためには一定以上の参加者を確保することが必要である。そのためには教育関係者が最も望んでいる情報を提供できるような内容、例えば特筆すべき教育を行っている認定プログラムの関係者に講演を依頼する等が考えられる。

##### (2) 開催のための体制

ワークショップの内容の検討、資料作り、講師等は JABEE の委員の中の有志が主体となって実施してきた。しかし、この方法は特定の個人に負担が大きいため、広報委員会の主導による組織的な体制に移行しており、この体制をさらに強化していくことが必要である。

## 2.2.5 国際的連携・協力

### 2.2.5.1 ワシントン協定

2005 年に JABEE が非英語圏から初めて、全体で 9 番目の加盟団体となったワシントン協定は、その後、アジアからの加盟が相次いだ。近年は、アジアの開発途上国、中南米に引き続きアフリカ諸国からも加盟を目指す団体が増加している。2025 年 6 月の時点では次の表 2-13 に示す 25 カ国の認定団体が加盟している。カッコ内は加盟団体、西暦は加盟年である。

表 2-13 ワシントン協定加盟機関

国名	機関名	加盟年
オーストラリア	Engineers Australia	1989
カナダ	Engineers Canada	1989
台湾	Institute of Engineering Education Taiwan	2007
香港	The Hong Kong Institution of Engineers	1995
アイルランド	Engineers Ireland	1989
日本	Japan Accreditation Board for Engineering Education	2005
韓国	Accreditation Board for Engineering Education of Korea	2007
マレーシア	Board of Engineers Malaysia	2009
ニュージーランド	Engineering New Zealand	1989
ロシア	Association for Engineering Education of Russia	2012
シンガポール	Institution of Engineers Singapore	2006
南アフリカ	Engineering Council of South Africa	1999
トルコ	MÜDEK	2011
英国	Engineering Council UK	1989
米国	Accreditation Board for Engineering and Technology	1989
中国	China Association for Science and Technology	2016
インド	National Board of Accreditation	2014
スリランカ	Institution of Engineers Sri Lanka	2014
パキスタン	Pakistan Engineering Council	2017
ペルー	Instituto de Calidad y Acreditacion de Programas de Computacion, Ingenieria y Tecnologia	2018
コスタリカ	Colegio Federado de Ingenieros y de Arquitectos de Costa Rica	2020
メキシコ	The Consejo de Acreditación de la Enseñanza de la Ingeniería, A.C.	2022
インドネシア	Indonesian Accreditation Board for Engineering Education	2022
バングラデシュ	The Institution of Engineers Bangladesh	2024
フィリピン	Philippine Technological Council	2024

そのほか、次の表 2-14 に示す 7 カ国の認定団体が暫定加盟している。

表 2-14 ワシントン協定暫定加盟機関

国名	機関名
チリ	Agencia Acreditadora Colegio de Ingenieros de Chile S.A.
タイ	Council of Engineers Thailand
ミャンマー	Myanmar Engineering Council
サウジアラビア	Education and Training Evaluation Commission
ナイジェリア	Council for the Regulation of Engineering in Nigeria
モーリシャス	Institution of Engineers Mauritius
ケニア	Engineers Board of Kenya

ワシントン協定は他の2教育認定協定（シドニー協定、ダブリン協定）及び専門職業資格に関する4枠組みとともにIEA（International Engineering Alliance）の構成メンバーである。2020年以降では、JABEEは表2-15のIEA会議（ワシントン協定（WA）総会）に出席した。

表 2-15 IEA（ワシントン協定）会議の開催状況

会議名	開催年月	開催地	議題・決定事項
IEAM2020 閉会式のみ /WA総会	2020.6	オンライン	・全ての協定審査実施を1年延期する事が決定
IEAM2021 /WA総会	2021.6	オンライン	・IEA Governing Group構成の強化を目的に At-large Member（教育協定選出1名、モビリティ 枠組み選出1名）を追加する事が決定 ・GAPC改定第4版の承認 加盟審査のVirtual審査（コロナ渦限定措置） 実施が決定
IEAM2022 /WA総会	2022.7	オンライン	・CACEI（メキシコ）、IABEE（インドネシ ア）実地視察を条件に加盟 ・ETEC（サウジアラビア）の暫定加盟承認
IEA WS2022	2022.10	キラーニー	・ワークショップにつき投票事項無し
IEAM2023 /WA総会	2023.6	台中	・OBE/OBA強化のための加盟、継続加盟に関 する教育協定のルール改定が決定 ・CACEI（メキシコ）、IABEE（インドネシ ア）実地視察により加盟審査報告書を確認 （2022年からの加盟遡及が承認） ・COREN（ナイジェリア）の暫定加盟承認
IEAM2024 /WA総会	2024.6	ニューデリー	・IEB（バングラデシュ）加盟承認 ・PTC（フィリピン）加盟承認 ・IEM（モーリシャス）の暫定加盟承認
IEAM2025 /WA総会	2025.6	メリダ	・JABEEの6年間の継続加盟が承認 ・EBK（ケニア）の暫定加盟

近年議論されてきた主な事項は、次のとおりである。

(1)海外認定プログラム修了者に対する技術士第一次試験免除の取り扱い

JABEEは他国のワシントン協定加盟団体認定プログラムの修了者が日本の技術士資格を得ようとする場合、その実質的同等性により国内の修了者と同様に第一次試験免除を適用するための仕組みを文部科学省及び日本技術士会とともに検討してきた。それに先立ち、JABEEの海外認定プログラムへの措置の拡充適用についても協議に含められていたが、三者間の基本合意を得たことをもって、JABEEがインドネシアにおいて認定したプログラムへの技術士第一次試験免除の適用が拡充され、2021年3月の官報告示から該当するプログラムの公表が行われた。

(2)ワシントン協定加盟団体が認定した教育プログラムの日本国内における同等性と技術士第一次試験免除への接続

ワシントン協定の基本合意理念には「加盟団体は、それぞれの国／地域で専門職技術者の活動の登録や資格審査に責任を負っている団体に対し、当該協定の他の加盟団体が認定したプログラムの実質的同等性を認めるように、あらゆる合理的な努力をしなければならない」というものがある。JABEEは、2014年に当時のJABEE会長より文部科学省人材政策課に向け、現在JABEE認定プログラムの修了生に与えられている技術士第一次試験免除の規定を、ワシントン協定加盟団体の認定したプログラム修了生にも適用することを検討依頼する文書を提出した。2020年に入り、文部科学省人材政策課よりこれを推進するための制度変更協議への協力を求められた。実際の運用は日本技術士会試験センターが担うところであるので、三者間での摺り合わせ及び合意が不可欠なところ、現実的適用に向け全関係者からの協力を得た。2022年度より「技術士等の資格に関する特例」としてワシントン協定に加盟する他国の団体が認定した課程の修了者に対し、技術士法第31条2第2項に基づく技術士等の資格に関する特例が適用されるようになり、資格取得に際して必要なプロセスへの互換性を持たせるものとして確立された。なおこの要件を満たす修了者からの申請があり第一号の「JABEEによるワシントン協定認定プログラム修了の認定」を行った。この認定者にはJABEE認定プログラム修了生と同等の技術士第一次試験免除措置が適用される。

当該事項はワシントン協定加盟団体間だけに留まらず、IEAのメンバー団体に対しても広く共有され、取り組みと資格制度に繋げるための長年の尽力について高く評価されるに至った。JABEEの存在感と発言力の向上に繋がったことは評価に値すると言える。

(3) JABEE 継続加盟審査

JABEEは2024年に3度目の継続加盟審査の視察を受けた。長期的に見た改善提

案として実務者審査員の増員努力と、教育プログラムにおける実務が学習・教育到達目標に占める割合の高いインターンシップ等コースの倍増が上げられた。またチームワークや学生間の相互評価に関する審査チームの評価は十分とは言えないため、以降の改善に活かす事が提言された。また JABEE が実施するハイブリッド形式審査に対する一定の理解を得られた。その他、認定・審査調整委員会が審査基準の統一的な適用を確保することで、すべてのプログラムおよび機関における公平性および信頼性を担保する役割として機能していることが高く評価された。

### 2.2.5.2 ソウル協定

HKIE（香港）、IEET（台湾）2009年の加盟以降、加盟団体数が伸び悩んでいたものの、次の表 2-16 で示すように 2025年6月時点では前回自己評価書で報告した8カ国の認定団体に加えて4団体が加盟し12加盟団体となっている。カッコ内は加盟団体、西暦は加盟年である。

表 2-16 ソウル協定加盟機関

国名	機関名	加盟年
韓国	Accreditation Board for Engineering Education of Korea	2008
米国	ABET, Inc.	2008
オーストラリア	Australian Computing Society	2008
英国	BCS, The Chartered Institute of IT	2008
カナダ	Canadian Information Processing Society	2008
香港	The Hong Kong Institute of Engineers	2009
台湾	Institution of Engineering Education Taiwan	2009
日本	JABEE	2008
メキシコ	Consejo Nacional de Acreditación en Informática y Computación	2021
サウジアラビア	Education and Training Evaluation Commission National Center of Academic and Evaluation	2024
アイルランド	Engineers Ireland	2024
マレーシア	Malaysia Board of Technologist	2024

そのほか、次の表 2-17 に示す3団体が暫定加盟している。

表 2-17 ソウル協定暫定加盟機関

国名	機関名
スリランカ	Computer Society of Sri Lanka
フィリピン	The PCS Information & Computing Accreditation Board
ペルー	Instituto de Calidad y Acreditacion de Programas de Computacion, Ingenieria y Tecnologia

また、暫定加盟中だった 1 団体・ニュージーランド(Institute of IT Professionals New Zealand)が継続参加を辞退した。

JABEE は 2010 年に設立時加盟団体として書面継続加盟審査を受審した。2 回目の継続加盟審査を 2016 年に、更に 3 回目の継続加盟審査を 2023 年に受審し、2024 年のニューデリー（インド）中間会議で継続加盟が承認されている。

ソウル協定もまた新型コロナウイルス感染症の影響により 2020 年の全ての協定審査を実施せず、一年後ろ倒しにする事が決定された。2019 年後半に加盟審査実地視察が行われたメキシコの加盟審議は 2021 年に持ち越され承認された。

マレーシアには 2 つのソウル協定参加適格団体があるが、現在一方は既に加盟している。加盟時にはもう一方のワシントン協定加盟団体でもある団体と合意が取られているかが問題となったが、棲み分けがされているため問題無いとのことである。ニュージーランドは長く暫定加盟をしていたが、そもそも対象となる認定可能性のあるプログラムが少ないため、加盟を目指す事が現実的では無いとの判断が当事者からあり、メンター団体であるオーストラリアが暫定的にニュージーランド国内の審査を担うことが承認された。複数の加盟団体からの提案、多数の加盟団体からの賛同を得て、Technologist レベル認定の実質的同等性承認がソウル協定の所掌範囲に含まれた。但し既存の学士レベル認定、則ちプロフェッショナルレベルとは明確に区分することとされた。

### 2.2.5.3 キャンベラ協定

JABEE はアーキテクト教育の国際的な相互質保証の枠組みである UNESCO-UIA により適格教育認定団体として 2009 年に認証を受けていたが、建築デザイン系教育認定団体間で実質的同等性の相互承認により実装性を持たせる事に取り組むキャンベラ協定へ移行することを決定し 2019 年の総会において正式加盟が承認された。

キャンベラ協定の加盟団体は 9 団体で、JABEE および台湾の IEET 以外は建築デザイン系教育認定に特化した団体である。協定の 2025 年以降 2 年間の議長職を JABEE 選出の理事が担当することが決定している。また 2027 年に総会ホストを担当することも既に決定している。

2025 年 6 月時点で、加盟と脱退がそれぞれ同数有ったため加盟団体数に変更は無く、表 2-18 の 9 カ国の認定団体が加盟している。カッコ内は加盟団体名である。

また、2025 年 6 月時点で、暫定加盟中の団体はない。

表 2-18 キャンベラ協定加盟機関

国名	機関名
カナダ	Canadian Architectural Certification Board
中国	National Board of Architects
香港	The Hong Kong Institute of Architects
日本	JABEE
韓国	Korea Architectural Accreditation Board
メキシコ	Acreditadora Nacional de Programas de Arquitectura y Disciplinas del Espacio Habitable
南アフリカ	South African Council for the Architectural Profession
米国	National Architectural Accrediting Board
台湾	Institute of Engineering Education Taiwan

#### 2.2.5.4 インドネシア技術者教育認定団体（IABEE）設立支援

インドネシア政府から日本政府に対し、同国に国際レベルの認定団体を設立し、認定制度を立ち上げるための支援要請があり、JICAからの委託事業として2013年度からJABEEが支援した。IABEE設立のJICAプロジェクトは、2019年のIEA香港会議期中に開催されたワシントン協定総会で、IABEEの暫定加盟が全会一致で承認された事をもち同年9月に終了する予定であったが、IABEEのワシントン協定正式加盟までをプロジェクトの最終目標として加える要請がインドネシア政府からあり、2021年までプロジェクトは延長になった。更に新型コロナウイルス感染症の影響でワシントン協定の加盟審査を含む全ての協定審査を2020年には実施しない事が同年のワシントン協定総会で決定された。2021年のワシントン協定総会では、書面審査が感染症流行下での段階的加盟審査方法として時限的に採用された結果、2022年に投票権無しの加盟が承認された。2023年に前年実施の書面審査内容を確認するための実地視察が行われた後、正式な加盟団体として加盟が1年遡及して承認された事をもってプロジェクトは2023年8月末に完了した。

#### 2.2.5.5 海外認定団体支援

インドネシアプロジェクト同様、他の発展途上国で類似の事業を展開することが期待されているが、プロジェクトの立案は受益国側から行われる必要があるため現在も実現には至っていない。他方アジアシード（アジア科学教育経済発展機構）の元で実施されているモンゴルのプロジェクトを介し、エンジニアリング系教育認定団体設立の可能性が模索されており、JABEEとしては対応可能な体勢を維持している。

## 2.2.5.6 国際的連携・協力に関わる成果と課題

### 【成果】

2005年のワシントン協定への加盟の後、2009年にソウル協定に加盟し、2019年にはキャンベラ協定に加盟した。ワシントン協定では2012年と2017年、2024年に継続加盟審査を受け、加盟の継続が認められた。ソウル協定においても2010年の書面審査を皮切りに、2016年に引続き2023年に継続加盟審査を受け、加盟の継続が認められた。

ワシントン協定加盟団体の認定プログラム修了者の日本国内における技術士第一次試験免除制度への接続に対する努力および成果に対しては、ワシントン協定内でも高く評価されている。このように、JABEEは協定内でも古参のメンバー団体となり、発言力に留まらず、信頼性のある団体としての評価が年々高まってきている。

### 【今後の課題】

JABEEが加盟するワシントン協定、ソウル協定、キャンベラ協定は、それぞれの分野において国際的な教育の質保証の基盤となっており、JABEEは長年にわたりこれらの枠組みにおいて信頼性の高いパートナーとしての地位を築いてきた。今後の国際連携・協力に関しては、以下の課題に重点的に取り組む必要がある。

#### (1) 国際的審査活動に対応できる人材の安定的確保と育成

各加盟団体の協定における新規加盟審査および継続加盟審査への対応には、高度な専門性と国際的な視野を併せ持つ審査員の確保が不可欠である。特に、建築や情報分野など専門性の高い分野では、協定ごとに求められる評価基準や運用プロセスに違いがあり、分野横断的に活動できる人材の育成が急務である。

今後は、JABEEの国際審査経験者からの知見を体系的に蓄積・共有するとともに、分野事務局との連携を基に、若手審査員候補の育成を計画的に進める必要がある。あわせて、国際協定審査員のトレーニングプログラムの活用を拡充し、各協定に通じた人材の層を厚くする取り組みが求められる。

#### (2) アジアの国々の認定機関への支援事業の再構築とJABEEの国際的役割の再定義

前項2.2.5.4で述べたとおり、インドネシアにおける技術者教育認定団体の立ち上げ支援プロジェクトが成功裏に完了したことを受け、アジア諸国に留まらず、他国の認定機関および認証評価期間からのJABEEへの支援や協働の要請が増加している。こうした国際協力は一過性の取り組みにとどまらず、継続性と制度的裏付けを伴う枠組みとして構築することが不可欠である。

JABEEとしては、JICA等の外部支援機関との連携をさらに強化し、各国の教育・認定制度の現状とニーズを的確に把握した上で、戦略的な対外的機関への関わり方を策定し、持続可能な国際協力および協働体制を整備していくことが求められる。

同時に、JABEE自身の国際的プレゼンスと中立性を保ちながら、各国が自立的な認定制度を確立できるような伴走型の支援モデルを整備し、"公平で信頼される支援団体"としての役割をより明確に打ち出すことが重要である。

### (3) 日本国内制度との接続強化による国際協定の実効性向上

2022年度から、ワシントン協定加盟団体が認定したプログラム修了者についても、技術士法第31条の2第2項に基づく特例措置により、JABEE認定プログラム修了者と同様に技術士第一次試験の免除が認められるようになった。これはJABEEが長年にわたり文部科学省および日本技術士会と協議を重ねてきた成果であり、日本の資格制度における国際的な整合性の一里塚となるものである。今後は、この制度の認知拡大と円滑な運用を促進するため、関係機関との連携をさらに強化し、制度の信頼性と透明性を確保することが重要である。

## 2.2.6 国内関係先との連携・協力

### 2.2.6.1 日本技術士会

既に記載しているように、JABEE認定プログラムの修了者は技術士資格の取得にあたり、日本技術士会が実施する技術士第一次試験の受験が免除されている。このことを含めて、日本技術士会はJABEE立上げ時からの中心的なステークホルダーとなっており、JABEEの主要な委員会には、日本技術士会から推薦された委員に参加していただき、産業界という立場からの貴重な意見をいただいている。

文部科学省の科学技術・学術審議会の技術士分科会、制度検討特別委員会において、技術士制度に関し国際的な視点も入れて検討が進む中で、海外の多くの国がそうしているように、認定を受けた教育の修了が技術士への主経路となるべきとの意見も出ており、今後連携をさらに強める必要が出ている。JABEEは上記の技術士分科会及び制度検討特別委員会に傍聴人として出席しており、その動向に注意を払っている。

しかし、産業界においては建設系分野などの一部の分野を除き技術士資格のメリットが乏しいという現実があり、認定プログラムの修了者でさえ技術士資格についての知識を十分持ち合わせていない場合が多いのが現状である。このため、JABEEでは認定プログラムの修了から技術士第二次試験までの道筋を解説したパンフレット「技術士への道」を日本技術士会と連携して作成、毎年更新し、Webサイトに掲載しているほか、各教育機関に対し認定プログラム修了証とともに修了者に渡すようお願いしている。

JABEEは、毎年日本技術士会から認定プログラム修了者の技術士第二次試験合格者の統計情報を入手し、それに基づいて「認定審査サマリーレポート」に掲載している。認定プログラム修了者の技術士第二次試験合格者は年々増加しており、若年層では全合格者の半数近くを占めるようになっている（5.5.1参照）。

### 2.2.6.2 国立高等専門学校機構

高等専門学校（高専）は本科の4、5年生と専攻科の1、2年生で大学学士課程と同等の認定プログラムを構成しており、JABEEの認定開始当初から積極的に認定取得を目指してきた。国立高専機構は、国立高専機構第2期中期計画（2009年）で、「日本技術者教育認定機構（JABEE）によるプログラム認定を通じて教育の質の向上を図る。」として、国立高専全校がJABEEの認定を受ける方針であった。しかし、第3期中期計画

(2014 年) ではこれが「日本技術者教育認定機構によるプログラム認定等を活用して教育の質の向上を図る。」とトーンダウンし、第 4 期中期計画 (2019 年) では「日本技術者教育認定機構 (JABEE)」の文字が完全に消えてしまった。これに呼応する形で、2015 年度以降高専が認定の継続を辞退するケースが急増し、2015 年度に 71 件あった国立高専の認定プログラムは 2022 年度に 33 件と半減した (図 2-22 参照)。現状のままの高専プログラムの認定方式では高専の認定継続辞退がさらに加速すると危惧される。一方、2020 年から、国立高専機構では MCC (モデルコアカリキュラム) に基づく国立高専の本科教育に関して KIS (KOSEN International Standard) と呼ぶ評価システムを用いて、教育の質保証を行うことを検討していた。このような背景の中、JABEE は国立高専機構と共同委員会を設置して、JABEE の認定審査に KIS の結果を反映させることにより、JABEE の認定審査の負担を軽減し、認定継続辞退を防ぐとともにプログラム数の増加を計る方向で仕組み作りを行った。

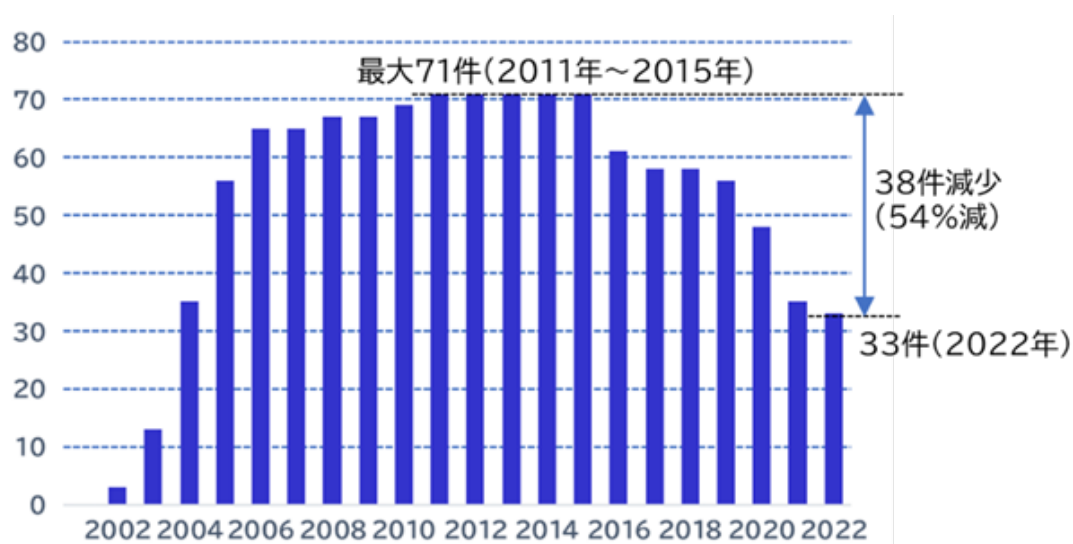


図 2-22 国立高専の JABEE 認定プログラム数推移

#### 1) 立上げの経緯

- ・ 2020 年 6 月 25 日 高専機構理事長との面談

JABEE 認定減少への対策として、JABEE と高専機構が共同で新しい審査の方式を検討していくことに合意

- ・ 2020 年 9 月、12 月 JABEE・高専機構 意見交換会

高専機構が実施している KIS 評価結果を利用して JABEE 審査を行い、高専側の審査負担を低減し、JABEE 受審校の増加を促進することを合意した。

- ・ 2021 年 1 月～2022 年 5 月

月に 1 回の JABEE・高専機構共同委員会を開催し、審査の方式について検討した。

KIS 評価結果を JABEE 審査で利用するために、KIS 評価のプロセスが第三者評価されている必要があると結論し、JABEE が KIS 評価のプロセスを認証評価することにな

った。

JABEE では、2021 年 8 月に高専審査に対応する暫定的な委員会として高専審査検討特別委員会を立ち上げて下記 2 点を検討した。

- ① KIS 評価プロセスの認証評価に対する仕組み
- ② KIS 評価結果を JABEE 審査に利用する仕組み

さらに、2021 年 12 月～3 月にかけて、暫定的な認証評価基準に基づいて、認証評価に対する予備評価を実施し、K 高専で実施された KIS 評価トライアルを視察した。

・2022 年 3 月 1 日 プレスリリース

高専機構の理事長と JABEE の会長の間で、「国立高専教育国際標準による高専教育の質保証についての相互協力に関する申合せ」を取り交わし、合意事項に関するプレスリリースを行った。

## 2) 国立高専の MCC と KIS 評価の仕組み

MCC では、高専の本科卒業時に習得しておくべき内容・能力水準を定義している。教育全体の 60～70%を MCC コアとして全高専の必須教育とし、残りの 30～40%を各高専の特色ある教育とする。一方、KIS 評価では、MCC に基づいて構築された高専本科の教育システムが質保証していることを評価する。KIS 評価を高専からの第三者評価とするため、評価機関として日本工学教育協会（日工教）に委託し、以下のようなプロセスで評価を行っている。（図 2-23 参照）

- ・高専機構から委託を受けて、日工教内に KIS 評価委員会を設置
- ・KIS 評価委員会は、評価員を選定して各高専に対して評価団を派遣
- ・各評価団は各高専の自己点検書の確認、実地評価し、評価レポートを作成
- ・KIS 評価委員会は評価レポートを審議して、認定を授与

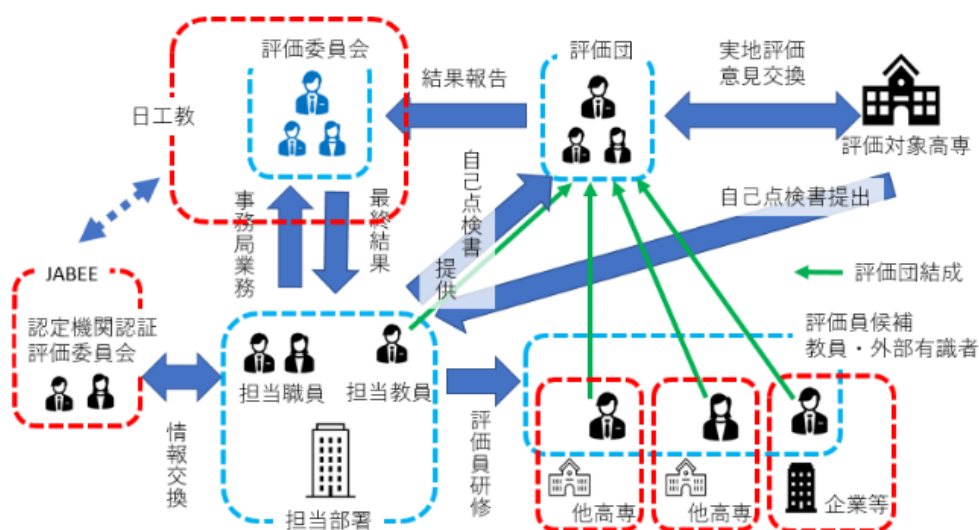


図 2-23 KIS 評価の仕組み

### 3) KIS 評価結果を利用した JABEE 審査の仕組み

JABEE は、適切な第三者評価の結果を JABEE 審査に利用することができる。日工教が行う KIS 評価が適切な第三者評価であることを確認するため、JABEE では、認定機関認証評価の仕組みを立ち上げて、KIS 評価を認証する仕組み（図 2-24 参照）を構築した。

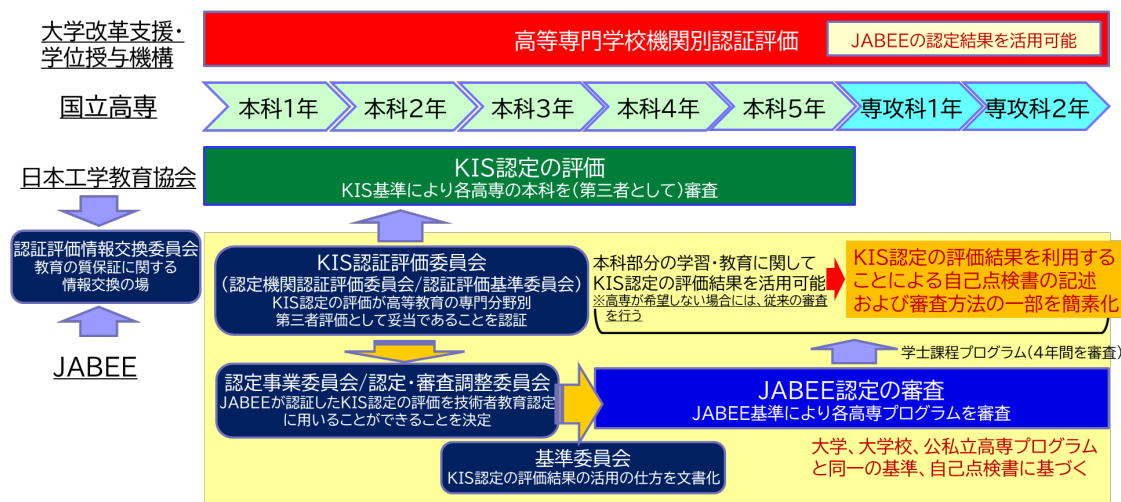


図 2-24 KIS 評価結果を JABEE 認定審査に利用する仕組み

また、JABEE では認定機関の認証評価を行う仕組みを実現するために、次の委員会を新たに設立するとともに関連する規程文書類を作成した。（図 2-25 及び表 2-19 参照）

- ・ 認定機関認証評価委員会
  - 認証評価のプロセスを検討する。
- ・ 認証評価基準委員会
  - 認証評価に関する文書を作成、変更する。
- ・ KIS 認証評価委員会
  - KIS 評価のプロセスを評価して、認定を審議する。
    - ① KIS レビューチームを KIS 評価委員会に派遣
    - ② KIS レビューチームは KIS 評価プロセスに対する認証評価報告書案を作成
    - ③ 認証評価報告書案を審議して認定の可否を判断し、JABEE 理事会に報告
- ・ 認証評価情報交換委員会
  - 認証対象機関と JABEE の間で、基準の変更等の意見交換を行う。



- 2月 ・承認プロセスの視察（KIS 認定会議）
- 3月 ・報告書承認（KIS 認証評価委員会）

表 2-20 KIS 評価校と実地審査の視察校数

年度	KIS 評価校	認証評価の視察校
2021 年度	1 校(トライアル)	1 校(予備)
2022 年度	3 校	2 校
2023 年度	4 校	4 校
2024 年度	8 校	3 校

## 5) KIS 認証評価の評価結果

### (1) 2021 年度予備認証評価

高専機構が実施した KIS 評価トライアルを視察した。JABEE の認定審査に類似した評価が実施され、最後に JABEE から総評を行った。

### (2) 2022 年度定期評価

KIS 評価が日工教に委託されて、本格的な KIS 評価が開始された。

ワシントン協定の観点から見て JABEE 認定審査と同等の認定評価を行っていることを確認したが、2022 年度の認証評価の時点では、認証対象の OBE (Outcomes Based Education) の視点からの評価が十分と言えないことから、KIS 認定の結果を JABEE 認定審査に利用する場合は、JABEE 認定審査の審査員の判断により KIS 認定で使用された自己点検書と根拠資料を十分に確認することとした。

KIS レビューチーム自身も KIS 認定制度の理解が不十分で、KIS 認定を設定した国立高専教育国際標準評価委員会の指導の下に評価チームが行う種々の評価作業の意義と意味を完全に把握してモニタリングできていたとは言い難いという反省点があった。

### (3) 2023 年度継続モニタリング

評価員研修の改善や前年度主評価員を評価アドバイザーとすることによる助言、評価チームの評価時の分割による効率化等により改善された。

KIS 評価委員研修会にも参加して、KIS に関する理解を深めた上で実地評価の視察を行ない、前年度より突っ込んだ KIS 認定評価の根幹に関わると思われる問題点を幾つか抽出した。

- a. 教育機関として評価を行っており、プログラム (学科やコース) 評価を基本とし、そこで実際にどのような教育が行われているかをエビデンスに基づいて評価ができていない。
- b. 教務主事との面談に非常に多くの時間が割かれ、高専全体のすべてのコースを形式的で一般的な対象として議論し、判断の根拠となる学生や教科担当教員との専門知識に立ち入った具体的な内容 (エビデンス) に及ぶ議論がされていない。

### (4) 2024 年度継続モニタリング

KIS 関係者との意見交換会、KIS 認定の実地評価や審議プロセスの視察を通して、KIS の評価基準や評価の手順や方法の理解が深まり、KIS 評価における視察観点が定

まってきた。KIS 評価はプログラム評価としての体裁をとり、また、教務主事や管理者との面談時間が削減され、面談では専門性に関して特徴のある議論が行われたが、面談のやり方には以下の指摘が挙げられた。

- a. 質問の趣旨は適切だったが、内容に工夫が無く適切な回答を得られない。
- b. 学生面談を軽んじていると受け取れる場面が見られる。

#### 6) 成果と今後の課題

2022 年度以降、3 度の KIS 評価を経て KIS 認定の評価は改善されて KIS 評価校の数は拡大している。認証評価初期に JABEE が指摘していた OBE の視点で十分な評価ができていない、専門性を重視したプログラム評価になっていないといった点は改善されて、KIS 評価の仕組みは確立できてきたと考えている。

一方で、JABEE では KIS 評価の結果を JABEE 審査に利用することにより、JABEE の審査負担を削減して JABEE の受審プログラムを増やす目的に対して、達成できたとは言えない。現在の JABEE 認定審査では、KIS 評価報告書を根拠資料のひとつとして提示することは可能であるものの、本科部分の審査も従来通り行っている。今後は、専攻科で獲得する知識・能力観点を明確にして、専攻科に特化した以下の項目の確認により審査を完了できる仕組みを確立する必要がある。

- a. 専攻科で獲得する知識・能力観点提示の考え方
- b. 専攻科に特化した表 1~4 の作成
- c. 専攻科に特化した根拠資料の提示
- d. 専攻科に特化した審査の手順

#### 2.2.6.3 認証評価機関

文部科学省が学校教育法第 109 条で規定している機関別認証評価と JABEE の認定審査では、以前から重複している評価項目があったが、最近では機関別認証評価の基準で内部質保証による教育の質の確保がより重視されるようになり、重複の度合いはさらに増している。法的義務のある機関別認証評価と任意の JABEE の認定審査を両方受審することは教育機関にとって相当な負担であり、JABEE の認定を敬遠する理由の一つともなっている。

認証評価機関でもこのような重複による教育機関の負担増を問題視しており、また外部評価の 1 つとして第三者評価機関による評価を推奨していることや、JABEE が対象としている工学分野（技術者教育）以外の分野（医学、看護学等）でも認定制度が始まっていることから、認定機関との連携の動きが具体的に進んでいる。

以下に認証評価機関と JABEE との連携の状況を説明する。

##### 2.2.6.3.1 大学改革支援・学位授与機構

###### (1) 高等専門学校機関別認証評価

高等専門学校（高専）機関別認証評価の 3 巡目（2018 年度以降）では、高等専門

学校評価基準の基準 8「専攻科課程の教育活動の状況」において、JABEE の認定を受けている専攻科の場合は作成資料が大幅に省略できる処置が成されている。

## (2) 大学機関別認証評価

大学機関別認証評価の 3 巡目（2019 年度以降）では、大学評価基準の領域 6「教育課程と学習成果に関する基準」において、JABEE の認定を受けている課程に関しては作成資料が大幅に省略できる処置が成されている。

これを実施するにあたり、2018 年より大学改革支援・学位授与機構と JABEE で協議を行い、領域 6 の評価において JABEE の認定を取得しているプログラムを有する教育機関が作成する機関別認証評価の自己評価書は、JABEE の認定と重複する部分について簡略化することが決定した。この簡略化の方法を具体化する目的のために、2019 年 3 月 8 日に、大学改革支援・学位授与機構と JABEE の間で相互に情報を提供できるようにするための覚書「教育課程及び学習成果に係る質保証についての相互協力に関する申合せ」に署名した。これにより、必要に応じて両者間で詳細な協議と情報の共有が行われることになった。

### 2.2.6.3.2 大学基準協会

大学基準協会ではまだ JABEE との具体的な連携の動きはないが、2017 年 8 月に意見交換を行う等により相互協力の必要性に関する共通認識を確認した。その後、大学基準協会との具体的な連携までにはまだ至っていなかったが、最近海外のプログラム認定に関する協業について検討を開始している。

### 2.2.6.4 その他の関係先

JABEE として、次の関係官庁は非常に重要であり、理事会や認定会議等にオブザーバーとして出席をお願いしているほか、機会があれば意見交換を行っている。

- 文部科学省高等教育局専門教育課
- 文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課
- 経済産業省イノベーション・環境局大学連携推進課

文部科学省の人材政策課は技術士制度を管轄している部署であり、JABEE とは密接な関係がある。文部科学省では毎年「その修了が第一次試験の合格と同等であるもの」として指定される教育課程、すなわち JABEE 認定プログラム名を官報により告示しているため、毎年 JABEE 認定プログラムの情報（新規認定、認定終了、名称等の変更）を JABEE から提出している。

官報告示の公表リストは人材政策課と JABEE で 2016 年度から 2017 年度にかけて公表方法の見直しを行い、2016 年度の告示から以下の方法により公表している。

- 1) 公表リストを文部科学省の Web サイトに掲載する。
- 2) フォーマットは Excel ベースの横書きとし、PDF ファイル化して掲載する。
- 3) 公表時期は各年度末（3 月末）とする。

掲載方法、公表リストの記載内容、リストへの反映時期や例外事項の考え方等を記載

した文書「技術士第一次試験免除対象修了課程の公表にあたっての表記について」を人材政策課と JABEE にて共有している。

また、政府の大学教育の方針に JABEE と同様の考え方が取り入れられるようになってきており、2025（令和 7）年 2 月 21 日に中央教育審議会の答申として発出された“我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～（中教審第 255 号）”では、高等教育機関の認証評価において機関別評価から分野別評価を重視する方向性が示されている。今後も一層緊密に情報交換や意見交換を行うとともに、JABEE から必要な提案を積極的に行っていくことが重要である。

#### 2.2.6.5 国内関係先との連携・協力に関わる成果と課題

JABEE の設立から 25 年が経過し、認定・審査の実績もそれなりに積み上げてきたが、わが国における教育認定の認知度と理解度は他の国際協定加盟国と比べて低いと言わざるを得ない。これは JABEE の努力が不足していることは言うまでもないが、国の教育制度、企業の慣行、採用形態、技術者資格制度など様々な要因が関係しており、JABEE という一団体だけでは解決できない大きな問題である。

国内関係機関との連携には、国際的な技術者教育認定の動向が影響を及ぼしており、単に「JABEE の認定」という視点ではなく、国際的な動向を踏まえたわが国の技術者教育の質の向上、及び専門技術職の育成という視点で連携を図る必要があると思われる。その点では、JABEE が最も先端に位置していると考えられるので、問題提起と意見交換をさらに積極的に行う必要がある。これは、JABEE の認定・審査に対する理解と認識を広めるためだけではなく、わが国の技術者教育の高度化にも関わる問題である。

## 第3章 2024年度自己評価での成果のまとめ

今回の自己評価では、前回（2019年度）の自己評価同様に多くの課題が指摘されたが、一方で、困難な事業環境の中においても認定その他の活動において一定の成果を挙げてきたことが確認された。以下に主要な成果の内容を示す。

### 3.1 機関運営に関する成果

#### 3.1.1 定款及び組織運営規則に基づく組織運営とコンプライアンス対応

2009年度の一般社団法人化以降、定款及びその関連文書である組織運営規則を遵守して、公正な組織運営を行ってきた。

ただ、2020年初頭からの新型コロナウイルス感染症の拡大により、活動が制限される中で、労働関係法令に準拠した就業規則の改定、およびオンライン会議環境を整備し、在宅勤務制度を導入することにより円滑な組織運営を行った。

また、コンプライアンス対応として、個人情報保護や文書管理等の各種規程の整備を行っている。

#### 3.1.2 事業改革

費用削減の取り組みとして、事務所の執務スペースと複写機台数を半減化し、賃借料などの固定費を削減した。また、オンライン会議の常態化によりペーパーレス化と時間の有効活用を実現し、会議費・交通費も削減した。

併せて審査料および認定維持料の見直し、2025年度からの認定維持費制の導入により収入の平準化・安定化を図るための制度改革を行った。

安定した経営を行うために、蓄積された認定審査ノウハウを活用し、国立高等専門学校機構と連携してKIS評価システムを立ち上げ、「認定・審査」および「認証・評価」に加え「KIS評価」を加えた三本柱体制へ拡充した。

#### 3.1.3 広報・普及活動の強化

我が国の教育認定制度に関する社会的認知度は依然として低い状況にあるため、認知度向上のために以下の周知活動を行った。

- ①Webサイトを適時更新し、情報発信を実施している。
- ②パンフレットの刷新：対象者を明確にし、構成を最適化した。新たに「技術士」に特化したパンフレットを作成し、技術士およびJABEE認定に対する周知を図った。
- ③SNS（X：旧Twitter）による関連情報の継続的な配信を行っている。
- ④JABEE設立20周年・25周年記念行事において、技術者教育に関する課題を発信する啓発活動を行った。

#### 3.1.4 国際交流の進展

JABEEは日本を代表して国際エンジニアリング連合（IEA）会議、ワシントン協定

総会等へ代表を派遣し、国際的枠組みへの積極的な関与を通じて、他国の技術者教育認定団体との連携を継続している。特に、インドネシアの認定団体支援を通じて国際的評価を獲得した。

また、留学生や技術士に関する問い合わせにも的確に対応している。

### 3.1.5 渉外・連携活動の成果

① 2022年度より、「技術士等の資格に関する特例」として、ワシントン協定に加盟する他国の団体が認定した課程の修了者に対し、技術士法第31条の2第2項に基づく特例が適用されることとなった。

この要件を満たす修了者から申請があり、2024年度に第1号として認定を行った。

② 審査員や委員会などの委員として長期にわたり活動いただいた方々を顕彰するとともにフェローに認定するフェロー制度を2018年度から導入し、2024年度までに130名のフェローを認定した。

## 3.2 認定事業に関する成果

### 3.2.1 新型コロナウイルス感染症対応の認定・審査

新型コロナウイルス感染症の影響により2020年度から例年通りのスケジュール（申請された審査年度の末までに審査を完了）による認定・審査が実施できなくなり、審査の諸活動に関して様々な制約を受けることとなった。このような状況で、関係機関や関係者に迷惑が及ばないことを最優先に、審査スケジュールの変更や実地審査は原則としてオンライン手段により代替し、具体的実施方法を記載した「審査のガイドライン」を発行する等の対策を行い認定・審査業務を遂行することができた。

### 3.2.2 審査員の育成と審査の質の向上

審査員向けに実施する審査員研修会を新型コロナウイルス感染症対応の暫定スケジュールに合わせ、従来年1回開催していた審査員研修会を年2回開催し審査員の育成および質向上の対応を行った。研修内容も毎年見直しを行い、最新の情報を提供するように努めた。さらに、グループワーク等の研修実施環境を整備して、効率的に研修を実施できるようにした。

審査員研修会の前段階の知識習得を主要な目的として、2017年度よりWeb講習を実施している。これは審査研修員の資格を与えるためにも使用されており、審査員育成のための有効な手段となっている。

2014年度から開始された同一教育機関の複数プログラムに対する「一斉審査方式」による審査を、新型コロナウイルス感染症対応に伴い、一斉審査調整措置にて一斉審査化の更なる促進ができた。この一斉審査率の向上により、従来からの審査団長を中心に複数プログラムを横通しで眺め、調整しプログラム間での審査の判断基準のばらつきを抑える一斉審査の効果がさらに審査の質の向上に寄与している。

### 3.2.3 認定基準と審査関連文書の継続的見直し

2019年度に認定基準の改定により、基準が求めている内容は旧基準をほぼ踏襲しつつも、小項目の数を半分以上に減らして（項目の大きくくり化）審査の負荷を軽減したのに加えて、判定基準を従来の ACWD から SWD 判定にして判定の負荷も低減され、毎年その内容をより定着させることができた。

さらに新型コロナウイルス感染症対応の暫定的な審査スケジュールと審査方針に伴う審査のガイドライン等の審査関連文書類の継続的見直しや Web 審査に対応した審査の質向上や負荷軽減のための審査方法の見直し、説明の追加や誤解を生みやすい文章表現の修正等の改善を毎年継続的に実施している。

### 3.2.4 プログラムの受審及び認定維持の負荷の軽減

受審プログラムの審査対応負荷軽減や問合せ対応のため、教育改善を含む教育内容の変更にもともなう煩雑な手続きを毎年の年次報告書の提出による問合せへの回答対応等逐次行っている。自己点検書等の JABEE Web サイトのメンバーページの活用による提出も定着して、プログラムによる文書類作成と審査チームとのコミュニケーションを円滑化するツールとしての負荷の軽減に寄与している。また、自己点検書の書き方についてもプログラム向けの研修会を 2025 年度から開始している。

### 3.2.5 審査員の負荷軽減

認定基準や審査関連ルールの改定は、受審プログラムだけでなく審査員の負荷を減らすことを大きな目的として実施している。2019年度の基準改定は、特に審査の負荷を軽減することに主眼をおいて実施されたが、そのより具体的な負荷軽減の対応を審査員研修会におけるグループワーク等で事例研究を含めて実施している。

### 3.2.6 認証評価機関との連携

JABEE の認定審査と機関別認証評価で重複する評価項目が多いことから、JABEE と認証評価機関が連携して重複する項目をできるだけ減らすための協議を行ってきた。その結果、大学改革支援・学位授与機構の高専専攻科及び大学学士課程に関する認証評価において、JABEE の認定を取得していることを自己評価書に記載し受審プログラムおよび審査員の負荷軽減に役立ってはいるが限定的範囲となっている。国立高等専門学校機構とは KIS 認証評価において、JABEE の認定結果を日工教が実施している KIS 認定に活用されつつある。

また、2025年2月の文部科学省の「知の総和」答申により、機関別認証評価から分野別認証評価への変化も現れており、今後 JABEE としてどのように関与できるか留意しながら対応を行っている。

### 3.2.7 専門職大学院認証評価機関としての活動

JABEE は技術者教育プログラムの質保証を目的に設立されたが、その実績に基づき

2008年度に、文部科学省からの呼びかけで情報・創造技術・組込み技術・原子力分野の産業技術系専門職大学院の質保証のための認証評価機関としての検討を行い、2010年度から認証評価を開始した。2024年度までに4専門職大学院の5専攻(1専門職大学院の改組により2024年度以降は4専攻)に対して3巡ずつの認証評価を実施した。

1巡目から3巡目への経過に従って、評価結果はより良くなっており、認証評価が適切に機能していることが実証されてきている。

### 3.2.8 国際協定への対応と国際協力

2005年のワシントン協定(エンジニアリング系)への加盟の後、2009年にソウル協定(情報専門系)に加盟し、2019年にはキャンベラ協定(建築設計・計画系)に加盟した。ワシントン協定では2012年、2017年、2023年に継続加盟審査を受け、高評価で加盟の継続が認められた。ソウル協定においても2016年、2024年に継続加盟審査を受け、問題なく加盟の継続が認められた。このように、JABEEは協定内でも古株のメンバーとなり、発言力も高まってきている。

また、インドネシアにおいて教育認定団体(IABEE)の立ち上げ及びワシントン協定加盟への支援を行い、2024年にワシントン協定への正式加盟を果たしたことに對しては、インドネシア政府及びJICAだけでなく、ワシントン協定内でも高く評価されている。

ワシントン協定は、他国の加盟団体が認定したプログラムの修了者を、各国がその資格システムにおいて同等に扱うよう働きかけることを加盟団体に求めている。JABEEは技術士資格にこの国際的同等性を適用することを文部科学省に働きかけ10年が経過し、2024年に実質的同等海外プログラムの認定第一号が実現したことは、今後のJABEE認定プログラムの増加にも期待できる。

## 第4章 自己評価で明らかになった課題と今後の対応方針

前回 2019 年度の自己評価で挙げられたものに対してプログラム側と審査側双方の意見や要望を取り入れて継続的に改善を進め、2020 年度以降の新型コロナウイルス感染症への対応を端緒としてオンラインを活用した各種委員会や審査の具体的実施内容と方法等の改善が行われた。しかしながら、今回の自己評価で挙げられた課題は、産業界や一般社会における認知度や伝統校、名門校の参加意識の低さに関する課題等、分野学協会を含む JABEE の自助努力では対応が困難な課題として残っているものが多い。

ここでは、第2章の各項目で挙げられた主要な課題を中心に今回の自己評価で明らかになった課題と今後の対応方針についてまとめた。

### 4.1 財務

認定プログラム数や会員数の減少により収益が悪化し、認定審査事業は赤字が続いていた。審査料および認定維持料の見直しについては、プログラムにおける毎年の支払額が均等となるよう、2025 年度から認定維持費制度を導入した。従来は、認定審査の実施件数に応じて収入が変動する構造であったため、年度ごとの審査件数の増減が財務状況に大きく影響し、収入の安定性に課題があった。認定維持費制度の導入により、認定プログラムから毎年一定額の維持費を受ける仕組みが整備され、審査件数の変動による収入の不安定さが緩和された。これにより、中長期的な財務見通しを立てやすくなり、認定制度の安定的な運営および継続的な質保証活動を行うための基盤が強化された。

一方、学協会による支援の取り組みも行われた。公益社団法人農業農村工学会では、一般社団法人農業土木事業協会の協力を得て、同協会の会員企業からの寄付により大学の負担を従来の認定維持料相当額に軽減する支援策が実施された。

また、認定プログラム数の減少は、JABEE の収入減少に直結するものであり、財務基盤の観点からも重大な課題であった。このため、既存の認定プログラムに対して認定を継続してもらうための方策を講じることが急務となっている。

このような状況を踏まえて、継続的に固定費削減の努力を続けるとともに収益の多様化を図り、持続的に安定した財務基盤を確立することは喫緊の課題である。

今後は財務改善と収益基盤の改善のために次の3点の取り組みを行う。

- ① 学協会、業界団体、教育機関の連携により寄付を募るなどの活動を強化する。
- ② 賛助会員を増やすため、現状活発に活動している認定プログラム数の多い分野から取り組みをはじめ、他の分野にも展開していく。例えば一般社団法人日本建設業連合会や一般社団法人建設コンサルタント協会などの業界団体にも働きかけて、応援団となってもらうような活動も検討する。
- ③ 正会員・賛助会員のメリットを具体化して加入促進を図るとともに、新たに個人会員を増やすことに尽力する。

上記の効果を検証しつつ、プログラムに対して費用負担に見合った付加価値を提供し、対価について納得される取り組みを検討する

## 4.2 JABEE 委員会活動

組織図上の体制整備は進んでいるものの、学協会の会員数減少や認定審査件数の減少に伴い、一部の分野においては分野 JABEE 委員会の活動維持が困難となりつつある。従来の「学協会との密接な連携を基盤とする認定事業」の枠組みが弱体化するおそれがあり、認定事業の持続的な運営が課題となっている。このため、複数分野を対象とする横断的な JABEE 委員会の設置を含め、より効率的かつ柔軟な審査体制の在り方について検討することが求められる。

今回の自己評価においては、理事全員が3つのグループに分かれて積極的な意見交換を行うことができ、有意義な取組となった。これを契機として、理事会、拡大運営委員会、財務・総合委員会、事業企画委員会等の活動を一層活性化させ、組織全体としての議論の深化と意思決定機能の強化を図る。

また、正会員である学協会およびフェローの協力を得ながら、若手教員や企業技術者の参画促進、委員の計画的な世代交代を進める方策について検討する。併せて、審査員研修の体系化を通じて、より参画しやすい仕組みを整備することが、認定活動の新陳代謝および持続的な活力向上の観点から、中期的な重点課題である。

さらに、新型コロナウイルス感染症への対応を契機としてオンラインミーティングが定着したことにより、委員会開催の機動性が高まるとともに、委員以外のオブザーバー参加による情報共有も容易となった。加えて、会議室利用料や委員の交通費等の経費削減効果も認められることから、今後はこれらの利点を活かし、関係者間の情報共有および意見交換をより一層活発化させていく。

## 4.3 国際連携

JABEE が現在加盟している国際協定においては、6年ごとの継続加盟審査の受審をはじめ加盟団体として果たすべき様々な責務が課されており、これらを着実に遂行することが加盟継続の前提条件となっている。継続加盟審査にあたっては、JABEE 職員に加え、JABEE の認定審査全体を説明できる人材の確保が不可欠である。また、ソウル協定およびキャンベラ協定においては、分野特有の制度的背景や教育内容について説明できる専門性を有する人材の参画が求められる。

加えて、他国の新規加盟審査や継続加盟審査に際し、JABEE を含む加盟団体が審査チームに審査員を派遣することも重要な責務の一つであり、そのためには協定審査員の継続的な育成が欠かせない。JABEE では、ワシントン協定加盟当初より協定審査員に関する独自の要件を設定し、数年に一度の協定審査員研修を実施するなど、一定数の候補者を確保してきた。しかしながら、プログラム審査員と同様に世代交代の時期を迎えており、とりわけ産業界を背景とする協定審査員候補者の確保に課題を抱えている。このため、理事、認定関係委員、JABEE フェロー等に対して積極的に働きかけを行い、協定審査員要件を満たす人材の裾野拡大を図っていく。

近年、教育の国際化が急速に進展しており、教育の質保証および学位の国際的通用性を確保するためには、海外大学や認証・認定機関との連携が不可欠となっている。特に、Dual Degree（複数学位制度）、Joint Degree（共同学位制度）、Twinning Program

（ツイニング・プログラム）等、国際的な教育課程の共同実施に関する取組が世界的に拡大している。JABEE としても、日本の大学が海外大学との連携の下でこれらの制度に円滑に対応できるよう、国際的枠組みを踏まえた認定制度の在り方について検討を進める必要がある。これにより、認定プログラムの国際的信頼性を高めるとともに、国内外の教育機関間の連携促進や新たな教育プログラムの創出に寄与することが期待される。

また、JABEE の認定証は初回認定時のみ発行されることから、ワシントン協定のスタンプを捺した和文・英文併記の認定証を毎年認定校に提供するなど、「視覚的メリット」や「価値の可視化」に資する方策についても検討を行う。

さらに、これまでの認定・審査活動を通じて蓄積してきた知見を活かし、国際協力プロジェクトを含む新規事業の展開による新たな収益源の確保についても検討を進める。今後は、欧州の認証機関である ENAEE (European Network for Accreditation of Engineering Education) との連携についても、ワシントン協定加盟団体の動向も注視しつつ具体的な検討と取組を進めていく。

#### 4.4 広報活動

JABEE は、教育機関に対しては一定の認知度を有しているものの、企業、学生、保護者等の他のステークホルダーに対しては、さらなる認知度向上に向けた取組が必要な状況にある。このため、広報委員会において継続的に対応策を検討し、認定プログラムを有する教育機関と連携しながら、教育機関、企業、学生、保護者といった対象別に戦略的な情報発信を進めていく。

具体的には、従来から取り組んできたパンフレットや Web サイトの整備を継続するとともに、日刊工業新聞への広告の定期的な掲載等も含め、多様な媒体を活用した周知活動を行う。これらの取組を通じて、JABEE 認定の意義や価値について理解促進を図り、社会的認知度の向上につなげていく。

#### 4.5 技術者教育の普及活動

国際的な技術者教育認定の動向が我が国の高等教育に影響を及ぼす中、単に「JABEE の認定」という枠組みにとどまらず、国際的な動向を踏まえた日本の技術者教育の質向上、さらには日本技術士会と関連する IPD (Initial Professional Development : 初期専門能力開発) につながる専門技術職の育成という視点から、関係機関との連携を図る必要がある。技術者教育の国際的認定に関して、JABEE は我が国における先導的な立場にあると考えられることから、問題提起や意見交換をより一層積極的に行っていくことが求められる。

特に、文部科学省・中央教育審議会が 2025 年 2 月 21 日に取りまとめた「我が国の『知の総和』向上の未来像～高等教育システムの再構築～（答申）」を踏まえた認証評価制度

の見直しについては、その動向を注視するとともに、国内の関係機関との連携を強化する好機と捉え、主体的に対応していく必要がある。

一方、公益社団法人日本工学教育協会と JABEE の共催により実施してきた技術者教育ワークショップについては、近年参加者数が減少傾向にあり、継続的な開催のためには一定数以上の参加者を確保することが課題となっている。このため、教育関係者のニーズを的確に捉えた内容とすることが重要であり、例えば、特筆すべき教育実践を行っている認定プログラムの関係者に講演を依頼するなど、魅力ある企画の検討が求められる。

また、これまでワークショップの企画立案、資料作成、講師対応等を JABEE 委員の有志に依存してきた結果、特定の個人に負担が集中する傾向が見られた。このため、広報委員会主導の組織的な運営体制へ移行してきたところであり、今後はこの体制をさらに強化するとともに、ウェビナー形式によるシンポジウムやワークショップの開催頻度を高め、幅広い層への周知と参加促進を図っていく。

なお、事務局人員のみでの対応には限界があることから、教育を専門とする外部事業者との連携も視野に入れつつ、技術者教育の普及活動を一層強化していく。

#### 4.6 プログラム認定

認定プログラム数の減少は JABEE の長年の課題であり、単独での解決は困難な状況にある。プログラム数の拡大は、財務基盤の安定化および社会的信頼性の向上の観点から極めて重要である。このため、既存プログラムの維持に加え、新規認定を促進する仕組みづくりが求められる。

この対策として、教育機関や産業界に対する情報発信を強化し、教育の質保証、国際的通用性、学生募集への効果等、認定のメリットを具体例とともに周知する。また、分野事務局やフェローの協力を得て、自己点検書作成に関する相談体制や研修内容を整備し、受審の負担軽減を図る。

また、新規認定の減少と認定継続辞退の増加は財務悪化の要因となっており、早急な対応が必要である。継続辞退の主因としては、①改組、②審査対応の負担、③教育改善達成による継続認定不要の判断、④認定のメリットや社会的認知度の低さ等が挙げられる。これらに対し、認定分野の周知強化、自己点検書作成支援の充実、認定価値への理解促進、Web や SNS 等による発信強化、留学生に対するメリットの周知を進める。

具体的な課題と対応は以下のとおりである。

##### 4.6.1 審査員の増強

学協会の個人会員数の減少、審査員候補者の高齢化や業務多忙等により、審査チーム派遣機関による審査員の選定・推薦人数の確保が年々困難になっている。現状では、現役を退職した経験者等の協力により必要人員を確保しているが、この状況が継続すれば将来的に行き詰まる可能性が高い。このため、認定・審査に関する知識や経験を有する認定プログラム所属教員への要請、JABEE フェローへの協力依頼、賛助会員企業への働きかけ、ならびに 2025 年度から開始した審査員公募制度等を通じて、審査員候補者の拡充を図っていく。

#### 4.6.2 審査の質の向上

認定プログラムを対象としたアンケート結果によれば、審査に対する不満や異議のあるプログラムは、前回の自己評価時点と比べて減少傾向にあるものの依然として毎年数%程度存在している。具体的には、審査員の専門知識や能力そのものよりも、プログラム側とのコミュニケーション不足や主張への対応に関する不満が多く見られる。今後は、審査員研修において審査に必要な知識・技能の習得に加え、プログラムへの対応方法や具体的な不具合事例の共有等を通じて、審査の質の向上を図っていく。

併せて、審査員の負担軽減を目的として、自己点検書やエビデンス資料の確認・整理ならびに認定基準との対応関係の把握等を支援する生成 AI を活用した審査支援システムの導入について検討を進める。具体的には、大量の自己点検書や関連資料を効率的に読み込み、認定基準との対応関係の整理や論点の抽出を補助することで、審査員による確認作業の効率化を図るとともに、審査における見落としの防止や判断の均質化に資することを想定している。

これにより、審査員が本来注力すべき教育内容や改善状況の評価およびプログラムとの対話等に、より多くの時間を充てることが可能となり、審査の効率化と質の両立を図ることを目指す。

#### 4.6.3 認定基準及び認定の枠組の見直し

これまで、国際協定との整合性を確保するため、複数回にわたり認定基準の改定を行うとともに、教育の質保証における本質的要素を維持しつつ、審査負担を軽減するための見直しを進めてきた。今後も、国際協定や国内の教育行政の動向を注視しながら、新たな認定種別の設定や認定分野の見直しの必要性を検討するとともに、認定・審査の質を維持しつつ、さらなる負担軽減につながる基準改定を検討していく。

#### 4.6.4 審査ルール等の見直し

これまで、JABEE が目指す認定・審査の在り方と教育機関の実情との整合を図り、有効かつ実効性のある認定・審査制度とすることを目的として、審査ルール等の検討および改定を進めてきた。特に、新型コロナウイルス感染症への対応として導入した暫定ガイドラインの実績を踏まえ、コロナ禍後には、オンラインミーティングによる遠隔調査と現地訪問調査を組み合わせた実地審査を正式にルール化した。今後も、プログラムおよび審査員からの意見に加え、教育行政や国際的動向を踏まえながら、継続的に審査ルール等の見直しを行っていく。

また、審査負担の軽減に関しては、実地審査前のオンラインミーティング導入による審査効率の向上、旅費や会議室費用等の事務関連経費の削減、研修会を通じた自己点検書等資料作成の標準化を進めてきた。今後は、毎年実施しているアンケート結果のフィードバック内容を活用し、さらなる改善を継続的に図っていく。

## 4.7 認証評価

### 4.7.1 専門職大学院認証評価

専門職大学院認証評価における評価チームの編成については、認定事業と同様に、委員および評価員の高齢化が進行しており、若手の評価員候補者の確保が年々困難になっている。今後も安定的に認証評価活動を継続していくためには、委員・評価員の計画的な世代交代を進めることが不可欠である。このため、JABEE フェローの認定者や審査員公募への応募者に対しても、専門職大学院認証評価への参画を積極的に呼びかけ、評価人材の裾野拡大を図っていく必要がある。

また、2025年度に評価料の改定を行ったものの、現時点で専門職大学院認証評価の対象となっている専攻数は4専攻にとどまっており、今後大幅な増加が見込まれる状況にはない。そのため、現行の対象分野に限定したままでは、専門職大学院認証評価事業として十分な採算性を確保することは難しいと考えられる。このことから、評価対象分野の拡充の可能性も含め、JABEEが認証評価団体としてどのような将来像を描き、どのような役割を果たしていくべきかを整理したうえで、中長期的な視点から戦略の検討を進めていく必要がある。

### 4.7.2 KIS 認証評価

高等専門学校（高専）に関しては、日本工学教育協会が実施している国立高専機構の「国立高専教育国際標準（KIS : KOSEN International Standard）」に基づく認定・評価をJABEEが認証する枠組みを構築している。これにより、KISの評価結果をJABEEの認定審査に活用し、受審プログラムおよび審査チーム双方の負担軽減を図ってきた。

しかしながら、現状では両評価制度の整合性は必ずしも十分とは言えず、評価項目や評価プロセスの対応関係について、さらなる整理と調整が必要な状況にある。今後は、KIS認証評価とJABEE認定審査との連携を一層強化し、評価結果の相互活用をより実効的なものとするすることで、高専における教育の質保証を効率的かつ持続的に支える仕組みの構築を進めていく必要がある。

## 4.8 JABEE 事務局

現在の事務局職員は10名で構成されており、平均年齢は60歳、うち半数が65歳を超えている。加えて、業務の属人化や審査関連システムの老朽化が進行しており、業務の継承や制度改正への迅速な対応が困難となるなど、事務局の業務継続性に関して複数のリスクを抱えている状況にある。

このため、個人のPCやネットワーク上のデータの一元管理およびバックアップ体制のさらなる強化を進めるとともに、業務の標準化をどのように実現していくかが今後の重要な検討課題となっている。業務の標準化は容易ではないものの、業務内容の可視化や手順書の整備を段階的に進めることにより、属人性を緩和し、組織としての業務遂行能力を高めていく仕組みづくりが求められる。

さらに、業務内容や負荷の状況を踏まえ、必要に応じてクラウドサービスとの連携を含む新たなシステム導入の可能性や、外部委託、非常勤スタッフの活用といった柔軟な人員

配置の方策についても検討を進める必要がある。これらを通じて、変化する環境や制度改正にも対応可能な、柔軟かつ強靱な事務局運営体制の構築を中期的な課題として位置づけていく。

今後は、生成 AI の業務活用を含めた業務プロセスの見直しにより、事務局業務の効率化と質の向上を図るとともに、若い世代の事務局職員の確保につなげるため、業務内容の魅力向上や働き方の改善にも取り組んでいく。そのために必要となる安定的な財源の確保についても、引き続き重要な課題として検討を進めていく。

以上

## 第5章 付録（評価のための客観的データ）

### 5.1 アンケート評価の方針

本項では認定・審査その他に関する関係者の意見や認定事業に関わる客観的データ等から、JABEEの認定事業がどのように評価され、かつ実績を上げているかを調査した。

JABEEは、認定プログラム及び審査員に対するアンケートを毎年「定点観測」的に実施し、審査の改善にフィードバックするとともに、経時的傾向からJABEEの審査についての基本的問題を把握することに努めている。

今回の自己評価では、以上の結果を経時的に整理し課題の抽出を行った。これらの課題に対する施策は、継続的に審査のルールや審査用書類の改定を行い審査員研修に反映してきている。それに基づく課題の設定や対策の具体的な内容については本章の「2. 事業評価」の各項を参照されたい。

### 5.2 認定プログラムへのアンケート結果

各年度の認定プログラムに対して、一部の当該年度特有の質問を除けば、ほぼ同一の質問によるアンケート調査を実施して経年変化を調査している。アンケートは以下のような内容となっており、毎年ほぼ72～77%の回答率となっている。

なお、2020年度は、新型コロナウイルス感染症拡大により審査が翌年に延期されたため、アンケートは未実施となっている。

#### [プログラム向けアンケート設問]

##### A プログラムについて（認定受審の目的と効果）

質問1 プログラムの形態（学科、専攻科内の位置づけ）

質問2 JABEE認定取得の目的

質問3 受審による教育改善の進展度

質問4 受審による教員のJABEE認定・審査の意義への理解の変化

##### B 審査方法の改善に向けての意見・提案

質問5 審査用書類の改善の要否

質問6 上記での改善すべき事項（記述）

質問7 基準改定によるプログラム運営への影響（2019年度以降）

質問8 基準改定による自己点検書への影響（同上）

質問9 基準改定による審査チームへの対応負荷（同上）

質問10 基準改定にともなう審査に対する自由記述（同上）

##### C 当該年度の審査に関して

質問11 審査の実施内容の妥当性

質問12 審査チームとの意思疎通

質問13 審査チームの審査能力

質問14 審査の結果の妥当性

- 質問 15 上記での問題点（記述）
- 質問 16 Web 審査と訪問審査の負担比較 （2019 年度以降）
- 質問 17 上記での負担増加の具体事項（記述） （ 同上 ）
- 質問 18 上記審査におけるメリット／デメリット（記述） （ 同上 ）
- 質問 19 JABEE の認定審査についての意見・提言（記述）

次項以降で、上記各設問に対するアンケート結果のうち、各年度に実施した共通の質問について経時的に整理した結果を示す。

### 5.2.1 認定受審の目的と効果

#### 1) プログラムの形態

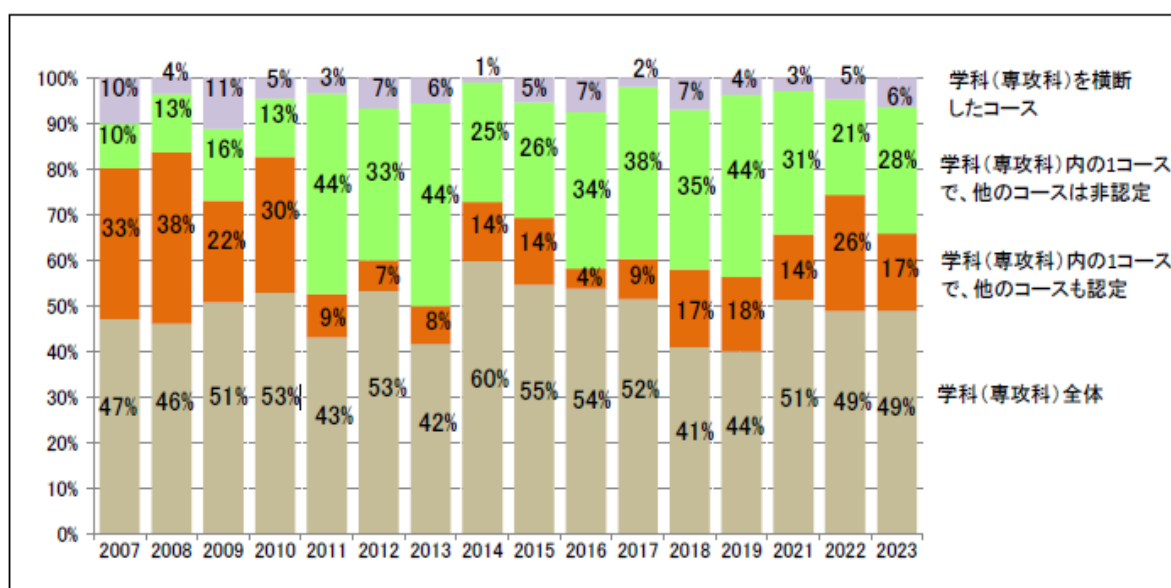


図 5-1 認定プログラム形態の推移

学科全体が認定プログラム、学科内の全コースが認定プログラムの割合が、2018 年度を底に、それから漸増し約 50%で安定している。

現状、「5.4 認定継続辞退プログラムへのアンケート結果」に記述されているように JABEE プログラムを維持することが困難な大学が出てきている。今後は、個々の大学でなく複数大学で技術者育成を維持する道筋も検討の余地がある。また、プログラムの形態についても認証評価等の動向を注視し、検討していく余地がある。

## 2) JABEE 認定受審の目的

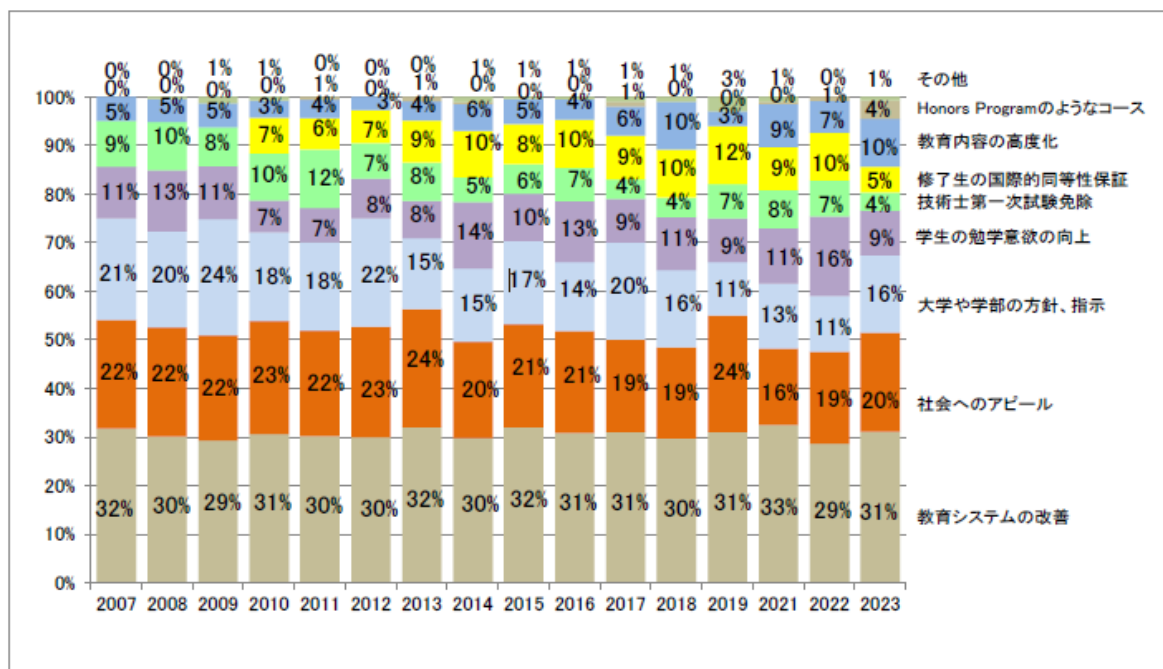


図 5-2 JABEE 認定取得目的についての推移

認定取得目的については、図 5-2 に示すように「教育システムの改善」が最も高く、「社会へのアピール」が 2 位を占めている。年度により若干のバラツキはあるものの、この傾向はほとんど変化が見られない。一方、JABEE 認定のメリットとして掲げる「修士生の国際的同等性保証」や「技術士第一次試験免除」については順位が低い状況が続いている。

## 3) JABEE 受審によりどの程度教育改善が進んだか

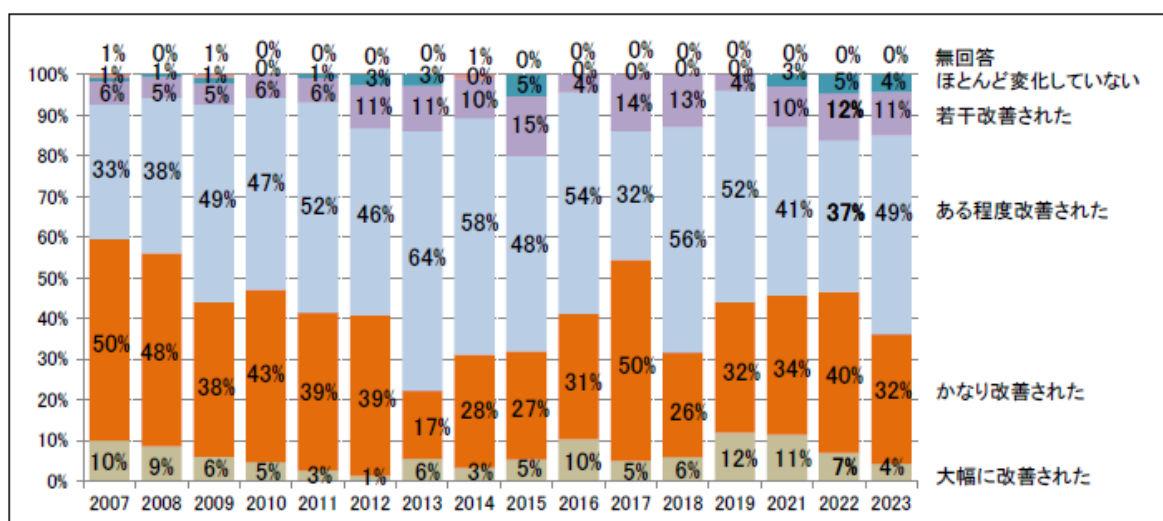


図 5-3 JABEE 審査による教育改善状況の推移

JABEE 審査による教育改善については、図 5-3 に示すように、年度によって変化は

あるものの、「大幅に改善された」、「かなり改善された」、「ある程度改善された」で合わせて約 90%となっており、受審の意義はあると考えられる。しかし、「大幅に改善された」は 2019 年度より減少傾向にあり 2023 年度では 4%まで減少しており、審査を重ねる毎にルーチン化しているのではないかと懸念される。

#### 4) 受審により関係教員の認定・審査の意義への理解がどのように変化したか

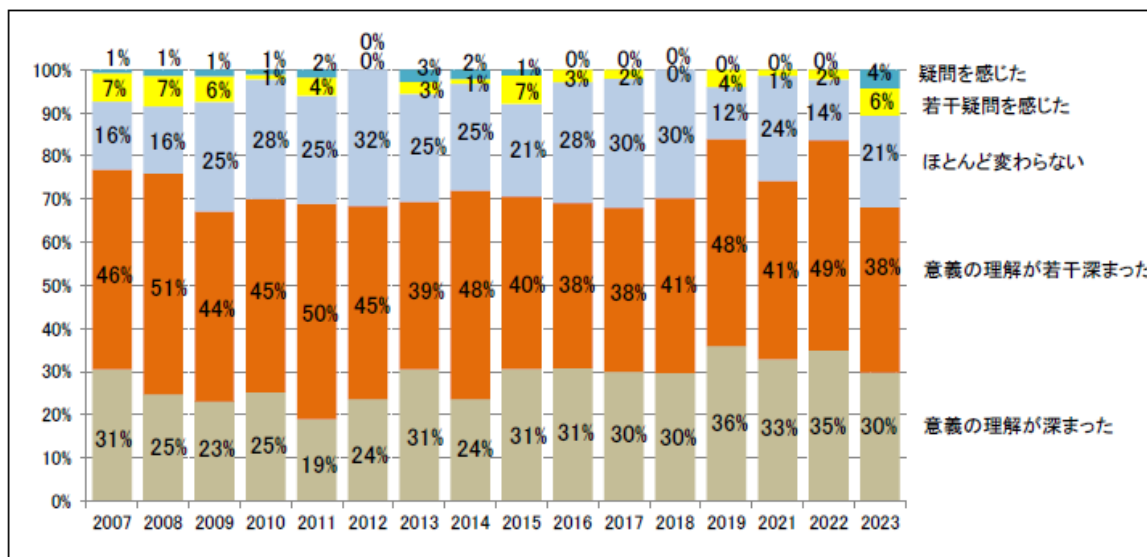


図 5-4 教員の JABEE 認定・審査への意義理解についての推移

受審により関係教員の認定・審査の意義への理解がどのように変化したかについては、図 5-4 に示すように、「意義の理解が深まった」や「意義の理解が若干深まった」については、前回の自己評価と比較すると約 70%と若干向上しており、審査が 3 巡目、4 巡目になるにつれ、継続的改善が進んで来ている表れと言える。

一方、「ほとんど変わらない」が継続して約 20%発生しているため、このようなプログラムの教員に認定・審査の意義を理解してもらう必要がある。

## 5.2.2 JABEE の認定審査への意見・提案

### 1) 審査用文書類の見直しの要否

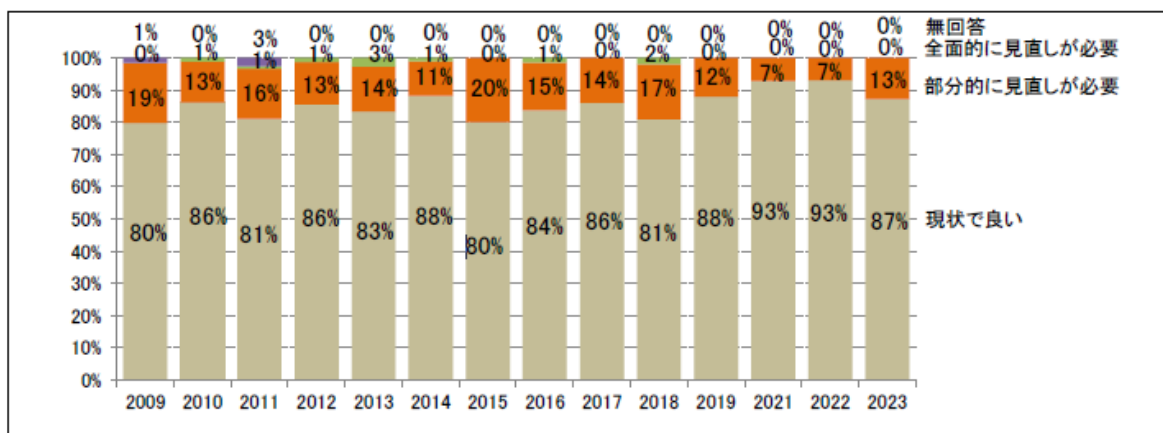


図 5-5 審査用文書類の見直し要否についての推移

審査用文書類の見直しについては、図 5-5 に示すように、「現状で良い」が前回の自己評価の平均 84%から 90%に向上しており、文書類については問題ないと思われる。ただし、「部分的に見直しが必要」と回答したプログラムからは自由記述にて以下の指摘があり、今後、反映を検討する必要がある。

- ① 文書の保存場所が統一されていないため保存場所へのアクセスが悪い。
- ② 公開されているファイルが多過ぎて、どれを見れば良いか分からない。
- ③ 内容が重複している審査項目があるので、もう少しスリム化して欲しい。
- ④ 解説だけでは分かりにくく、付属のパワーポイントを参考にしないと分からない点があった。

なお、文書の改訂内容及び経緯については、「2.2.3 認定基準の改訂」を参考にされたい。

### 2) 基準改定及び関連項目の改定によるプログラム運営への影響

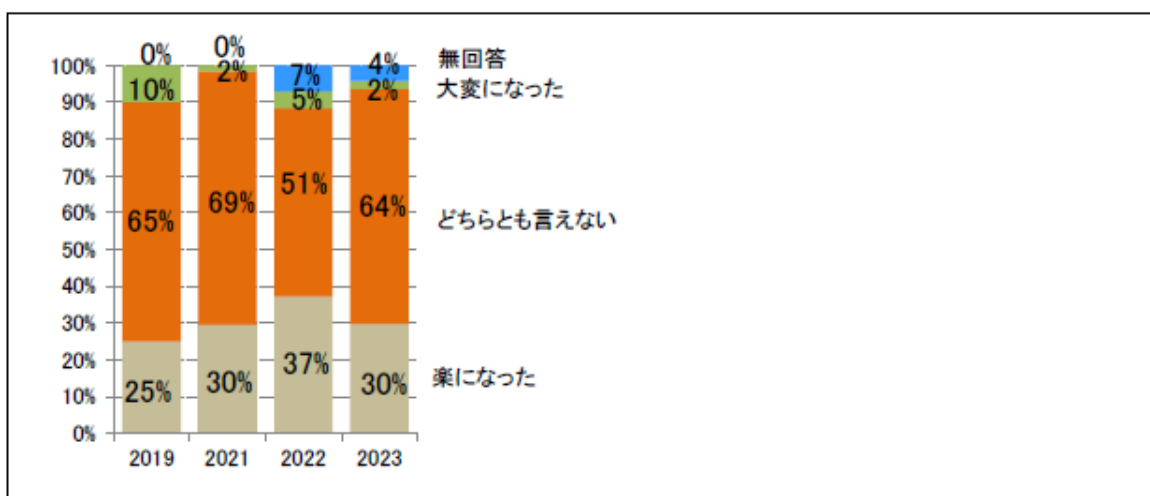


図 5-6 基準改定及び関連項目の改定によりプログラムの運営への影響についての推移

2019年度の基準改定にともない新しくアンケートを実施した内容である。「楽になった」が約30%となっている一方、「どちらとも言えない」が約60%を占めていた。全体として基準改定は必ずしもプログラムの運営を楽にする効果は大きくないという結果だが、さらなる改善にむけては、その要因について以下の3)自己点検書作成作業、4)審査チームへの対応に関するアンケート結果も含めて、さらに調査分析する必要がある。

### 3) 基準改定及び関連事項の改定による自己点検書作成作業への影響

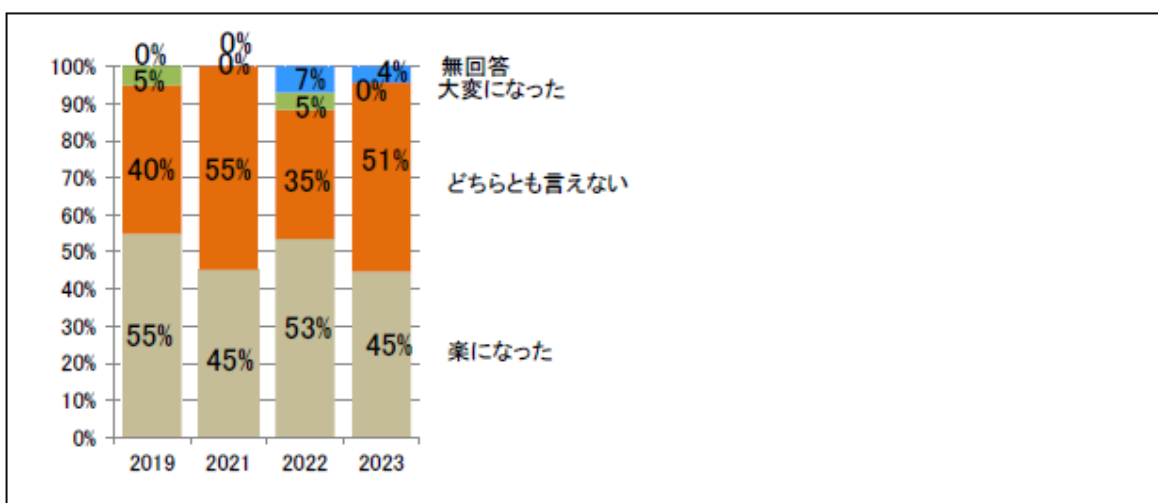


図 5-7 基準改定及び関連事項の改定に関する自己点検書の作成作業への影響についての推移

自己点検書作成の作業については、図 5-7 に表すように、「楽になった」が約 50%を占めており、改定に対する受審プログラムへの負荷が軽減していることが分かる。しかし、「どちらとも言えない」が 35%~55%となっており、どのような点にまだ負担を感じているのかを調査する必要があるだろう。

#### 4) 基準改定及び関連事項の改定による審査チームへの対応等の負荷について

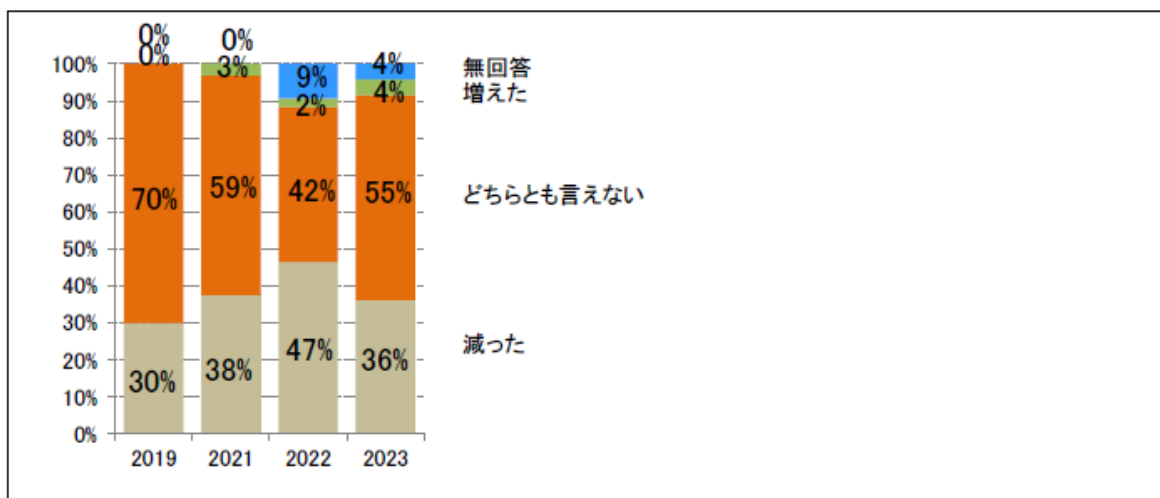


図 5-8 基準改定及び関連事項の改定に関する審査チームへの対応負荷の推移

基準改定及び関連事項の改定に関する審査チームへの対応負荷については、図 5-8 に表すように「減った」と約 38%が回答しているものの、「どちらとも言えない」が約 57%となっている。また、「増えた」との回答も 2~4%となっている。審査チームへの対応負荷をさらに軽減するには、「どちらとも言えない」や「増えた」との回答の要因を、調査分析する必要があるだろう。

基準改定及び関連項目の改定に基づいた審査に対する自由記述では、以下のようになっている。

##### <良好な評価>

- ① 項目が統合され項目間の重複が少なくなったため、以前に比べて負担は少なくなったと感じていると同時に、自己点検書作成時の迷いが減った。

##### <改善要望>

- ① 改定による変更点や対応状況の確認に時間が取られ、自己点検書や実地審査閲覧資料の準備において負荷が減った印象はなかった。
- ② 今回の継続審査では、受審校側からの再三の催促がないと審査が進まない事態となった。大学教員（の審査員）は多忙を極めているため、審査員の負担を極力減らさないと、回りまわって受審校に迷惑をかける事態となる。
- ③ 受審校だけではなく、審査員の負担減となるような基準改定や関連項目の改定が必要である。そのためには、審査項目を大幅に減らすとともに、受審校側が準備する根拠資料が必然的に減るような仕組みの見直しが必要と感じる。
- ④ 根幹となるような改定については、負担のかからないやり方などを、JABEE で開催されているワークショップ等でも説明・提案いただけると助かる。

5) 審査チームによる審査実施内容の妥当性

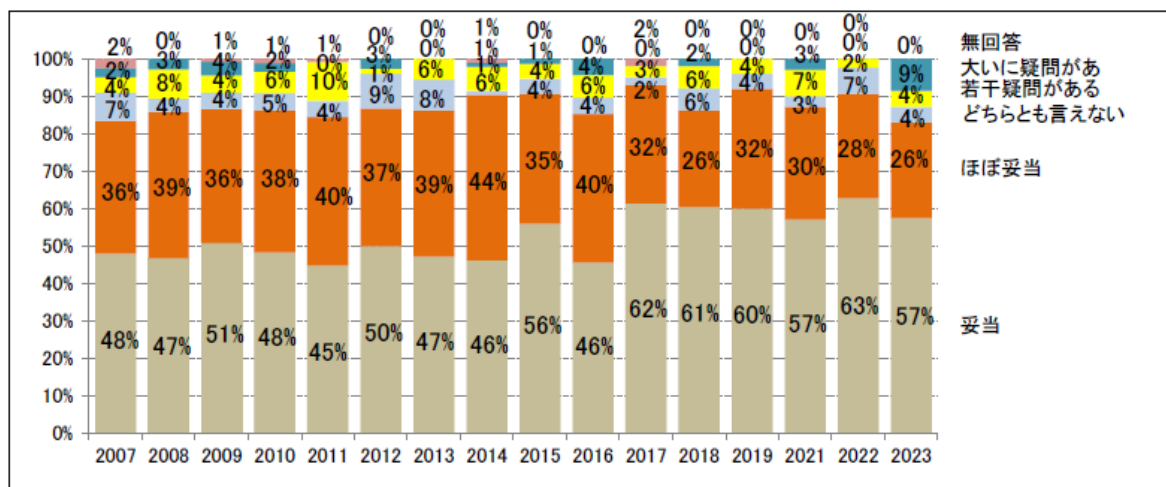


図 5-9 審査チームによる審査実施内容の妥当性の推移

審査チームによる審査実施内容の妥当性については、図 5-9 に示すように「妥当」と「ほぼ妥当」を合わせた割合は、横ばいの傾向が続いているが、その中で「妥当」の割合が約 60%と若干向上しており、e-learning の導入やオンラインでの審査員研修会等の講義等の効果が現れているといえる。しかし、2023 年度のみ「大いに疑問がある」が 9%となっている。

このため、否定的回答（「大いに疑問がある」等）が出されたプログラムについては、事務局または分野委員会が、当該プログラムに対して個別に連絡やヒアリングを行い、認識のずれの解消を図っている。また、最終的な審査結果についても了解を得ている。

6) 審査チームとの意思疎通について

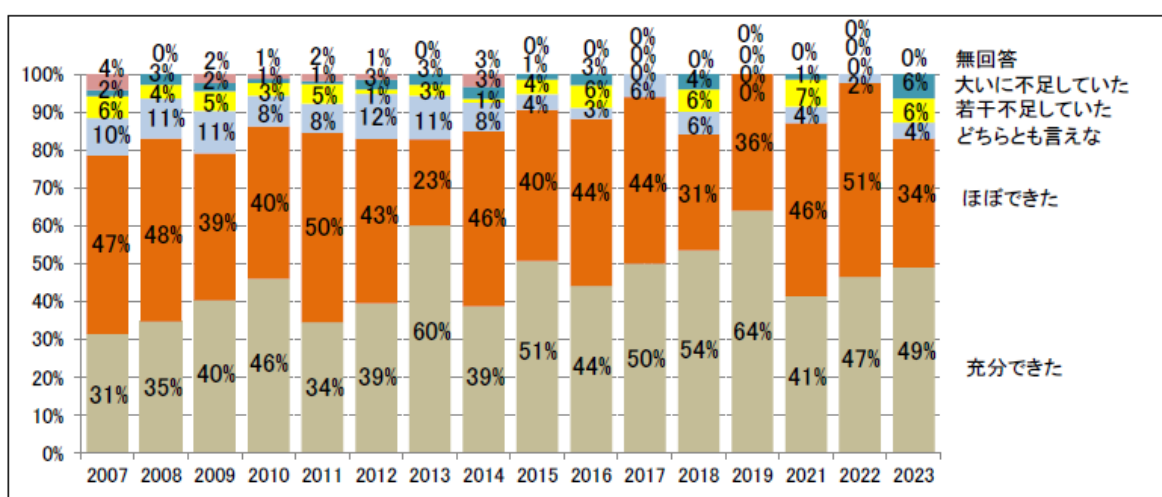


図 5-10 審査チームとの意思疎通についての推移

審査チームとの意思疎通については、図 5-10 に示すように「充分できた」と「ほぼできた」を合わせて約 90%の評価を得ている。ただし、2023 年度は、「若干不足していた」と「大いに不足していた」を合わせて 12%となっている。このような指摘に対応するために、審査員研修会で、プログラムとの意思疎通に関する問題に関して情報共有を行い、プログラムと審査チームの意思疎通のさらなる推進に取り組んでいる。

#### 7) 審査チームの審査能力に対する評価

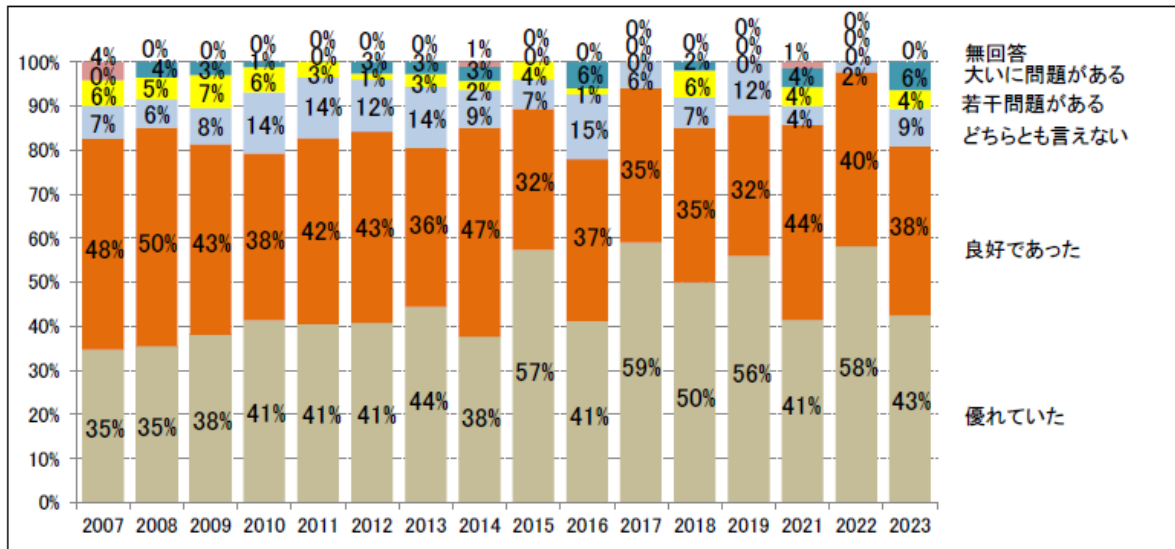


図 5-11 審査チームの審査能力に対する評価の推移

審査チームの審査能力に対する評価については、図 5-11 に示すように、年度毎に若干の変化はあるものの「優れていた」と「良好であった」を合わせて 80%～90%で推移している。一方、「大いに問題がある」は 2021 年度が 4%、2023 年度が 6%となっている。このようなプログラムに対しては、事務局または分野委員会にてフォローを行い、認識の違いの解消をはかっている。

- ① また、審査チームにおける自由記述アンケートにおいて、受審校から次の意見等があった。今後、認定・審査調整委員会において各意見について検討し、改善の必要のあるものについては改善をはかっていく。
- ② 主審査員から送付された実地審査前の点検書に副審査員の非公式な意見がそのまま記載されており、このような記載がされたまま受審側に送付されることについて疑問がある。
- ③ 面談時、科目の具体的内容やカリキュラムの設計について、持論を述べる行為が何度もあった。また、書類上の不備や事務的なミスを指摘するだけの上げ足を取る重箱の隅をつつくような指摘が多かった。
- ④ 基準に沿った適切な指摘と思えない点が何点かあった。
- ⑤ 他高専と本校の受審状況や対応状況・審査結果を比較すると、審査員により指摘

の厳しさが一律でないように感じられる。

- ⑥ 審査チームに KIS (Kosen International Standard: 国立高専教育国際標準) についての認識がないように感じた。また、KIS 評価が参考としてしか扱わないのであれば、事前に説明して欲しい。JABEE 審査へ KIS 評価をどのように反映するか事前に明示して欲しい。

8) 最終審査結果の妥当性

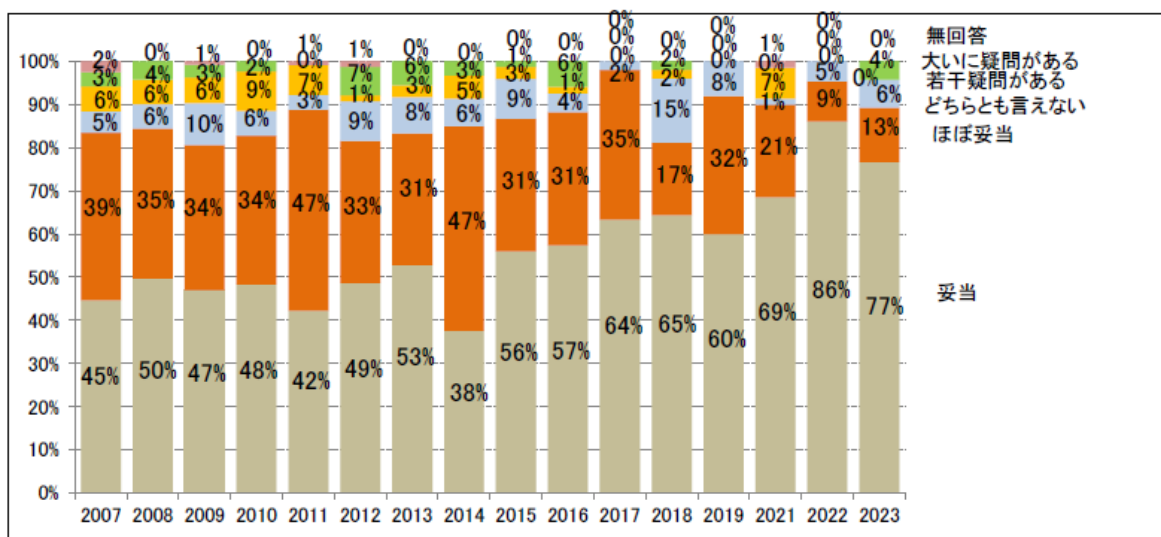


図 5-12 最終審査結果の妥当性の推移

最終審査結果の妥当性については、図 5-12 に示すように「妥当」の比率が増加傾向にあり、「妥当」と「ほぼ妥当」を合わせると約 90% となっており、審査は妥当と評価されている。一方、「大いに疑問がある」と「若干疑問がある」を合わせた比率については審査年度毎にバラツキがある。このため疑問があると回答したプログラムに対してはヒアリング等を行い要因の確認を行うことにより、疑問の解消をはかっている。

9) 新しく実施した Web 審査と従来の訪問審査との負担の比較

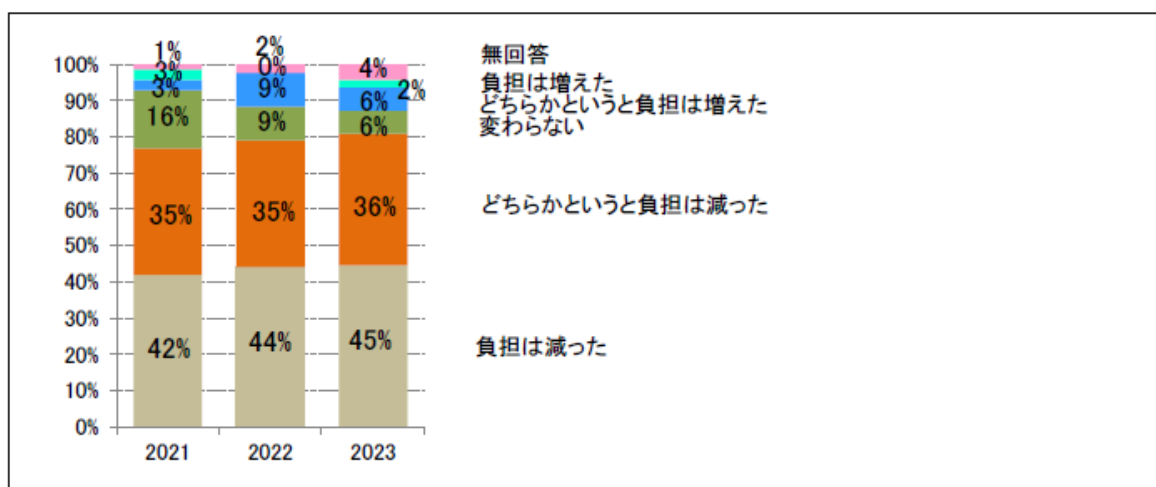


図 5-13 Web 審査と従来の訪問審査との負担の比較の推移

2021年度から実施した Web 審査については、「負担は減った」と「どちらかという  
と負担は減った」を合わせると受審校の約 80%は負担軽減となっている。

しかし「負担は増えた」という回答も一部あり、自由記述アンケートにおいて次の  
意見等があった。今後、認定・審査調整委員会において改善の必要性を検討していく。

- ① ビデオ撮影の要求に対して設営スケジュールの設定、撮影、編集等と作業が膨大  
であり、さらに審査員から特色のある授業があればとの要望があり、撮影の負担が  
大きい。
- ② 審査団から要求された資料と面談の人数が多く、オンラインでの手配と準備に大  
きな負担がある。
- ③ 建築設計のエビデンスの作成及び審査等で負担が増えた。また、Web 審査では十  
分ではない。

アンケートで受審校から Web 審査と訪問審査のメリット/デメリットについての  
提案は、以下のようになっている。

<メリット>

- ① 前は訪問審査、今回は Web 審査と両方の審査を受けたが、Web 審査でも意思  
の疎通は十分にでき、また負担も減ったので、今後も Web 審査を継続していただ  
きたい。
- ② 日程調整や時間の確保で融通が利く点で Web 審査のメリットが大きい（訪問審査  
だと連続した日程を確保しなければならないため）。
- ③ 訪問審査では、受審側の物理的な準備（部屋、審査資料、コピー機等）が非常に大  
変だったが、その負担がなくなったため良い。できれば、審査料も安くして欲しい。
- ④ Web 審査は画面共有で行うため資料が不十分の場合は、探して、それを PDF にし  
て再提示といったことがデメリットと感じるが、移動時間、宿泊など審査にかかる  
費用の面ではメリットは大きいので、今後も Web 審査で効率的な審査が続くのが  
良い。
- ⑤ 未確認事項の依頼や追加説明書の提出時などはオンライン会議にて行い、意見の収  
れんを目指すべきである。これは、文書のみでのやり取りでは審査チームが何を問題  
と考え、どのような説明を欲しているのか分からないことがある。

<デメリット>

- ① 審査員から多くの資料や面談を要求されたため、メリットを感じられなかった。
- ② 施設等の環境確認は訪問調査で行った方が良い。
- ③ 教育の現場を理解してもらう点で、1日での訪問での審査も行った方が良い。
- ④ 部分的な Web 審査の導入は効果的であるが、実際に来ていただく訪問審査でしか伝  
わらないこともある。

<その他>

- ① Web 審査と訪問審査の業務内容を明確にし、これらを併用することで審査精度の向  
上と効率化を図っていただきたい。

- ② Web 審査に切り替えできないものは、講義記録の実物確認と施設見学のみである。施設見学については、それが資料だけで十分と判断されるか、受審側に負担をかけるが動画を作成させるか、写真などを貼付した資料など別途作成させるか、など検討いただきたい。また、講義記録については電子化を推奨し、Web で確認できるようにすると良い。

### 5.2.3 認定制度及び JABEE 活動全般に関する意見・提言等

JABEE の認定制度及び JABEE 活動全般に関する意見・提言等についての自由記述によるアンケートでは、主に以下のような意見の提示があった。

- ① 高校生などが受験する大学を選択する上で、考慮すべきポイントの一つになればよいのではないか。そのためには、受験情報に関わるマスコミ等を通じて JABEE の意義を社会的にアピールする方法があると思う。
- ② 機械分野は分かりやすい資格が少ないため、JABEE が普及し、技術士が増えて一般の人や企業にも認知されるようになると良い。
- ③ 教学マネジメント指針が制定されたが、JABEE は以前からこのような取り組みがなされていたため、本学科としては対応がしやすい環境であった。それにより、JABEE 認定コースではないコースでも教育の質の保証を考えたプログラムが進められるようになり、改めて JABEE 認定コースの存在意義を考える機会となった。
- ④ JABEE 修了生に対する評価は社会的にはそれほど高くないと感じており、認知度はまだまだ低い。企業が JABEE コースの学生の採用を優遇したり、大学院進学における JABEE 認定コースの推薦入試等もない。

このような教育プログラムを行っていることもあり、学生の意欲も高いことから学生自身は成長しているため進路に困るということはない。しかしながら、コース修了後にも魅力ある何かがあれば、JABEE 認定コースを学びたいという優秀な学生が集まり、認定基準の素養を持ち社会貢献を大いに期待できる学生が増えることになる。

- ⑤ 6年ごとの審査料が高額で負担を感じる。受審料・維持費が非常に負担となっており、経費を担保できないことを理由に JABEE プログラムを終了せざる終えないところまで来ている。
- ⑥ 審査員のレベルが一律ではないように感じられる。書類上の不備や事務上のミス指摘するだけの審査に意味を感じられない。審査基準が審査員によって全く異なるため、審査基準を統一すべきである。
- ⑦ 対面とオンラインの両方の良さを考慮した審査が行われると良い。施設の安全確認以外の項目は、Web 審査で実施可能である。施設の安全性の改善については、予算的な都合で実施されていない場合が多いと考えられるため、法人に対する外圧としての意見を JABEE 審査を通じて実施することが想定される。そのため、今後も Web 審査を基本とし、受審校が希望する（安全性の確認を実施したい）場合のみ、訪問審査とすればよいと思う。

上記の①～⑦をまとめると、以下のようになる。

- JABEE 認定によるメリットをさらに発揮させるためには、産業界や一般社会における JABEE 制度の認知度を向上させる必要がある。
- 審査において審査員ごとのバラツキが依然として指摘されており、過去の事例等を参照しながら審査員研修等でさらなる統一をはかる必要がある。
- 実地審査については、Web と訪問のそれぞれにメリット／デメリットがあるため、この両方の形式の良い部分を取り入れた実地審査に変えることにより、受審側、審査側の負担軽減につながる可能性が指摘されている。

### 5.3 審査員へのアンケート結果

2020～2024 年度を担当した各審査員に、1.審査方法の改善、2.受審プログラムの対応、3.審査員の研修、4.審査の編成、等の観点からアンケートを行なった。延べ 796 名にアンケートを送付し、476 名の回答（回答率 59.8%）を得た。以下に、アンケート結果の全体概要と主な意見を記す。

#### 5.3.1 審査方法の改善についての意見

2019 年度の基準改定に合わせて導入した審査方法に対し、2020～2024 年度の 5 年間について審査の効率化・品質向上に繋がったとの意見であるが、コロナ禍対応で行われた Web 実施審査については、対面形式の実施が必要との意見であった。

また、Excel 形式のプログラム点検書については、入力方法が制限されているため Web ベースでの改善等の意見があった。

①Web 実地審査、②一斉審査・中間審査、③自己点検書・根拠資料・プログラム点検書の観点から、審査団長・主審査員と副審査団長・副審査員に分けて、主な意見・提案を以下に記す。なお、審査員アンケートについては、各項目が記述式となっているため一部についてのみグラフ化を実施した。

#### ① Web 実地審査について

アンケート結果からのコメントにあるように、審査団長・主審査員及び、副審査団長・副審査員ともに Web での実施審査だけであると、受審プログラムとの意思疎通、審査における秘匿性のある書類等の取り扱いや施設視察、自己点検書の確認に時間がかかる等の意見が多くあった。以下にアンケート内容について示す。

#### <審査団長・主審査員>

- Web だと点検やコミュニケーションに限界があるため、Web 審査と訪問審査を組み合わせた審査を行うことが望ましい。
- 実地審査については、対面であるから理解できる点が少なからずある。
- 教育現場を肌で感じることも重要であり、実地審査も必要と感じる。

- Web 審査では、遠慮してしまう傾向がある。
- ・個人情報（成績等）・面談・施設・講義等の確認については Web 審査ではどうしても確認できない部分があるため、現地での審査が必要である。
- Web 審査では厳密な審査は困難である。
- Web で議論しながら自己点検書を確認するのは難しい。
- ・主審査員がほとんどの作業を行うことになり負担が大きい。
- ・Web 審査に限らないが受審プログラム責任者は、審査申請前に JABEE の e ラーニング講習の受講が必要である。

#### <副審査団長・副審査員>

- ・審査は実際に訪問し、対面で確認し、対話しないと書類のみでは気が付かない点がある。
  - 受審校と十分な意思疎通を図るためにも実地審査は必要である。
  - 教員面談や履修生に対する面談は、対面でやった方がよい。
  - 実験室の安全等は、実地審査を行わないと分からないため必要である。
  - Web での実施審査は、臨機応変な情報の拾い上げが困難である。
- ・受審プログラムに追加の書類の依頼などの負担をどの程度かけるかによるが、今後も、Web ベースで実地審査を適宜、ハイブリット形式で実施するのがよい。
  - 情報漏洩の危険なく審査関係者がオンラインで閲覧できる仕組みがあると Web 審査が容易になる。
- ・受審プログラムが提出する自己点検書を Web 審査がしやすいように JABEE 側である程度の例示をする必要がある。
  - 資料が多過ぎ、似たような書類が複数あり審査時に必要な資料を探すのが大変である。

#### ② 一斉審査・中間審査について

一斉審査・中間審査について審査団長・主審査員からのアンケートの記述においては、受審プログラムが一斉審査における審査チームの位置付けや自己点検書の作成方法について理解されていないことが挙げられている。一方、副審査団長・副審査員においては、各年度におけるアンケートでの記述はなかった。以下にアンケート内容について示す。

#### <審査団長・主審査員>

- ・一斉審査については、審査チームの位置付け・役割についてプログラム側に明確に伝える必要がある。
  - プログラム側に、審査チームは固有部分のみを審査するなどの誤解がある。
  - 主審査員同士でメンバーサイトを共有できる仕組みが必要である。
- ・一斉審査部分において共通部分／固有部分の記述に関して、受審側が自己点検書作成の手引きを十分に理解していない。
  - 自己点検書の共通部分での引用・裏付け資料番号等を各プログラム間で合わせることを周知する必要がある。
  - 一斉審査用の自己点検書の書き方が徹底出来ていない。

— 一斉審査の調整措置によりプログラム側、審査チームともに 2 年分の同様な資料の作成は意味がないため、1 回分の資料で済むようすべきである。

- 中間審査の場合には、JABEE 事務局もしくは、受審側から前回審査での根拠資料の提示が必要である。

#### <副審査団長・副審査員>

- ・各年度において特に記述はなかった。

### ③ 自己点検書・根拠資料、プログラム点検書について

審査団長・主審査員及び、副審査団長・副審査員ともに、自己点検書・根拠資料については、受審校及び審査員の負担を考慮すると、ある程度の提出資料の分量を減らすことが必要との意見が多くあった。また、プログラム点検書については、フォーマットの数が多くあるため扱いづらい、Excel 版は入力するのに手間がかかるなどの意見がみられた。フォーマットの改善の必要性や、記入方法のガイダンスの必要性について検討して行く。

以下にアンケート内容について示す。

#### <審査団長・主審査員>

- ・自己点検書には最新の資料が含まれていることと、量が膨大にならないこと、資料の重複がないことを念頭に資料の準備をすべきである。
  - JABEE が多くの根拠資料を要求しているのではないかと誤解を与えている恐れがあり、受審側が適度に準備出来るように例示するなどの工夫が必要である。
  - あまり必要性を感じない参考資料や書類が多くあり、減らすことが必要である。
  - 一斉審査用の自己点検書の書き方が徹底出来ていない。
  - 受審プログラムによって自己点検書のレベルに差が多いため、プログラム責任者を対象とした研修等の充実が望まれる。
  - 自己点検書に「しおり」がないと、見たい項目に素早くアクセスできない。
- ・プログラム点検書には最終面談時、実地審査後、審査報告書など種類が多いのと Excel ファイルのため入力に手間が掛かることやコピーに手間かかり非効率である。
  - 審査報告書が何種類もあり、各ステップで何処に送付するか迷う。
  - 過去の審査と比較して項目がまとまっていて書きやすくなった反面、記載漏れも発生しやすい様に感じる
  - プログラム点検書が Excel 形式のため PC で画面操作をするのに手間がかかる。
  - プログラム点検書を作成する労力を軽減するために Excel から Web 報告システムに開発すべきである。また、審査員の個人 PC に審査資料が残らないセキュアな審査システムに改善すべきである。

#### <副審査団長・副審査員>

- ・自己点検書の手引きに記載されている分量が膨大なため、受審プログラムの理解が乏しい部分がある。自己点検書には最低限、何を記述したら良いのか簡易版の手引きがある

と良い。

-審査項目はかなり少なくなったが、自己点検書等の資料の分量は少なくなっていないため、少なくする方法を検討すべきである。

-受審校が提出する書類の量を減らす工夫をしないと、受審校が減少すると感じる。

-電子的に文書が提出される場合、文書間でリンクが必要である。電子文書の利点が「検索」機能しか生かされていない。

-各種文書類が書類を直接見る前提の様式となっており、今後、Web 審査が常態化するのであれば、それにふさわしい様式に改善すべきである。

・準備されているプログラム点検書の種々のフォーマットファイルが扱いにくい。このためプログラム点検書の浄書、清書が審査チームの負担になっている。

-プログラム点検書と審査報告書が Excel 形式で1ファイルになっているので分かりにくい。

-プログラム点検書の Excel に直接入力するのではなく、リンク程度にとどめ、別に保管することで点検作業が行いやすくなる。

-プログラム点検書が Excel のため入力するのに手間が掛かる。また、報告書には不向きであると考ええる。

-プログラム点検書については、審査チームと受審プログラムに伝える内容で区別することにより情報の混入が防げる。

### 5.3.2 受審プログラムの対応についての意見

受審プログラム側の対応に関して、延べ約 90%が満足しており、残りの約 6%は改善が必要、その他の意見が約 4%であった。(図 5-14、5-15 参照) 主に、審査対応の準備不足や基準の理解不足が要因と考えられる。また、教育機関の一部では JABEE の認定取得に対するプログラム責任者への審査業務が集中するとの意見もあった。これらの意見への対応として、既に受審校向け研修会を開催して、受審のための体制づくりや準備について講習を行っている。

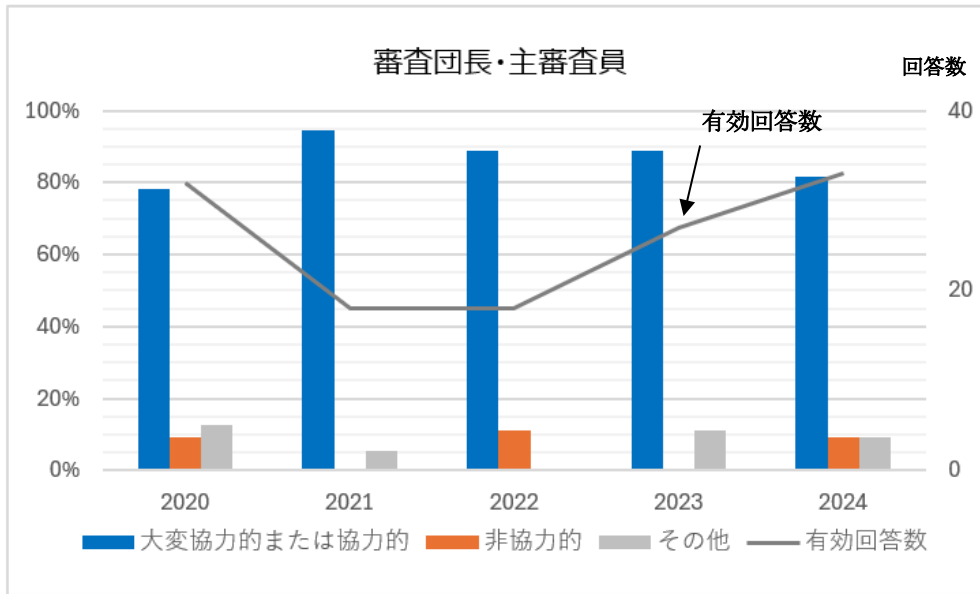


図 5-14 受審プログラムの対応（審査団長・主審査員の回答）

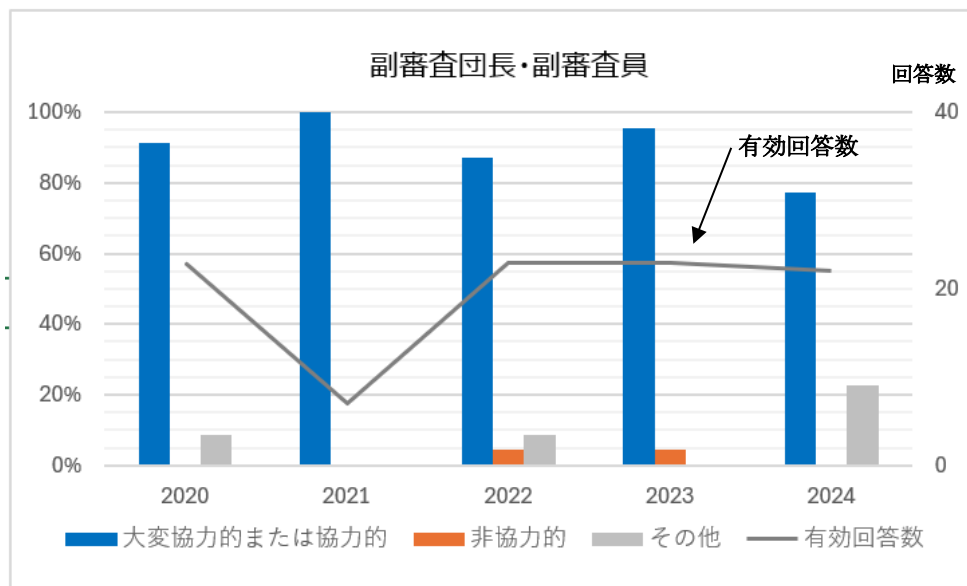


図 5-15 受審プログラムの対応（副審査団長・副審査員の回答）

以下に、主な改善意見等を記す。

<審査団長・主審査員>

- ・継続して受審するプログラムは、常に JABEE の最新情報を確認し、基準に対する考え方を把握したり、認定プログラムに関する変更があれば、その情報を速やかに JABEE に連絡するなどして JABEE 認定教育プログラムとして適切な状況に保つことが望まれる。
- ・継続審査の場合、受審側が前回と同様との考え方で回答してきており、2019 年の改訂による変更点を余り理解していないため周知が必要である。

- ・自己点検書の再提出は認められていないが、審査対象が基準の内容に対する自己点検結果となっていない場合は、再提出を求めても良い等にするすることで、審査の負担が少し軽減される。
- ・実地審査の場合にはプログラム関係者と歓談できる昼食時間などがないため、審査以外の部分（JABEE 活動に対する啓蒙活動など）での意見交換の機会ができないことが残念である。

#### <副審査団長・副審査員>

- ・(受審側の姿勢として) 対面を希望している雰囲気を感じられた。事前の説明により、あくまでやむを得ない場合であることを強調すると良い。
- ・自己点検書に記載されている「カリキュラムにおける学習教育到達目標の評価基準」が不明確であるために審査に多大の時間を要する。これは受審校の問題ではなく、本来何を書くべきかを明確にしてこなかった JABEE 側の問題ではないか。この項目の審査の面倒さを考えると審査員を「やりたくない」と思ってしまう。
- ・プログラム側の基準に対する理解が必ずしも深くなく、基準改定や JABEE を取り巻く状況の変化にあまり興味がない様子だった。受審側が理解を深めるための研修会（FD 研修会を兼ねることができるもの）が必要と感じる。
- ・プログラム責任者に審査対応業務が集中していた気がする。

#### 5.3.3 審査員の研修についての意見

Web での研修は有意義であり、今後も必要との意見であった。一方で、延べ約 40%は改善が必要との意見であった。(図 5-16、5-17 参照)

特にグループワークについては、オンラインだと積極的な参加の意思がないと出席しているだけになるとの意見もあり、対面でのグループワークへの変更の希望が多くあった。

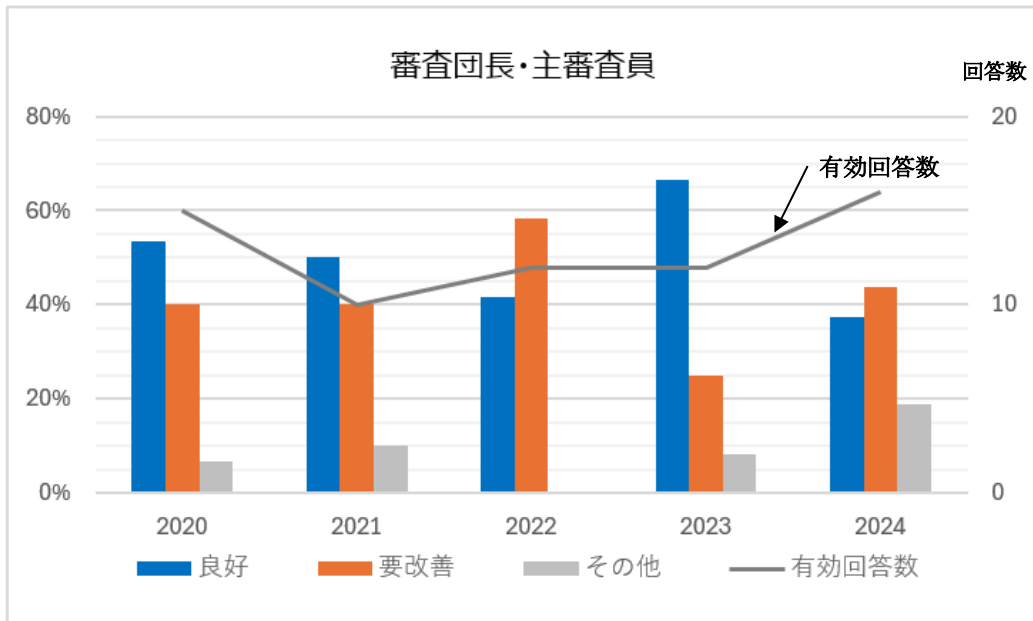


図 5-16 審査員研修について（審査団長・主審査員の回答）

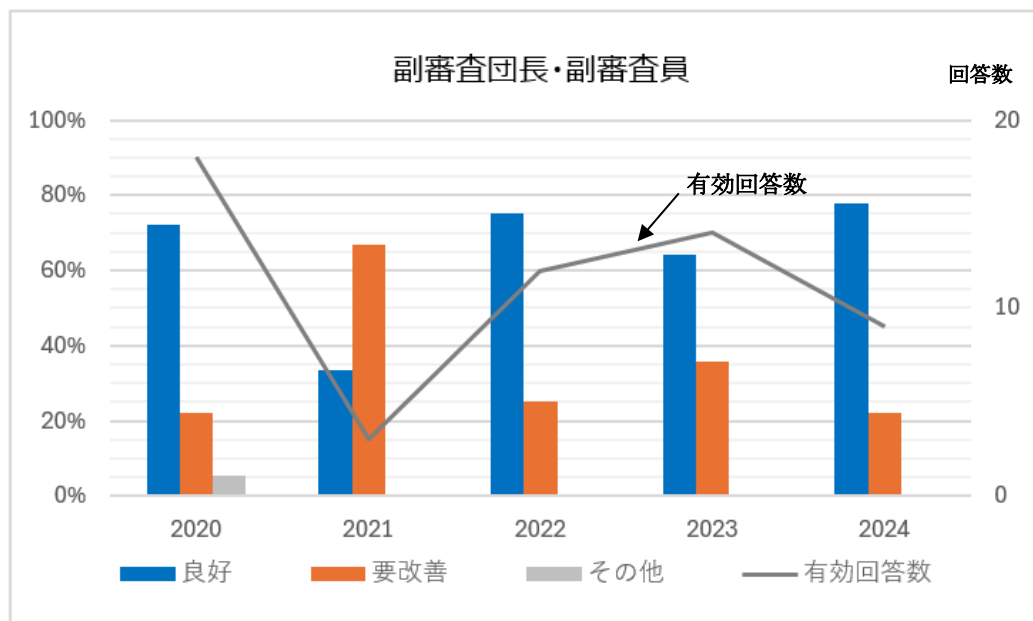


図 5-17 審査員研修について（副審査団長・副審査員の回答）

以下に、審査員研修に対する主な改善意見を記す。

<審査団長・主審査員>

- ・対面で行っていたころに比べて、得られるノウハウが少ない。宿泊研修のころは、研修の時間外の空き時間の情報交換が非常に役立った。また以前のような対面でのグループワーク研修が望ましい。
- ・グループワークの討議結果の発表は今後も続けた方がよい。このため、オンラインでのグループワークよりは対面の方が良い。
- ・審査スケジュールに則って何をすべきかを順序立てて示すことが望ましい。

- ・審査関連資料が複数で多岐に渡り過ぎている。これを読めば良いというものに一元化して欲しい。
- ・長時間にわたる Web 研修のため、問題は覚えてもらえない。さらに、内容を確認するのに必要な部分を資料から見つけられない。

#### <副審査団長・副審査員>

- ・Web 上で教育を受けたが、やはり、対面での研修会での教育の方が分かりやすい。Web 研修のみでは知識の確認はできるが、最近の受審プログラムの状況などの情報交換ができない。
- ・研修の分量が多く、審査経験が無い場合は要点がつかみにくい。
- ・対面での講習会形式の方が学内の雑務に邪魔されず集中できる。
- ・Web 研修は、後日、動画として視聴もできるため、繰り返し確認することができてよい。
- ・(仮想の) 自己点検書の指摘を複数人で Web 会議を行うなど、オンライン研修の質を高める取り組みは可能である。また、同時にグループワークを経験していない審査員に対しては、研修への参加を(半ば強制で)強く勧めないといけない。

#### 5.3.4 審査チームの編成についての意見

審査チームの編成について、副審査団長・副審査員では約 83%について良いとの回答を得たが、審査団長・主審査員からは約 53%が良いと回答結果となった。(図 5-18、図 5-19) この結果についてアンケートの記述を見ると、審査団長・主審査員に対する審査への負荷が偏っており、副審査員から見てもそのように感じていることが分かる。

また、審査研修員、オブザーバーについては、審査への具体的な関わり方を事前に明示しないと傍観者となってしまふなどの意見もあった。

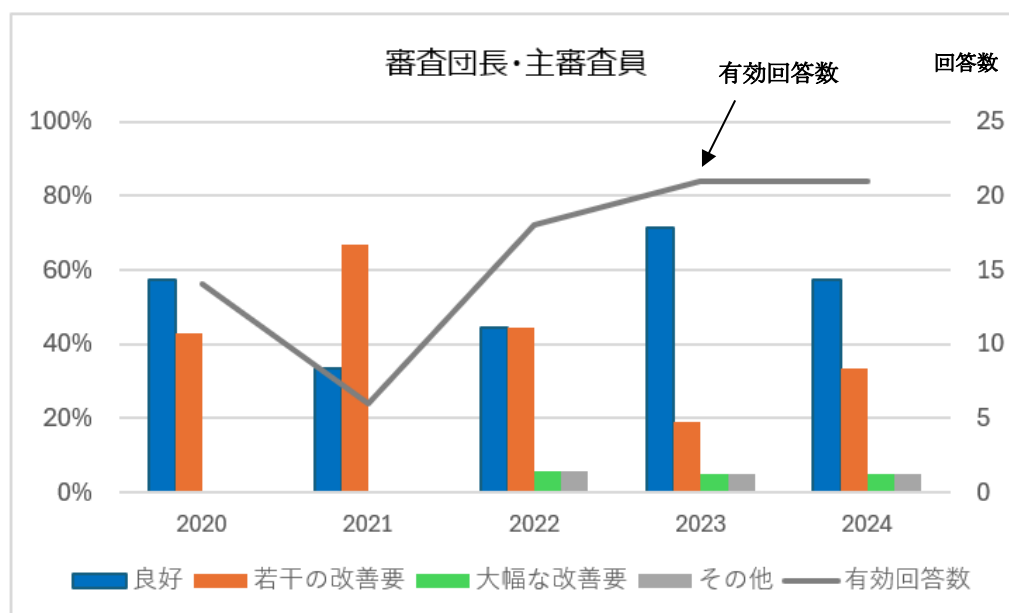


図 5-18 審査チーム編成について (審査団長・主審査員の回答)

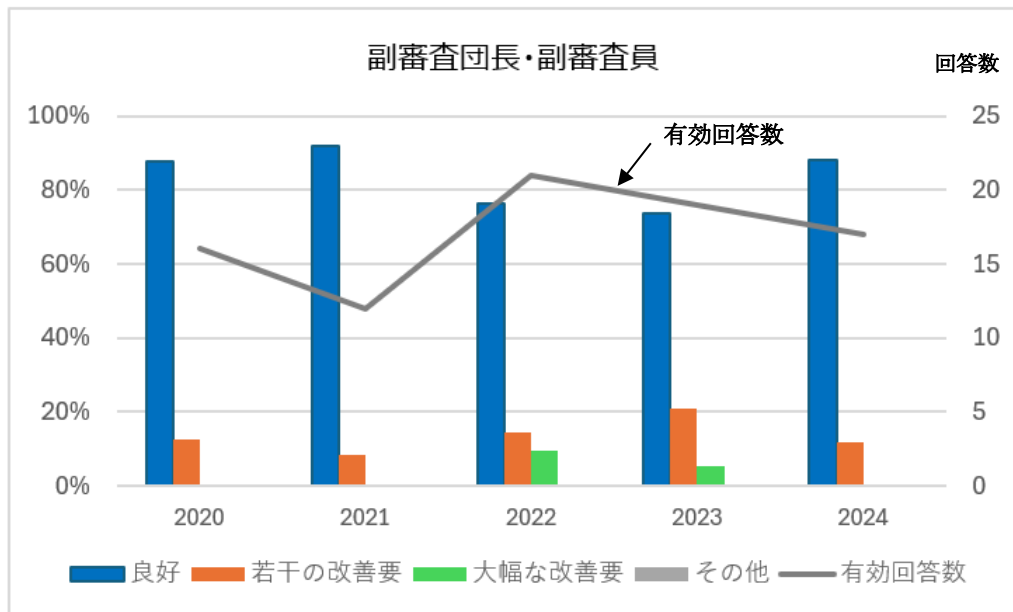


図 5-19 審査チーム編成について（副審査団長・副審査員の回答）

以下に、審査チーム編成に対する主な意見を記す。

<審査団長・主審査員>

- ・主審査委員と副審査団長の重複は責務が大きいように感じる。
- ・団長として全員から回答をもらいたい事項に返答のない審査員が複数いたため、情報が伝わっているかどうか多少不安になった。
  - 従来の実地審査では、全審査員と一緒に現地に行くため常に全員が揃っている。しかし Web 審査の場合、審査員の予定が全員揃わない日時が生じた。取りまとめ役としては、スケジュール作成に苦慮した。
  - チームメンバーそれぞれが点検を行ってチームの意見を集約するという役割を理解されていないと思われることがあった。
  - オブザーバーが自身の役割を認識していなく、コンタクトそのものが不十分であり、主審査員の役割に含めるのは妥当とは思えない。
- ・人選が難しいことは理解しているが、もう少し年齢の若い方々の参加が望ましい。
  - 一斉審査により 2 名での対応だった。通常の 3 名での審査に比べて実地審査時の分担に苦労した。
  - 各チーム 2 名は少な過ぎであり、1 名に急な体調不良等が発生すると審査に支障を来たす。
  - 対象が 2 プログラムでも共通部分の審査は多数のプログラムの一斉審査と同じ労力なので、副団長を選任してもらいたい。
  - 審査員の選考については、審査派遣機関が十分注意深く行っていただきたい。
- ・審査研修員の審査への関わり度合いを増やした方が良い。（審査を傍観している感が強い）

- ・オブザーバーが専門外の方々に苦勞されたと感じる。
- ・電気、土木、化学など審査員の実験が適切に選取されており、企業からの審査員も含まれているチームで柔軟な審査が可能であった。

#### <副審査団長・副審査員>

- ・主審査員に負担が偏っているように感じる。
  - Web 審査に関係するが、主審査員に書類を作成していただくなど負担をかけてしまう。
  - 主審査員の多忙により審査の動き出しが遅く、自己点検書の読み込みや検討がギリギリとなり、受審校に迷惑をかけた。対面交流が再開して皆忙しく、審査員全員が日程確保に責任を持つ必要がある。
- ・主審査員のリアクションが悪く、全ての審査プロセスにおいて支障があった。選任に問題があったのではないか。
  - 書類審査の段階で主審査員に全く連絡が取れないことが頻繁にあり、受審校への連絡の期限も守ることができず審査に支障があった。
  - 審査チームの構成において、役職等で忙しい方は候補にしない方がよい。
- ・審査員が**全部で2名であった**が、審査上は問題がなかった。しかし、後進の育成のためには少なくとも3名はいた方がよい。
  - 将来の審査員を確保するためには審査研修員の参画が不可欠であり、今回のような構成での対応が望ましい。
- ・主審査員と副審査員は、異なる分野のチーム編成が望ましい
- ・JABEE 教育を受けた学生と一緒に企業活動をしているのは企業人のみであり、JABEE 教育を受けない学生との違いも肌で感じる。この評価の違いや経験を活かすためには、大学の先生方と同じ目的（視点）で審査するよりも、別の目的（視点）があってもよい。

#### 5.3.5 その他の意見

上記項目以外の主な意見を以下に記す。

- ・審査方法について
  - Web ページが審査期間中に更新され、最新情報のみのアクセスしか出来ず、2021 年度審査に必要な資料を探し出すのに苦勞した。
  - 審査員側から見ると自身が審査団の一部か、単独の審査チームなのかが不明であり、JABEE より審査員に対して体制を示して欲しい。（一斉審査）
  - 統括報告文は、プログラム側にとって審査の全体が把握できる有効な報告なのに読み上げるだけでは周知が不十分である。
  - C 評価がなくなったため、改善の余地がある場合の指摘方法の難しさを感じる。
  - 企業出身の審査員にも分かるような用語解説や基準書類の付番体系化等の改善が必要である。
- ・審査員研修について

-審査のポイントの変更もあるため、審査員だけではなく受審プログラムからも参加してもらおう方が、今後の審査に役立つのではないかと。

-審査員研修と開催目的は異なるが、事前研修会よりも「審査後オンライン報告会」にて各分野の審査員どうしが本質的な審査の課題と改善の方向性を意見交換できる機会があると有意義であると考えている。

#### 5.4 認定継続辞退プログラムへのアンケート結果

認定継続を取りやめた理由および考察については、「事業評価」の章でその詳細が述べられているので、本項では認定継続辞退プログラムから回答があった辞退理由について記述する。前回 2019 年度自己評価の結果を踏まえて、その後も毎年度実施してきた辞退理由の確認の結果を一覧にまとめると、表 5-1 のようになった。

本表では、2019 年度以降 2024 年度までの直近 6 年間で、認定継続を辞退したプログラムがその辞退の理由として挙げた理由を 1) ～9) の通り、複数回答も含めて、多いものから順に並べて整理している。

表 5-1 各年度の認定継続辞退プログラムの辞退理由

年度	2019	2020	2021	2022	2023	2024	合計
継続辞退プログラム数	4	30	29	13	21	11	108
認定継続辞退の理由	左記の各理由を挙げた該当プログラム数（複数回答を含む）						合計
1) 改組（統合、再編等）のため、 （改組後に再申請するかどうかは プログラムにより異なる）。	3	15	2	7	10	5	42
2) 認定継続の審査に対応する ための負担が大きい。		5	5	2	1		13
3) JABEE認定による教育改善は 達成したので、後は自分たちできる。	1	5		2	4	1	13
4) 認定によるメリットが少ない、 社会や企業への認知度が低い。	1	2	7	2			12
5) 自由なカリキュラムを組むための 足枷となる。		2	6				8
6) 審査料、維持料の負担が困難 （費用対効果が低い等）。		4	2			1	7
7) 学科/学部の協力が得られない。			2				2
8) その他 （他の外部評価を受ける。学生の減 少、審査基準との整合困難等）	1	6	3		3	5	18
9) 理由は不明（明かさない）。		1	8	2	3	1	15
合計	6	40	35	15	21	13	130

辞退の理由として一番多かった“1) 改組(統合、再編等)”を挙げたプログラム数を、各年度の継続辞退プログラムの総数に対する割合としてみると、表 3-2 に示すようにおよそ半数であり、“改組”が継続辞退理由として非常に大きな影響をおよぼしていることは明らかである。

ただし、1) を挙げたプログラム数の 2021 年度の割合が前後の他の年度と比較して少ないことに関しては、2020 年初旬に始まった新型コロナウイルス感染症の社会的な影響による各教育機関の業務の停滞などを受けた為であると考えられ、2021 年度は特殊要因があった年度とみなして良いと思われる。

改組による継続辞退には学部、学科等の再編、統合、廃止やそれに伴う教員等の配置転換等による人間的なものまで種々の理由がある。辞退が不可避なもの継続することの負担が大きいことで辞退となるものなどがあるため、改組による認定辞退については JABEE 側からプログラム側への対応次第で変化がある可能性も期待されるのではない。

表 5-2 改組を理由として挙げた各年度の認定継続辞退プログラム数と割合

年度	2019	2020	2021	2022	2023	2024	合計
継続辞退プログラム数	4	30	29	13	21	11	108
改組を継続辞退の理由として挙げたプログラム数	3	15	2	7	10	5	42
各年度において改組を継続辞退の理由として挙げたプログラムの割合 (%)	75	50	7	54	48	46	

これらに対する詳細の考察は、「事業評価」の 2.2.2.1.3 を参照されたい。

## 5.5 JABEE 認定と技術士資格取得

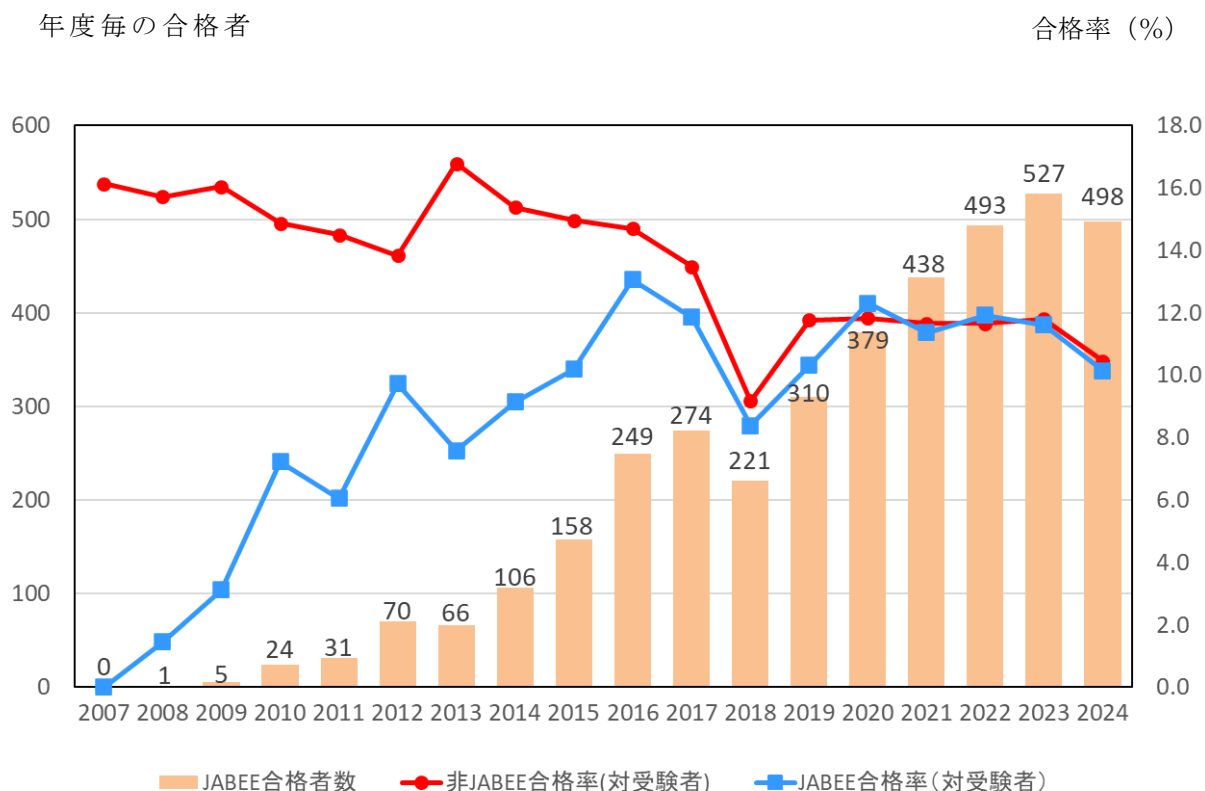
### 5.5.1 認定プログラム修了者の技術士資格取得状況

JABEE認定プログラムの修了者(以下、修了者と呼ぶ)は修習技術者(技術士第一次試験合格と同等)となる。修了者の修習技術者が、2008年度に技術士第二次試験に初めて合格し、技術士の資格を取得した。それ以降、修了者の合格者は順調に増加している。また、初期は修了者が若年であったために低かった合格率も年々向上し、2020年度以降は、修了者以外の受験者の合格率とほぼ同等となっている(図5-20参照)。

2024年度の修了者の合格者数は498名で2023年度より9%減少しているが、受験者全体の合格者数も昨年度の2,690名から2,395名とほぼ同じ9%減少しているため、JABEE修了者特有のことではなかった。一方、全体の合格者に対する修了者の割合は20.8%となっており、昨年度の19.6%から増加している。さらに年代別で見ると、20代の44%、30代の40%、40代の8%(40歳以上の修了者はまだ少数のため、合格者もまだ少数)が修了者となってい

る。合格者の平均年齢は全体で42.1歳であったのに対し、修了者は33.5歳だった。また、通常の大学卒業年齢で修習技術者となった後技術士第二次試験を受験できる最年少（26歳）の合格者は全体で40名だが、そのうち23名（58%）が修了者である。

以上のように、JABEEの認定が若い技術士を生み出すための推進力の1つとなっていることが分かる。



注1：「JABEE合格者数」は、技術士第二次試験に合格したJABEE認定プログラム修了者の数を表す。

注2：「JABEE合格率」はJABEE認定プログラム修了者の技術士第二次試験の合格率（受験者中の合格者の割合）を表す。

注3：「非JABEE合格率」はJABEE認定プログラム修了者を除いた受験者の技術士第二次試験の合格率を表す。

図 5-20 技術士第二次試験合格者数／合格率の推移

### 5.5.2 認定に関する海外対応の事例

国外のワシントン協定認定団体が認定したプログラムの修了者は、実質的同等性の視点からJABEEの認定プログラムの修了者と同等として技術士第一次試験免除の対象として扱われる。2022年度に文部科学省よりこの制度が認められてから、初の申請があり手続きを行った。

文部科学省と折衝を始めてから10年が経過し、ようやく実現した実質的同等海外プログラムの認定第一号と言う事もあり、当該者の勤務先を訪問し、証書授与を行った。

パキスタン出身で現在は愛知県の測量設計会社の技術部に勤務するA氏は、JICAの奨学金制度を知り、T大学大学院にパキスタン人として初めて留学することになった。大学院修了後に研究生として日本に残り、その後「技術士」資格の取得を視野に入れ、先

ず技術士補の登録を目指そうと考えた。この技術士補への登録は海外からの技術者の高度専門職ビザの更新にも有利な面があり、今回の場合は就職先での資格手当の付与などの利点もあった。

ただし、当該事案により認識できたこととしては、資格取得に関しての本邦での情報の多くが日本語で、資格取得の試験も日本語のみであり、日本語を母語としない者には困難であること、また今回資格を取得したA氏自身でさえもパキスタンで受けた教育課程がワシントン協定で同等とみなされる認定プログラムであることを入学当時は認識していなかったことなど、国際的同等性を活用したキャリア形成についての認知度が低いことなどである。また、当事者であるA氏と勤務先の代表者からは以下のコメントが得られた。

A氏からは、同じように来日している外国人に対しては「高度な日本語力が必要なので、誰にでも勧められるわけではありません。」と慎重な姿勢の見解があり、「日本語での試験は理解できても、英語での回答も認めてもらえるように制度が改善されれば、さらに多くの人挑戦できる。」との、日本技術士会への要望もあった。

また、勤務先の代表者からは、「こうした制度の情報は企業側にも届いていない。今回の件を通じて、JABEEや技術士会との連携が企業にとっても重要だと認識しました。」との意見があった。

国を越え、言語や文化の壁を乗り越えて、日本で専門職として活躍するA氏の姿は、多様性と専門性の融合がもたらす可能性を強く感じさせてくれる。JABEEは今後も国際的な技術者教育と資格認定への支援を通じて、こうした人材の活躍を後押ししていく。

## 2024年度自己評価プロジェクト体制

### ■ 2024 自己評価プロジェクト統括

委員長	岸本 喜久雄	(JABEE 会長／グループ 1 主査)
副委員長	佐藤 之彦	(JABEE 副会長／グループ 2 主査)
副委員長	鳥居 和功	(JABEE 副会長)
委員	藤井 俊二	(業務執行理事／グループ 3 主査)
委員	猪股 宏	(業務執行理事)
委員	若井 明彦	(認定・審査調整委員会委員長)
委員	牧野 光則	(基準委員会委員長)
事務局	三田 清文、飯田 和弘、谷戸 恵介、園部 薫	

### ■ グループ 1 ー 機関評価 ー

主査	岸本 喜久雄	(財務・総合企画委員会委員長)
副主査	大村 仁	(財務・総合企画委員会委員)
副主査	猪股 宏	(業務執行理事)
担当理事	石井 秀明、渋川 直紀、鈴木 雅行、豊田 建、眞先 正人、望月 康則	
事務局	三田 清文、飯田 和弘、遠藤 克彦	

### ■ グループ 2 ー 事業評価 ー

主査	佐藤 之彦	(認定事業委員会委員長)
副主査	若井 明彦	(認定・審査調整委員会委員長)
副主査	牧野 光則	(基準委員会委員長)
担当理事	安藤 新二、雑賀 高、酒井 秀夫、田崎 祐生、長尾 雅行、良永 知義	
事務局	園部 薫、大野 正志郎、高橋 明子、桑原 美奈子、志澤 英美	

### ■ グループ 3 ー 評価のための客観的データ ー

主査	藤井 俊二	(広報委員会委員長)
副主査	根木 茂人	(広報委員会委員)
副主査	高橋 尚子	(広報委員会委員)
担当理事	葛生 伸、櫻井 祐子、滝澤 昇、田中 友章、深堀 聡子、増田 昌敬、	
担当理事	渡邊 一衛	
事務局	谷戸 恵介、仲村 一則	

### ■ グループ 4 ー 成果ならびに課題と今後の対応方針 ー

主査	岸本 喜久雄	(JABEE 会長／グループ 1 主査)
副主査	佐藤 之彦	(JABEE 副会長／グループ 2 主査)
副主査	鳥居 和功	(JABEE 副会長)
担当理事	藤井 俊二	(業務執行理事／グループ 3 主査)
担当理事	猪股 宏	(業務執行理事)
担当理事	若井 明彦	(認定・審査調整委員会委員長)
担当理事	牧野 光則	(基準委員会委員長)
事務局	三田 清文、飯田 和弘、谷戸 恵介、園部 薫	

以上

2024 年度 JABEE 自己評価書

発行年月 2026 年（令和 8 年）3 月

編集 2024 年度 JABEE 自己評価プロジェクト

発行 一般社団法人日本技術者教育認定機構  
(JABEE)

〒108-0014 東京都港区芝 5-26-20 建築会館 4 階

Tel 03-5439-5031 Fax 03-5439-5033

E-mail: [office@jabee.org](mailto:office@jabee.org)

URL: <https://jabee.org>

本報告の内容を複製する際は、あらかじめ一般社団法人  
日本技術者教育認定機構の許可を受けて下さい。